(別冊)

和歌山海区における 共同漁業、定置漁業及び区画漁業の 免許の内容たるべき事項及び申請期間等

和歌山県

目 次

| 共同漁業 | | | | | | | |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 地先漁業 | • | • | • | • | • | | 1 |
| つきいそ漁業 | • | • | • | • | • | 3 | 2 |
| ぶり飼付漁業 | • | • | • | • | • | 5 | 0 |
| 定置漁業 | • | • | • | • | • | 5 | 2 |
| 区画漁業 | | | | | | | |
| のり養殖業 | • | • | • | • | • | 5 | 4 |
| わかめ養殖業 | • | • | • | • | • | 5 | 5 |
| ひろめ養殖業 | • | • | • | • | • | 6 | 3 |
| 真珠母貝垂下式養殖業 | • | • | • | • | • | 7 | O |
| ひおうぎ垂下式養殖業 | • | • | • | • | • | 7 | 1 |
| かき垂下式養殖業 | • | • | • | • | • | 7 | 2 |
| 魚類小割式養殖業 | • | • | • | • | • | 7 | 3 |
| くろまぐろ小割式養殖業 | • | • | • | • | • | 8 | 3 |
| あわび地蒔式養殖業 | • | • | • | • | • | 8 | 7 |

地先漁業

| <u> 地元偲来 </u> | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------|---|------------|--|--|---|--|--|--|-----------|------|-------|---|----|
| 番 号漁場の位置 | 漁業種類 | i 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | の | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 | 備考 |
| 和共第 和歌山市加 1号 太地先 | 第一種共同漁業 | わから、 かがきさ、 かがきさなのりでは、 かがいない、 かがいない、 かがいない、 かがいない、 ないでは、 ないがい、 ないでは、 ないがい、 ないでは、 | 月31日 まで | 順に 基基基ア イウエ | 、第 大和和か線かか号 最一 阪歌歌らとの 所山山3の32の 320兵 第下 歌加加5点 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 | 時流 山太太。。。 県海端 県沖磯 - 20 南 東 に 黒浦 / 20 下 高 島浦 / 7 | その囲 他内れた で で で で で で で で で で で で で | E区域 難 置した標識 に標識 とイから大阪府 O m点 O mの点 | | 平成25年9月1日 | から30 | 大川 | 平年日成8月1年日成8月1年日成8月1日成8月1日 (1997年日 1997年 1 | |
| 和共第 和歌山市雑 2号 質崎地先 | 第二種共同漁業 | わかめ・めろめ・め漁業 ひじき・もずく でんがき、さ漁業 でんが、な漁業 あわびぶし漁き・いそもの漁業 とこざえ・かま とこざ、漁業 うたこ、漁業 うまま、漁業 なま、漁業 を、漁業 を、漁業 なま、 なま、 なま、 なま、 なま、 なま、 なま、 なま、 | 月31日 まで | を順次に結んだ。 基点第12号 。 し、 基点第13号 。 | 線 和た和置和和号。号号と 歌標歌し歌歌かーかかし歌歌かーかから2025 | 潮時海 質 質 崎 崎 時 時 時 時 時 時 り り り り り り り り り り り り | 表によって 表によって 大山港 一文 し では では では では では では では では では では | 囲まれた区域 是防基部に設置 字防波堤基部に に標識 置した標識 象と基点第12 00mの点 | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も免漁の者日獲金、組るにしら刺、設の発生が大合業記なな網網しにおれた会業記なな網網しににおいる。 はり は いっぱい は かい は | 平成25年9月1日 | | 賀崎、西浜 | | |

| 番 号 漁場の位置 漁 業 種 類 漁 業 名 称 漁業時期 漁 場 の 区 域 | |
|---|-----|
| 田 方 原本の | 号を三 |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0 | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 備 考 |
|----|--------------|---------|---|------------|---|---|--|--|--|--|-----------|------------|------------|--|
| | 海南市下津町地先 | | かめ・ひすく かいじき・さ漁業 では、一次 では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一 | 月31日 まで | Oの点結流 基基 基基 基 基 基 アイウェ (四順だに 第第 第第 第 第基基基 大線に、つ 07 12 3 5 5 第 第 第 第 第 第 第 第 第 5 6 6 6 7 7 7 月点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点 | 時、だ他ま 海海た海海岸海岸有号号号。号海ウ線内れ 南南標南南に南に田かかかーか岸、、水た 市市職市市設市設市ららら5ら線工最面区 冷下 下下置下置い3319~7、大と域 水津 津津し島399~7、大と域 水津 津津し | ら基高の、 下町 町町た町た町988の9の点潮接 津大 方方標下標地°。。方。離第時続 町崎 金前識津識 月 - 1 4 4 4 と 5 下海 に石 崎橋 煉 鹿04 4 4 と 5 下海部 界市 山川 東 鹿04 4 4 と 5 下海 1 | 離号線あ 設鼻 突か ゼ ノ, , の,を及、っ 置通 端ら ネ 首55の交3,いび基て し称 に下 ラ 突00方点,う基点は た犬 設流 ル 端00位 0 | 点第73号の各 第72号と橋 第72号を橋 下 に 職 で に 設 で で で で で の で の で の の の の の の の の の の | たと使業漁獲て同め書告なたと使業漁獲な、組るにしら業にないない。これの書店ではいる。これの書店ないの業に報しれい。これの書店ないの。 | 平成25年9月1日 | から30 日間 | 海町田方、 下津丸、 | 年9月1 |
| | 有田市初島 町地先 | 第二種共同漁業 | わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・さ漁業 てんぐな漁業 とこな漁業 とこざこ漁業 とさご漁業 とさご漁業 とさご漁業 とさに漁業 たいけに漁業 雑魚刺網漁業 | 月31日 まで | の区域の大田 の | 結市の石だ 海岸有に有有号ん初等、線 南に田設田田かた島距毛と 市設市置市市ら 線町離無表 下置初地2 | 最 7 日本 1 日本 | 海大ま有線 ゼ ネ ノ設, 岸高れ田に ネ ラ 首置95 に時区港つ ル 石 端た0 | 海岸線と同線よ 域。ただし場で で関まれたと 石油和歌山工場 満油和歌山工場 に設置 に設置 に震識 に標識 にでの にでいまする。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も免漁の者日獲金、組るにしら刺、設のの業に強力を強力を強力を強力を強力を受力を受力を受力を受力を受力を受力を受力を受力を受力を受力をした。 は かっぱい おい おい は しん は かっぱい は は は は は は は は は は は は は は は は は は は | | | | 平 9月 25 年 9月 5 1 平 5 1 平 5 3 1 日 5 3 1 日 5 3 1 日 5 3 1 日 5 3 1 日 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 |

| 番 号漁 | 魚場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0) | 区 | 域 | | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 | 備考 |
|---------|---------------|---------|--|------------|--|--|--|---|---|----------------------------|---|-------|------|------------------------|--|----|
| 和共第 7 号 | 了田市地先 | 第一種共同漁業 | てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いそもの漁業 にまいがい漁業 たいせ漁業 たいせ漁業 うに漁業 うに漁業 うに漁業 | 月31日 まで | | 6 0 0 の m k が 標 | 等等、つ 町堂 崎田84か か 4 離離点は 藻西 宮田――日 日。線線第下 西電 崎郡25高 高 2、8済 (根土 /湯55君 君 2 | ウオフラー 設圧 突町200m 町 200m 町 20m ロール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 店第を下 た者 と た た り た り た り た り た り た し 置 た に 、 り た に 、 し 置 た 点 点 端 端 に 、 し 置 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 | こと つ 、 強悪 、 、 、 、 か結そて | たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連漁の者日獲金、組るにしら刺、設の籠結業漁数数量額水合業部はけい漁漁で限業た業職業、、及に産法報しれ。業具行るは漁た関権延年びつ業に報しれ。業具行るは漁人で開漁の場合を報ば をう。、具ご行操間漁い協定告報ば をう。、具ご行操間漁に協定告報ば | | から30 | 町、宮崎町、千田、 | 平9月1日成35年日成35日日成35日日成35日日 | |
| 8号 町 | T田郡湯浅川 Γ地先 | 第二種共同漁業 | わかめ・ひろう。 かいとうで、から、 かいとうで、から、 かいとうで、から、 かいとうで、から、 かいで、から、 かいで、から、 かいで、から、 かいで、から、 かいで、から、 かいで、 かいで、 かいで、 かいで、 でいる。 、他、 でいる。 、他、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は | 月31日 ま | 00mの 64号 4、線本第 基本 5 点点 5 名 5 号 5 号 5 号 7 号 7 とと 8 第 7 名 8 | 線ん1流に 設 に 置 設425、だ3端よ 有有看看有設有し有置号号号分と、号そて 市郡郡と郡侵郡標郡たかかから、号そて 市郡郡と郡標郡た田しかかからをの囲 千広湯標湯た湯識広標223 | 点か結他ま 田川浅識浅標浅 川識433第5ん内れ 有町町 町識町 町 4726に線面区 郡高浅 浅 浅 2-3-0 また と 複 溶 | は、 | だの時に にに皮 前 皮 是 0m0mの時に にに皮 前 皮 是 0mのm 基の線て しし台 堤 西 部 点 点のののののののののののののののののののののののののののののののの | . 育臣己下 票票部 斤 こ3離勢流 識識に 部 設 | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も免漁の者日獲金、組るにしら刺、設の整土の業に報しれ。設のとの業に報して、設定を実施を発達、、及に産法務載けい漁漁しに、以び、の業に報しれ。業具行るの業に報しれ。業具行る | | から30 | 町田、栖 原、湯浅、 広川町広、 | 平年日成8日 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |

| 番 号漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | O [2 | 区域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 | 備考 |
|------------------|------|--|----------------------------|--|--|--|---------------------------------------|--|---------------|------------|--------------------------------|--|----|
| 和共第 有田郡湯法 9 号 | | わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 あわび漁業 とこぶし漁き・いそもの漁業 さこ漁業では、漁業 さこ漁業では、漁業 うに漁業 かわし・あじ・さば敷網漁業 | 1月1日 1月5日 1日2日 まで | 0 mの等距離線に | こよって囲ま | よれた区域及び | 限と同線より沖合20 *有田郡湯浅町苅藻島 mの等距離線によっ | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も 受類権延年びつ業に報しれ。業具行る。 は敷む がご行操間漁い協定告報ば、変したとしまり、設の がまれる できまれる は敷む がい 漁漁で限 を がっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい か | 平成25年 9月1日 | から30 日間 | 田、有田郡 湯浅町田、 | 日から平 成35年 8月31 日まで | |
| 和共第 有町郡先及 在 | | いせえび漁業 | | 囲まれた区域及でいた線によって限島東端見通し線以基点第114号 基点第133号 | が次の工を 関まれた区域を 対南の区域を 有田と郡の 日間のでのでである。 は 日間のでである。 日間のである。 日で | P心とし225 或。ただし、ウ と除く。 も も も も は 間町日高郡由由 34° -50′ 56° -44′ 1,580m | ıの点 | 漁業種類ごとの 漁業権行使者 数、年間漁業を 及び漁獲金額 及び漁獲金額 でいて、水産 | 平成25年 9月1日 | から30 日間 | 町、宮崎 町、箕島、 千田、有田 郡湯浅町 | 平年日成317で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0) | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 | 備考 |
|----|------------|----------------|--|------------|----------|------------------------------|----------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|--|-------|------------|--------------------------------|---|----|
| | 町地先伯母 | 第一種共同漁業第二種共同漁業 | いせえび漁業いわし・あじ・さば敷網漁業 | 月31日 | もって画いた線に | よって囲 | まれた区域 | 及び有田 | 郡湯浅町地先ソ | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も免漁の者日獲金、組るにしら敷、設のが登職を主ている業になな網網して限まれる業にななの網に、は、別のの業に報しれ。業具行るのででは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、 | | から30 日間 | 町、宮崎 町、箕島、 千田、有田 郡湯浅町 | 平年日成8日 251平年1成8月 351 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 | |
| | 有田郡広川町鷹島地先 | | わかめ・め漁業 ひろが・漁業 でんが・な漁業 でんが・な漁業 のりがぶした。 あわびぶしかき とさざえ・か業 たこむせえ漁業 たこむせえ漁業 ににま ににま 本人の の漁業 をさこむせ、漁業 をさこむせ、漁業 をさこむせ、漁業 を表し、工業 を、工業 を表し、工業 を、 | 月31日 まで | 有田郡広川町鷹 | って囲ま 点第13 有田郡広 号から2 | れた区域並 0号の各点 川町鷹島通 84°-2 | びに次の を順次に 称赤ゲの 9′35 | 基点第130 結んだ線によっ 鼻に設置した標 Omの点 | 1 たと使業漁獲て同め書告な 網漁で限免漁の者日獲金、組るにしら刺漁具行る許業漁数量額水合業記なな網漁員行る会類権延年びつ業に報しれ。び、設の受類権延年びつ業に報しれ。び、設のでは、銀間漁い協定告報ば 敷網しにけご行操間漁い協定告報ば 敷網しに | | から30 | 町広、山 本、西広、 | 平年日成8日 日成8日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | Ø [2 | ₹ | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 備 | 考 |
|----|------------|---------|--|--------------------|---|--|--|--|--|---|-----------|------------|---------------------------------|--------------|---|
| | 日高郡由良町地先 | 第二種共同漁業 | わかじきできない。 かいできな、 かいできな、 かいできな、 かいできな、 かいできな、 かいできな、 かいできな、 かいでいる。 かいでいる。 でいる。 かいでいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でいる。 | 月31日 まで | 基点第161号 基点第162号 標基点第166号 | 1潮下大ま 有日 日標日日識日標日号。由黒 号号号6時流高れ 田高 高識高高 高識高かー良島 かかか号岸に時区 広由 由 由由 日 由30黒端 22基及線よ海域 川良 良 良良 高 良5/島か 86点 | び、っ学を 町町 町 町町 町 町61東ら 62第基そて線除 日大 大 鳶神 蟻 日。,端3。。。1第他ま同。 郡白 神 頂通 陸 町48通4 227年かれ線 由崎 谷 点称 地 界4、n8~、0分号であたよ 長の 界 にか 洩 収4、n8~、1、9号であたよ | 3 全国の 1 日本 1 日 | 各接た200m 標標 した m の m の の m の m の の m の m の の m の m の | 1 たと使業漁獲で同め書告な 網漁で限 連のの模る免漁の者日獲金、組るにしら刺漁具行る籠結総mの。 発生を重業、及に産法務載けい及は敷も、漁し延以も整種を埋びつ業に報しれ。び、設の は漁がのに受類権延年びつ業に報しれ。び、設の は漁がのにけご行操間漁い協定告報ば 敷網しに 、具3規限けご行操間漁い協定告報ば 敷網しに 、具3規限 | 平成25年9月1日 | から30 日間 | 町三尾川、 衣奈、戸津 井、小引、 大引、神 | 年9月1 日から平 | |
| | 日高郡由良町吹井地先 | | てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いそもの漁業 たご漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 | から12 月31日 まで | 次の基点 3 号 6 の の 基点 6 3 号の の 基点 6 3 号の の また 1 6 6 2 号 | 各接 日日識 日日識 日日識 日日識 日日識 日日 調 日日 調 日日 明日 は 日日 | に活った。 では、 | 最大 高 高 一 高 一 設 流 れ に 設 流 れ に 記 過 し れ に る し る し る り る り る り る り る り る り る り る り | 瀬時海岸線、 本標識 大標識 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も ・ と使業漁獲で同め書告な は敷も ・ たと使業漁獲な一日、 ・ たと使業漁獲で同め書告な は敷む ・ たと使業漁獲で同め書きない網漁して限 ・ たと使業漁獲で同め書きない網漁で限 ・ は敷む ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は | | から30 | 町神谷、吹 井 | | |

| 番 号漁 | 場の位置 | 漁業種類 | 漁 業 名 称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0 | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 備 考 |
|------------|------|---------|---|----------------------------|--|---|--|---|---|--|---------------|------------|----------------|------------------------------|
| 和共第日 19号 町 | 蟻島地先 | | わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばさざえ・かき・いそもの漁業 はささ、強変が表した。 はできた、業 いに漁業 うにま、業 かに漁業 うにま、業 かとこ漁業 をこ漁業 をこ漁業 をこ漁業 をごき、ま、漁業 をごき、た、き、た、き、た、き、た、き、た、き、た、き、た、き、た、き、た、き、た | 1月1日 から12 月31日 まで | 日高郡日高町mの等距離線に | | | 泉と同線よ | 5 9 沖合 2 0 0 | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も 免漁の者日獲金、組るにしら刺、設の を種業、、及に産法務載けい漁漁で限 を種業、、及に産法務載けい漁漁で限 で類権延年びつ業に報しれ。業具行る。 けご行操間漁い協定告報ば をう。 | 平成25年 9月1日 | から30 日間 | 町神谷、吹 井、日高町 | 年9月1 日から平 成35年 8月31 |
| 和共第 日町 | - 地先 | 第二種共同漁業 | てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いそもの漁業 たいせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 | 月31日 まで | 基点第167号 基点第173号 基点第174号 基点第182号 | 点大一島っ た 識 標7ら2 第高橋のて 日標日日 日日識号日号 1潮梁最囲 高識高高 高高 い郡らい う時で大ま 郡 郡郡 い郡らい の郡が高れ 日 由日 日日 日由2 | 号 端朝た 高 良ノ ノ高 高良スタ線、よ海域 蟻 日崎 બ間 御 蛾 田高 良見一点のて線除 陸 町先 設通 町町の の は島 良見一次 ひかった という はいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい | 育也用いた 也 界大 置称 いえり 1 内ま同。 測 に倉 しせ 島通/7 水れ泉 量 設礁 たき 頂しれ 島道/東の 上線 8 とり 三 し上 離っ 見と8 | その各点を順次との接続にして ででは、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | と使業漁獲で同め書告なの者日獲金、組るにしら刺、漁数数量額水合業記なな網網業、、及に産法務載けい漁漁業を使業漁獲で同め書告なる。業具を使業漁獲での業に報しれ。業具を使い漁漁 | 平成25年9月1日 | から30 日間 | 日町杭津井阿市、水、、 | 年9月1 日から平 成35年 |

| 番 号漁 | 場の位置 | | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | の | 区 | ————————————————————————————————————— | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 | 備考 |
|------|----------|---------|-----------------------|------------------------------|--|--|---|---|---|---|-------|------|------------------------------------|------------------------------|----|
| 21号町 | 及び御坊塩屋町地 | 第二種共同漁業 | おいてのあというさいでは、 かいも、 | 1月1日 1月2日 1月2日 1月2日 | 及と面区シハ時 基基基基 基 アイウエ オ カキクケコサシスセソタチツテトび基と域、、海 点点点点 点 見 m ボース・ | 10号 10 | 点だ下7、マた 日日塩御 御 221. 御 222222222222222222228線流8ツの区 ノノ屋坊 坊 506の 坊 22233344445556666777順、第号、各域 御御町火 火 754方 市 899499113278841287448次最一、テ点を 崎崎北力 力。。。 位 鰹 。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。 に大橋力、を除 大に塩発 発 ―――線 島 ――――――――――――――――――――――――――――― | 結高梁、ト順く 倉設屋電 電 513と 西 003400550125141002400ん潮下キ、次。 礁置大所 所 984才 端 461662249604782123496だ時流、ナに 頂し浜西 北 , , , , , , , , , , , , , , , , , , | 表別 <l< td=""><td>1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連のの模る たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連のの模る 発漁の者日獲金、組るにしら刺、設の籠結総mの。 全種権延年びつ業に報しれ。業具行るは漁がのに受類権延年びつ業に報しれ。業具行るは漁がのにけご行操間漁い協定告報ば をう。、具3規限</td><td></td><td></td><td>日町田浜井名町園屋高三、ノ、屋、、町郡尾吉瀬御、御島美、原、坊名坊、</td><td>年9月1 日から平 成35年 8月31</td><td></td></l<> | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連のの模る たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連のの模る 発漁の者日獲金、組るにしら刺、設の籠結総mの。 全種権延年びつ業に報しれ。業具行るは漁がのに受類権延年びつ業に報しれ。業具行るは漁がのにけご行操間漁い協定告報ば をう。、具3規限 | | | 日町田浜井名町園屋高三、ノ、屋、、町郡尾吉瀬御、御島美、原、坊名坊、 | 年9月1 日から平 成35年 8月31 | |

| 番 | 号漁場の位置 | 漁 | 業 | 種 | 類 | 漁 | 魚 弟 | 美 | 名 | | 漁業時期 | | | 漁 | | 場 | | の | | <u> </u> | | 域 | ŕ | 制限 | 又は象 | 6件 | 免許予定日 | 申請期間 | 月関 | 係地 | 区 | 字続期間 | 備考 |
|---|---------|---|---|---|---|---|-----|----------|-----|---------|------|-----|-----|---------------------------|------------------------|-------------------|------------------------|------------------|-------------------|-----------------|-------------------|------------------|---|----|-----|----|-------|------|----|-----|---|------|--|
| 番 | 号 漁場の位置 | 漁 | 業 | 種 | 類 | 液 | · 克 | 类 | 名 1 | | | フヘホ | 其占領 | 第17 第17 33° 2″ ø | 78号 78号 52 り点 | から: から: ′ 1 | 3 0 5 3 3 3 6. 2 | ° – ° – 4″ | 45′ 31′ 、東紅 | 27 23 ¥13 | 6 m 4 m 5 ° | ıの点 ıの点 9′ | | 制限 | 又は多 | 条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関 | 係 地 | 区 | 字続期間 | / / / / / / / / / / / / / / / / / / / |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 番 号 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | の | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 | 備考 |
|---------------|------|--------------|------|--|--|--|--|--|--|-------|------|-------|------|----|
| 2 2 号 町、名田町地先 | | かに刺網漁業うつぼ籠漁業 | | 第他まチに 基基基基基ア イウエオカキクケコサシスセソタチツテト8水たツん 第第第第基3基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基 | 点続だ、大 8639444688888888888888888888888888888888 | 古にアマ岸 最帯電電田2)65332~9)))(10223333)は、及線 町中町町町8)8399342278067699499にボコびに 北央南名日。の。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。 | 最一、第で、大設権界印4線の57799の409565361662大橋シ1囲 浜置現に南、と、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | 流、号た 置標設しに位点3518889613756 端せの区 し識置た設線 m28700mmmmmmに、各本を 標置と ののののののののののののののののののののののののののののののののののの | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連のの模る たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連のの模名 教皇額水合業記なな網網しに漁し長いの と類権延年びつ業に報しれ。業具行るは漁がのに受類権延年びつ業に報しれ。業具行るは漁がのにけご行操間漁い協定告報ば をう。、具3規限 | | | 町、名田町 | | |

| 番号 | ・漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | の | 区 | | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 | 備考 |
|-----|--------|----------------|--|----------------------------|---|--|---|--|---|---------------------------------------|-------|--------------------|---------------------------------------|----------------------|----|
| 和共第 | | 第一種共同漁業第二種共同漁業 | わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いそもの漁業 たこ漁業 えいせえ漁業 さいに漁業 うに漁業 なまこ漁業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 次の基点第1 号の接続部にあ 域 基点第186号 基点第1889号 基点第1818 第1818 | に 結 は ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ | 第 田南南 1 1 8 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 、 本 本 本 本 本 本 本 に 本 本 に で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の | び基点第189 その他内水面 に設置した標識 に標識 とでの mの点点 120 mの点点 160 mの点 400 mの点 | 1 免許を受け た漁業種類で との漁業権行 使者数、年間 | 平成25年 | 告示の日 から30 日間 | 日高郡印南 町津井、印 南、西ノ 地、島田、 山口 | 平成25 年9月1 日から平 | |

| 番 号漁場の位置 | <u></u> 漁 業 種 類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | <i>O</i> | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 | 備考 |
|-------------------|-----------------|---|----------------------------|---|---|---|---|--|--|-------|--------------------|-----------------------|------|----|
| 和共第 日高郡みな24号 ベ町地先 | 第一種共同漁業 | かからきささか。 かいじきであり。 かいじきでありりでありでありであれる。 かいでありでありでありでありでありでありでありでありでありでありでありでありでありで | 1月1日 から12 月31日 まで | 次の3 高と域 は 1 8 9 8 3 6 8 1 8 1 8 9 8 3 6 8 1 8 1 9 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 | 点続、区を区 か 標 標 9920000 点続、区を区 か 標 標 9920000 にっ、雑し 印み mみ み み み ひ 2221 まで あまれ 郡 郡 郡 5555555555555555555555555555555 | に た は た に た な な に で の の の の の の の の の の の の の | 最一年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 9 2 号 時 時 所 洗 い で で し に に ら で し に に ら で し に に に に に に に に に に に に に | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連のの模る 置魚場営る 免漁の者日獲金、組るにしら刺、設の籠結総mの。雑漁小のむ、 整種業、 及に産法務載けい漁漁で限業た長上の 小は定域とを種業、 及に産法務載けい漁漁で限業た長上の 小は定域と 大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大 | 平成25年 | 告示の日 から30 日間 | 日高郡みな べ町西岩 代、東岩 | | |

| 番 号 漁場の位置 漁 | 業種類 | 漁 業 名 称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | の区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間備 | 盲 考 |
|---------------------|--|--|------------|---|---|--|---|---|-------|------------|---|------------------------------|-----|
| 和共第 田辺市地先 第一 27号 第二 | ててのあとにされたえいせきない。 | ひじき・もずく漁業 てんぐふのり・さ漁業 たんぐふのり。 かり・ふの火 かりの業業 とばいきがきがいたもの漁業 さざえががい漁業 とこむせえびが業業 とこれせみを漁業 とこれでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 月31日 まで | 号最同第 基 基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基 | び、端よ 日識日田田田田田西鼻号 号号基田、っ 高 高辺辺辺辺辺年にか かか点辺そて 郡 郡市市市市市捜設ら らら第市の囲 み み新神鳥新西郡置田 220 らら 2 1 養中 | 4号紀面区 堺 町「島南端二郡町標神。。」 「島南端二郡町湾 端 2 7 点線接 | 京養川鉄橋では、 京瀬見島に設置した標識であった標識であったでは、 で本見いたでは、 で本見いたでは、 で本にでは、 で本にでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連のの模る 発漁の者日獲金、組るにしら刺、設の籠結総mの 受類権延年びつ業に報しい刺、設の籠結総mの。 対していり、 は敷む 連のの模の は敷む は敷む 連のの模の は敷む | | から30 日間 | 町、芳養松 原、明洋、 目良、天神 | 年9月1 日から平 成35年 8月31 | |
| 28号島、灘島地 先 | ·種共同漁業 V · · · · · · · · · · · · · · · · · · | せみえび漁業 | | | まれた区域及 | び田辺市灘島 | 神合200mの等 合の最大高潮時海岸 って囲まれた区域 | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も免漁の者日獲金、組るにしら刺、設の受類権延年びつ業に報しら刺、設の受類権延年びつ業に報しれ、業具行るのでは、1 にに変しまれる。 | | から30 日間 | 日べ辺町原目崎山上町西浜中椿し高町市、、良、、屋、牟町、、地郡堺芳芳明、上江敷磯婁才富字区み、養養洋天の川、間郡野田名な田 松、神 、片、白、、な | 年9月1 日から平 成35年 8月31 | |

| 和共第 田辺市及び 第二種共同漁業 30号 西卒婁郡白 下海 下海 下海 下海 下海 下海 下海 下 |
|---|
| ウ 基点第232号から0°-27′900mの点 0 m以上の規模のものに限る。 る。 3 いわし船曳網漁業は、日の出から日没までの間無動力船(機器船でき網漁業の許可を受けたものを除く。)のみにより曳き回すものに限り、目合5mm以下の網を用いてはならない。 |

| 番号漁場の位置漁 | 業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | の 区 | | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 | 備考 |
|--|-------|--|------------|--|---|---|--|--|-------|------|----------------|----------------------|----|
| 西牟婁郡 百 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 | 種共同漁業 | わいてのあとばさにたえいせうな 雑漁業 漁業漁業 漁漁漁業 漁漁漁送・・・漁漁漁 一、おきでいる漁漁漁 一、おきでいる。 一、おきではいる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 月31日 まで | 才順富一 基基 基基基基基基基 基 基アイウ エオカキクケコサス、次田橋 点点 点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点 | 大長では、一番のでは、1000円では、10 | 毎水と 妻兵と南打町兵兵兵兵 兵置兵 5町しっちの 2年 4年 | 4 2 1 4 2 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連のの模る 免漁の者日獲金、組るにしら刺、設の籠結総mの。 発進年びつ業に報しれ。業具行るは漁がのに受類権延年びつ業に報しれ。業具行るは漁がのに 受類権延年がつ業に報しれ。業具行るは漁がのに けご行操間漁い協定告報ば をう。、具3規限 | | から30 | 浜町堅田、 才野、中、 | 年9月1 日から平 成35年 | |

| 番 号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場の[| | 制限又は条件 | 免許予定日申 | 請期間 | 関 係 地 区 | 存続期間(| 備 考 |
|-----|--------------|----------------|---|--|--------|---|----------------------|--|-------------------|-------------------|---|-------------------------------------|-----|
| | 田辺市加納 地先 | 第一種共同漁業 | ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いそもの漁業 たこ漁業 いせえび漁業 せみえび漁業 うに漁業 | 1月1日 | 田辺市加納 | | 海岸線と同線より はって囲まれた区 | 1 免許を受けた漁業種類、 ごとの漁業権行使者漁獲、量 及び漁獲金額組合法に動した。 を業務報告書に記した。 名業務報告書になる網漁に 全期設して。 2 刺設して。 3 離漁業は、第のに限る。 3 に漁業は、前のに限る。 | 平成25年 告 9月1日 か | 示の日 いら30 I間 | 田辺市新庄町、神 | 平成25 年9月1 日から平 成35年 | |
| | 浜町番所の 崎地先 | 第一種共同漁業第二種共同漁業 | せみえび漁業 | 1月1日 1月5日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 | て画いた線に | よって囲まれた 号 西牟婁郡日 端に設置した 32号から27 | 自浜町番所の崎突 と標識 | 1 免許を受けた漁業種類 ごとの漁業権行使者数、年間漁運 延操業日数、年間漁で、 水産業務のでは、 水産業務報告書にいる 、水産業務報告はない。 2 刺網漁業は、網漁と 敷設して行うものに限 る。 | 9月1日 か | ら30 I間 | 内、埴田、堺、田 辺市芳養町、芳養 松原、明洋、目 良、天神崎、上の | 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで | |

| 番 号漁場の位置 | 量漁 業 種 類 | 漁 業 名 称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | の | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 | 備考 |
|-------------------------|-------------------------|--|----------------------------|--|--|---|--|--|---|-------|--------------------|----------------|---|----|
| 和共第 西牟婁郡自34号 浜町中地分 | >14 - 1775 41 41000 >14 | 雑魚地曳網漁業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 結んだ線による 基点第236 ⁴ 基点第238 ⁴ ア 基点第23 | o 子 子 ま 本 要 ま も の の の の の の の の の の の の の | E 区域 B 白 浜 町 町 B 1 0 ⁸ - 1 B 3 4 4 ⁸ - 1 B 4 4 ⁸ - 1 B 5 1 ⁸ - 1 B 5 1 ⁸ - 1 B 5 1 ⁸ - 1 B 7 1 B | 鳥居中界に設置 中大浜中央基 - 2 7′3 7 0 重し線とカかり - 5 7′2,0 - 2 7′2,0 - 5 7′3 2 0 | 点に設置した標 0 mの点 らウ見通し線と 0 0 0 mの点 0 0 0 mの点 0 mの点 | 免業業、びい同る記けたの ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | 告示の日 から30 日間 | 浜町中 | 平年9成35年日成35年日成35年日成35年1日成35年1日 (1997年) (19977年) (199774) (199774) (199774) (199774) (199774) (199774) (199774 | |
| 和共第四年書郡6 35号 塩野地先 | | ひじき・もずく漁業 でんぐふのり漁業 あわび漁業 とこ流業 だい・まがき・いそもの漁業 さだこ漁業 たて漁業 たて漁業 たて漁業 たた漁業 たた漁業 をはれる。 をはな。 をはな。 をはな。 をはなな。 を | | 次に結んだ線、 あっては下流 基点第242 ⁴ 基点第247 ⁴ ア 基点第2・ | 最大高潮 表一橋 西本 一番 本本 一番 本本 一番 本本 では、 は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 特海岸線、 充端によっ 『白浜町構 『白浜町す でで、「 | その他内水面 って囲まれた。 春日置界仏崎/ | こ設置した標識 石の鼻に設置し 400mの点 | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連の0模の番目獲金、組るにしら刺、設の籠結総mの。 ・ | | から30 | 浜町日置、 安宅、塩野 | 年9月1 | |

| 号漁場の位置 | | | 業名 | 称 | 漁業時期 | | | 場 | 0 | 区 | 域 | 制限又は条件 | | | | | | 備考 |
|----------------|--------|-------------|--|------|------------|---|--|--|--|-----------------------------------|------|--|-----|---|------------|---------------|----------------------|----|
| 第号 西牟婁郡すさみ 町地先 | 一種共同漁業 | のあとさたいせ 雑雑魚 | の業漁との業がび 変に 変に 変に 変に 変に 変に 変に 変に 変に 変に | もの漁業 | 月31日 まで | 号石第橋 基 基 基 アイウエのの二梁 点 点 点 点 点 点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点 | 頂り布こ 7 1 3 5 2222次の端よ 号 号 号 号 4 555にm、っ た 標 島 た7113にmくて 西標西龍西突西標号号号号 | 時に 日 東 京 は に 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 | 西最面区 浜 さ さしさ 522 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | す時院 み 和 住 牟 75507年最初 中 衛 崎 串 1908 | 0mの点 | 使者数、延操 業日数、年間 漁獲量及び漁 獲金額につい て、水産業協 | 9月1 | 目 | から30 日間 | さみ町周参 見、口和 | 年9月1 日から平 成35年 | |

| 釆 旦海担の位置 | 海 类 括 粧 | · 海 娄 夕 新 | 海类時世 | 用 海 | 1 8. | <i>D</i> | □ | 量 | | 判阻サけ条件 | A | 古 き 批 即 | 間なます | 方结期則 | 供 耂 |
|-------------------|---------|---|--------------------|--|---|--|---|--|--|---|-----------|---------|---------------------------------|------|-----|
| 37号本町和深から鬮野川に至る地先 | 第一種共同漁業 | 漁 業 みめ、漁業 力 ひです業漁 か いも漁業 か いも漁業 か いも漁業 漁 きぐいびぶしがきたが 漁 でも漁り 業 漁きさいが業 漁 業 漁り 漁 業 漁り 漁 業 漁り 漁 当 から、 漁 業 漁 漁 業 漁 漁 産漁 漁 業 産漁 漁 産漁 漁 業 産漁 漁 、 | から12 月31日 まで | デルトラと域 5 789 12 35 9 1522222222 2 2020 2 第順と、号と域 5 789 12 35 9 1522222222 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | 2次サ東のの 号 号号号 号号号号号号号 号号号55556666666666666666666666666666666 | 丁こっ す 事事事票事事 事事 事事事の0008858点 4 牟 牟 ケサ鬮結て さ 本本本識本本 本本 本本の00047756第。 婁 婁かか野んは み 町町町 町町 町町 町町町。。。。。。2 ー 郡 郡らら川だ下 町 横双田 田串 高潮 出 串鬮6 1 串 串コン地線流 東 島島並 並本 富岬 雲 本野4333334403 3 本 本コンサスティー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ここも 育 食 南南野 大宮 こ也 出 出川77733号 丁 丁至至一最一 婁 端端な 島田 色先 雲 雲姫/・/・/・見 の 二 権るるの大橋 郡 ににぎ 頂界 界冲 崎 界界11115181通 方 子 現距距島高梁 串 設設漁 上地 にの 突 にに、500001緩 緘 南 頂岸岸東南下 本 置置港 に粛 訳モ 端 認認00050001緩 緘 南 頂 | きとう 明治 に は 見 と こ と と と と と と と と と と と と と と と と と | クmm及線よ 設 識識堤 た設 標上 し 標標の のののののである し し及ののび、っ 置 基 標置 識に た 識識点 点 点 の の 泉 線び等等基そて し 部 識し 設 標 | 制 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連の0模る を漁の者日獲金、組るにしら刺、設の籠結総mの。 な 2 無業漁数数量額水合業記なな網網しに漁し延以もな 2 無変数 2 に 報しれ。業具行るは漁がのに 2 3 の 0 模る | 平成25年 | 告示の日 | 東牟婁郡串 本町和深、 田子、江 田、田並、 | | 構 |

| 番 号漁場の位 | 置漁業種類 | 漁 業 名 称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0 | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 備 考 |
|-------------------------|---------|---|------------|--|---|--|--|--|--|-------|------------|-----------------|--|
| 和共第 東牟婁郡 3 8 号 本町紀伊 島地先 | | わかめ・ひろめ・ぬ漁業 ひじき・もずく漁業 てん・ふのり・ふ漁業 あわび漁業 あわび漁業業 はざさ、まかいそもの漁業 といいまかき・いそもの漁業 とない、まながきがいる。 はできる。 はできる。 はできる。 は変し漁業 かは、 は変し漁業 かは、 は変し漁業 かは、 は変し漁業 かに、 は変し漁業 かに、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | 月31日 まで | 東牟婁郡串本町 線、同町苗我島の 総島の距岸15 ・ 水下区域。ただし、 域を除く。 |)距岸10) mの等距 こあっては | 0 mの等距 離線、最大 下流第一橋 | 離線、同 :高潮時海 梁下流端 | 岸線、その他内 によって囲まれ | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連のの模の者日獲金、組るにしら刺、設の籠結総mの。 ・ | | から30 日間 | 東牟婁市大江、極野本大江、極野 | 平 年 9 月 1 日 日 成 3 3 1 日 日 で |
| 和共第 東牟婁郡 本町姫 地先 地先 | 第二種共同漁業 | わからきでは、 かいきでは、 かいきでは、 かいでは、 かいでは、 かいでは、 かいでは、 かいでは、 かいでは、 でいいでいでは、 でいいでは、 でいいでは、 でいいでは、 でいいでは、 でいいでは、 でいいでは、 でいいでは、 でいなでは、 | 月31日 まで | 号の各点を順次に 可記勢本線古座川 では下流第一橋 基点第300号 基点第302号 基点第303号 | にはいて、東東2東東標子のかのでは、東東2東東標子のかのかのでは、東東2東東標かのかのでは、東東の東東の東京のでは、東東の東京のでは、東東の東京では、東東の東流に、郡郡の郡郡、東、東、東、東、東、東 | 、端よ 串串点串串 牟 牟 八 樫 名 大そて 町町設町町 郡 郡 ,崎。高の囲 鬮古置古田 串 串 6 地 の 名 も 4 6 で 日 4 6 で 日 4 6 で 日 4 6 で 日 4 6 で 日 5 で 日 5 で 日 6 で 日 7 で 日 | 時内れ 川川た津へ 町 町 の小 / 東部区 界岸識界サ 島 山 の島 小 の島 見 点見 , 1, | の接続部にあっ 設置した標識 口の突端よ標 設置界に設 製造 製造 製造 製造 製造 製造 製造 製造 製造 、 、 、 、 、 、 | たと使業漁獲で同め書告な は敷漁の者日獲金、組るにしら刺、設業漁数数量額水合業務載けい漁漁にでお網網して産業漁獲で同め書告な は敷御を担け、漁漁で産送を設定をは、 及びの業に報しれ。業具行道を対した。 | | から30 日間 | | 年9月1 日から平 成35年 8月31 |

| 亚. 🗆 | 海担の仕里 | 汝 米 廷 宏 | 漁業名称 | 漁業時期 | | 場 | D | F.7 | 域 | 生にロコルタル | ム新マウロ | rh ±± ₩ 88 | 田 松 叶 三 | 大体出用 | /# ± |
|------|--|----------------|---|------------|---|---|--|--|--|--|-------|------------|-------------------------------|--------------|------|
| | | 漁業種類 | | | | ~* | | 区 | | 制限又は条件 | | | | | 佣 考 |
| | 東智神地 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いそもの漁業 にまいがい漁業 たせ漁業 いせ之漁業 うに漁業 うに漁業 なまこ漁業 | 月31日 まで | だ面区基基アイウエ次線と域点点時の、の第第基海ア基基スト裁0183と80183108310831184118411851186118611861187 <th< td=""><td>時あ 東東号点。 東東号点。 年年か - 051 - 051</td><td>太田川下雪流第一橋 3 8 本町那領 3 8 ~ 0 1 9 0 0 r 4 8 ~ 4</td><td>型大橋上流に 型勝木地で 型勝木地で の 5 が の 点 の 3 が 1 が 1 が 1 が 1 が 1 が 1 が 1 が 1 が 1 が</td><td>よって囲まれた に設置した標識 に設置した標識 位線と最大高潮 725mの点</td><td>た漁業種類ご との選集を 使者数、年間 業務量及び 漁金額につい</td><td></td><td>から30 日間</td><td>智勝浦町浦 神、下里、 粉白、八尺 鏡野</td><td>年9月1 日から平</td><td></td></th<> | 時あ 東東号点。 東東号点。 年年か - 051 - 051 | 太田川下雪流第一橋 3 8 本町那領 3 8 ~ 0 1 9 0 0 r 4 8 ~ 4 | 型大橋上流に 型勝木地で 型勝木地で の 5 が の 点 の 3 が 1 が 1 が 1 が 1 が 1 が 1 が 1 が 1 が 1 が | よって囲まれた に設置した標識 に設置した標識 位線と最大高潮 725mの点 | た漁業種類ご との選集を 使者数、年間 業務量及び 漁金額につい | | から30 日間 | 智勝浦町浦 神、下里、 粉白、八尺 鏡野 | 年9月1 日から平 | |

| 番 号 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0) | 区 | | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 | 備考 |
|-----------|------|---------------------|------------|---|---|---|--|---|---|-------|------|---------|------|----|
| 43号 地町地先 | | おいてのおとばさにたえいうな 雑雑かう | 月31日 まで | 及線よ点を 基基基 基基 基基アイウ エオ カび、っを除 点点点 点点 点点 第 対 1 まそて順く 第第第 第第 第第基基基3基基岸 + 号点の囲次。 333 3 3 34第第第6第第のらら 第第第 第 第 第基基基3基基岸 + 号 | 5面区だ 設 し し 890通50の要第号と域線 東東東置東東た東大東東号号し号号点郡ののの。と 牟牟牟し牟牟標牟標牟牟かかか線かか 那2各接た最 婁婁また婁婁識婁鵲婁婁ららとらら 智5点続だ大 郡郡郡標郡郡 郡 郡郡1114の12 勝号 | を印し高 『な太哉太郎 太 太郎333~35 甫見順に、潮 智地地 地智 地 地智57。点71 町通次あ基時 勝町町 町勝 町 町勝。 一。。 鶴しにつ点海 浦梶燈 太浦 太 鰹浦一13 一1 島線にで 東岸 町耶明 地町 地 島町333 23 南と | 活は3線 太崎崎 森湯 那に福33,33,端のだ下3に 地突突 浦川 智 設井,,の,, 見交線流1よ 町端端 界太 勝 置の11方 2の 通点、第号っ 界に山 に地 浦 し鼻,,位 2方 し | 366大橋カ田 設置 置大 海 に 設見 と で で に 設見 と で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も免漁の者日獲金、組るにしら刺、設のきに報しい漁漁でるの業に報しい漁漁でるのでで、組のでの業に報しい。業具行るのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般 | 平成25年 | | 東牟婁郡太地町 | | |

| 番 号 漁場の位置漁 業 種 類 漁 業 名 称 漁業時期 海 種 寿 原本 要 都 那 第一種共同漁業 2 かかっためから漁業 1月1日 次のア、 |
|--|
| |

| | | | No. 304 1 | I | | | | | | 6tt | 1 41 110 | | | |
|---|-----|---|------------|--|--|---|---|--|--|-----|----------|------------------------|---|----|
| 番号漁場の位 | · · | | 漁業時期 | *** | 場 | <i>O</i> | 区 | 域 | 制限又は条件 | | | | | 備考 |
| 和45 東智川宮先 東部がに 東部がに 東部がに 東部がに 大 | 1 | ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いそもの漁業 にまれが にま漁業 たいせ、漁業 たいと漁業 たいと漁業 たいと漁業 なまこ漁業 | 月31日 まで | 及線よ 基 基基 基 基 エ アイ ウ エ オ で 、っ 点 点点点 点 点 点 点 対 智 と | 5 体と 号 号号号 号 号 3 4 4 3 化 3 4 4 3 6 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 7 7 7 7 7 7 | を部 太 太那那 那識那 那 3 6 点ら光町牟原に 地 地智智 智 智 智 8 1 第同坊ナ婁につ 太 鰹浦浦 浦 浦 一 3 5網頂ワ那の 太 野浦浦 浦 浦 一 3 5網頂ワ那の 大 野浦 | んよ 邪 こ畐券 狗 太 狗 33 号島か鼻勝だ下 智 設井浦 子 平 が ハ 見見ら見浦線流 勝 置の天 ノ 石 崎 2の 通通回して、第 浦 し鼻満 川 頂 南 2方 しし町しナ | に設置した標識 大標準 大学河口置した標準 上に設置した標準 上に設置した標準 の mの上同 基点 郡の上同 基点 郡の島見 本 幸 変 見通し線 | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連のの模る 免漁の者日獲金、組るにしら刺、設の籠結総mの。 整瀬を登五を、組るにしら刺、設の籠結総mの。 を類権延年びつ業に報しれ。業具行るは漁がのに とりが、漁漁で限業た長上の と類権延年がつ業に報しれ。業具行るは漁がのに はいて はい は に は に は に は に は に は に は に は に は に | | | 河、湯川、 築地、勝 浦、北浜、 | 平年日成8日 (1) (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4 | |

| 番 号 漁場の位置 | 漁 業 種 類 | 漁 業 名 称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0 | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 | 備考 |
|-----------------|----------------|--|------------|---|---|---|---|------------------------|---|-----------|------|------------|--|----|
| 和共第 新宮市地先 4 6 号 | | わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこざえ・かき・いそもの漁業 たこ漁業 ささ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なま、漁業 | 月31日 まで | 結んだ第356を 線流65を シを除 第356 基点 第359 基点 第360 | 大橋キだ 号 号 号 号 号 号 男 おかけ かいま まっこう まっこう まっこう まっこう まっこう まっこう まっこう まっこ | と線、その他を その世界を その世界を ででび海岸の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 内水た区域。との域の大大な区域順行の大点により、 市標の 中に 中に 大き おいま おいま おいま おいま おいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か | | たと使業漁獲て同め書告と使業漁獲な組含にしたと使業漁獲な組合にしたと使業漁獲で同め書にしていまた。 | 平成25年9月1日 | から30 | 野、三輪 崎、新宮、 | 平年 日成3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| | 第二種共同漁業第三種共同漁業 | かに籠漁業 | | 基本 | 39°-03 39°-03 56号から1 59号から5 56号から1 7°02′3 50°-02′ 51°-02′ 51°-02′ 60°-32 | 05°-06'1,548'2,500'06°-33'2°-33'3'50mの点'710mの点'400m6'2270m6' | 0'1,(3mの点 0mの点 3'2,4 60mの 3'1,4 0点 0点 | 076mの点 497mの点 の点 | 22な 対2は 敷も連の 0無は 差上の 0ににとととの 0にの 0に | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

| 番 号漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | の <u>ヌ</u> | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 | 備考 |
|--------------------------------|------|---|--|--|---|--|-------------------------------------|--|-----------|------------|--------------|--|----|
| 和共第日高郡由良 47号 时神高町志 地先 | | かに籠漁業 | | 各基よ海域 基 基 基基点点点 | iんだ順域に ・を順域か ・を200r ・標域が ・標準で ・標準で ・標準で ・標準で ・標準で ・一に ・一に ・一に ・一に ・一に ・一に ・一に ・一に | 第162号、基 ご線並び日最大 日高部工作線 日高等距離線に 丁神谷通称水水 丁蟻島陸地測量 丁鳶島頂点崎 丁神谷神谷崎南 | 蟻島の最大高潮時よって囲まれた区れの鼻に設置した部三角点に設置した標識 | 1 たと使業漁獲て同め書告な 連のの標本のと使業漁獲で同め書告な 連のの標準を種業、、及に産法務載けいな漁と長上の会議をできませる。 1 に延以も で乗りをできません。は漁がのにでは、1 は漁がのにでは、1 は漁がのにの場に、1 は漁がのにの場に、1 は漁がのにの場が、1 は漁がのにの場が、1 は漁がのにの場が、1 は漁がのにの場が、1 は漁がのにの場が、1 は漁がのにの場が、1 は漁がのに | | から30 日間 | 駒、網代、 | | |
| 和共第 和歌山市雑 48号 野地先 | | わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いそもの漁業 とさざ、漁業 うに漁業 なまこ漁業 なま、漁業 なま、漁業 | 1月1 1月5 1月2 1月2 1月2 1月2 1月2 1月2 1月2 1月2 1月2 1月2 | 結んだ線と最大 基点第19号 基点第21号 ア 基点第19 | 高潮時海岸線(和歌山市雑賀) | こよって囲まれ 奇田野界に設置 支早崎最南端に -50′1, | した標識 設置した標識 660mの点 | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も免漁の者日獲金、組るにしら刺、設のを種業、及犯企法務載けい漁漁で限を種権延年びつ業に報しれ。業具行るので、組織には、 は、 は、 は、 は、 ま、 は、 は、 は、 ま、 は、 は、 は、 ま、 は、 ま、 は、 は、 は、 ま、 は、 | 平成25年9月1日 | から30 | 賀崎、西 浜、田野 | 平年日成351年日成35年日成37年日成35年日成35年日成35年日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |

| 和政治 和政山市田 第 - | 番 号 漁場の位置 漁 | 魚 業 種 類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | D | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 | 備考 |
|---------------|--------------------|---------|--|----------------------------|--|--|---|---------------------------------------|--|---|-------|--------------|--------|--------------------------------------|----------|
| | 和共第 和歌山市田 第49号 野地先 | 第一種共同漁業 | わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いそもの漁業 たこせえび漁業 いたは、業 いた、業 いた、業 いた、業 いた、業 いた、業 いた、業 いた、業 に、業 に、業 に、業 に、業 に、業 に、業 に、業 に、業 に、業 に | 1月1日 から12 月31日 まで | 次の基点第2 結んだ線と最大 基点第21号 基点第24号 ア 基点第21 | 21号、ア、 大高潮時海岸 和歌山市田 和歌山市田 1号から20 | イ及び基点 注線によって 田野浪早崎南 田野新和歌浦 12°-50 | 第24号の 囲まれた 端に設置 界に設置 1,00 | の各点を順次に 区域 した標識 した標識 00mの点 | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷免漁の者日獲金、組るにしら刺、設許業漁数量額水合業記なな網網したと使業漁獲で同め書告な は敷したと使業漁獲で同め書告な は敷したと使業漁獲で同め書告な は敷したと使業漁獲で同め書告な は敷したと使業漁獲で同め書きな。 | 平成25年 | 告示の日 から30 | 和歌山市田野 | 平成25 年9月1 日から平 成35年 8月31 | 備 |

| 会 写 極 類 色 質 名 称 | 平 口 | 海担の片里 | 油 | 张 禄 松 | j 34 | 在 业 | Þ | €/r | 海类吐地 | | \#. | 1 | -E. | σ | | ΙΔ, | | | 期間 サルタ | + 名솴ヱ孛 □ | 山 独 冊 冊 | 間核事点 | 方法批問 | 供 土 |
|--|-----|------------|---|-------|----------------------------|--|------------|-------------|--------------------|--|---|---|---------------------------------------|--|--|--|--|--------------|--|----------|---------|-------|------------------------------|-----|
| 50 日 技術水地先 大きな 大きな | | | | | | | | | 漁業時期 | V/= | 漁 | | | の | | | 域 | + <i>L</i> - | | | | | 1 | 畑 与 |
| | 1 | 見及び海南市冷水地先 | | | てあとばさにたえいうな 雑かにいざまこむせにま 魚に | ぐびぶまとい魚しえ魚こ 刺刺ささ漁しがかが業漁び業漁 網網網に換きさい 業漁 業 漁漁業 漁湾ぎ | 業 だが無 業 業業 | ↑漁業 もの漁業 | から12 月31日 まで | コネ点ムん 基基基 基基 基基基アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネ、、第、だ 点点点 点点 点点点 点点 点点点 点点点 点点点 原元 | 3 並 444 44 445点的点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点 | スヒ基基最 毛に 上 の見22222222224444466666、及点点大 和和海見設海海端海海海号通号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号 (改) (立) (立) (立) (立) (立) (立) (立) (立) (立) (立 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 、0結び線「布御護力」護堤の堤堤津。0。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。 | のど気は、早曽耳電」と端気端端界2030300300230100303333020ツ各線第つ、にに側所、西西にににに0点0000000000000000000000000000、点、4℃、設設法埋、端側設設設設、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | テをフ8囲 置置線立 この置置置置1 4422111581112111232223、順、号ま しし見地 設線しししし, 61107520215917670053501次へのれ たた趙護 置とたたたたの 46803mmgのmmmmmmmmmmmmm、、に、名た 楊楊し岸 し海楊楊楊楊の mmmmmののmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmm | ナ結ホ点区 職職線と た再離職職職の ののののののののののののののののののののののののののののののののの | - X線、 X基、 A | に行動に を使業漁獲で同め書告な 無漁数数量額水合業記なな網業をう 業漁数数量額水合業記なな網業をう を使業漁獲で同め書告な にしら刺漁具行 たと使業漁獲で同め書告な にしら刺漁具行 たとしい及は敷も | 9月1日 | から30 | 見、海南市 | 年9月1 日から平 成35年 8月31 | |

| 番 号漁場の位置漁 業 種 | 類 漁 業 名 称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0) | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 | 備考 |
|--|---|------------|--|--|--|---|---|---|-----------|------|---|---|----|
| 和共第 東牟婁郡串 第一種共同 5 2 号 本町田原地 先 第二種共同 | 無業 かめ・め・漁業 ひろく業 かひじんが・か漁業 かひじんが・な漁業 あたこのの かいでありませる。 かいではできないできまかき でのかわるではできないできまかができまかができまかができまかができまかができます。 ではできまかがきまかができますができます。 はざさにはいる。 はがさいない。 はがさいない。 はがさいない。 はがさいない。 はがさいない。 はがさいない。 はがさいない。 はがきない。 はがまれる。 はがまれる。 はがまれる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | 月31日 まで | だ線、最大高潮 内水面との接続語れた区域 基点第303号 基点第304号 基点第306号 | 特 海岸 海岸 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 中 東 中 中 の り の り の り の の の の の の の の の の の の の | 田原川京第一 串本町田森町田森平町部 森 平町 4 4 6 ° - 3 3 9 ° - 5 ′ 9 0 0 m | 第三橋梁 橋 ク 南浦町ク 端町界 7'1, 2'点 | 端によって囲ま 宝島界に設置し 設置した標識 に設置した標識 200mの点 200mの点 | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連のの模る たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連のの模る 大と使業漁獲を開かる業記なな網網しに漁し延以も で産法を 、及に産法務載けい漁漁で限業た長のの業に報しれ、業具行るは漁がのに は、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で | | | | 平年日成8月1年日成8月1年日成8月1日成8月1日成8月1日 (1997年11日 1997年11日 1997年1 | |
| 和共第 東牟婁郡那 智勝浦町宇 久井地先 第二種共同 第二種共同 | 無業 かめ・・・ かき・・ かき・・ も漁業 かから・・ も漁り である とこい・ さいのか かいにんりか かい でんりか がったい がったい がったい がったい がったい がったい がったい がったい | 月31日 まで | を順次に結んだ約 部にある49号 基点第350号 基点第350号 基点第356号 | 泉筋 乗 豊東 東上のの 東大橋 婁 東西東 東西東 東 東 東 東 ま ま り の の の の の の の の の の の の の の の の の | 潮下 那 那識那 那m牟基. 海岸に 補 浦 智 智 智南婁点第 勝 勝 勝 に郡第 8 8 8 8 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 | 、っ 勝 狗 太 新し勝 4 そて 浦 子 平 宮た浦号の囲 天 ノ 石 市標町見の の囲 頂 界識ナ通点 | れた区域 界に設置した標 右岸河口堤防に 上に設置した標 佐野川松瀬橋南 キワノ鼻見通し し線との | 1 たと使業漁獲で同め書告な は敷も 連のの模る免漁の者日獲金、組るにしら刺、設の籠結総mの。 発漁の者日獲金、組るにしら刺、設の籠結総mの。 受類権延年びつ業に報しれ。業具行るは漁がのにせば行換間漁い協定告報ば をう。、具3規限けご行操間漁い協定告報ば をう。、具3規限 | 平成25年9月1日 | から30 | 東牟勝川、宇とは、東京の東京の東京の東洋の東洋の東洋の東洋の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の | 年9月1 日から平 | |

つきいそ漁業

| | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | Ø | 区 | 域 | 制限 | 又は多 | 条 件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関 係 | 地区 | 至 存続期間 | 備考 |
|------|-------|---------|------|--------------------|---|------------------|--------------------|-----------------|---------------|--------------------------------------|---|--|-------|--------------------|------|----|---|----|
| 200号 | | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心とまれた区域 基点第10号 和ア 基点第10号 | コ歌山市加太 から275 | に田倉埼灯台 ○ 一30′ | *基部南西に 2,160 | 設置した標識 mの点 | ごとの漁日延操漁の漁日及水産業務場を発送を発送を発送を発送を持たなける。 | 受業権では、受業権では、漁業権では、金銭をは、金銭をは、金銭をは、金銭をは、金銭をは、金銭をは、金銭をは、金銭を | 新獲い 変養 で定し が報 | | 告示の日 から30 日間 | | | 平 年 9 月 1 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| 201号 | 太地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第10号 和 ア 基点第10号 | コ歌山市加太 から239 | 、田倉埼灯台 ° −15′ | 基部南西に 4,360 | 設置した標識 mの点 | ごとの漁日延操漁の漁田及水産業務協会を発売を発売しなけ | 受けた漁業などでは、一般では、一般では、一般では、一般では、年間が、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では | 皆類される 数獲て定し と し の も も も も そ で に も も も も も も も も も も も も も も も も も も | | 告示の日 から30 日間 | | | 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで | |
| | | 第三種共同漁業 | | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第10号 和 ア 基点第10号 | コ歌山市加太 | (田倉埼灯台 | *基部南西に | 設置した標識 | ごとの漁 延操び漁 及水産業協 る業務報 | | 皆獲いこ 数獲て定し で記し が報 | | | | | 平成25 年9月1 日か35年 成35年 8月37 日まで | |
| 203号 | 太地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第10号 和 ア 基点第10号 | □歌山市加太 ├から318 | 、田倉埼灯台 ○ - 1 9′ | 基部南西に 4,320 | 設置した標識 mの点 | ごとの漁日延操漁の漁日及水産業務協会といる。 | 業権行使者数、年間流 金額につい 同組合法に 告書に記載 ればならな | 皆無いこ載な 数獲て定しい 量、め報。 | | から30 日間 | 山、大川 | | 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで | |
| | | 第三種共同漁業 | | | 次のアを中心と まれた区域 基点第8号 和器 置した ア 基点第8号か | 大山市加太沖 上標識 | 9ノ島平栄ノ | 鼻三ツ岩の | 西岩中央部に | ごとの漁 延操業 及び産業協 る業務報 | 受業権で行き、受業権では、漁業権では、金銭をは、金銭をは、金銭をは、金銭をは、金銭をは、金銭をは、金銭をは、金銭を | 皆類で 数獲 で定し し る 数 も 変 し に し る も る も る も る も る も る も る も る も る も る | | 告示の日 から30 日間 | | | 平成25 年9月1 日か35年 8月37 日まで | |

| | 漁場の位置 | | | | 漁 | 場 | 0) | 区 | 域 | | | | 件免許予定日 | | | | 存続期間 | 備考 |
|----------|--------------|---------|---------|--------------------|---|----------------|------------------------|-----------------|---------------|----------|---|---|-----------------------|-------------------------|------|--------------|--------------------------------------|----|
| 和共第 206号 | 和歌山市加 太地先 | 第三種共同漁業 | 一つきいそ漁業 | | 次のアを中心と まれた区域 基点第10号 和 ア 基点第10号 | 歌山市加太 | 田倉埼灯台 | 基部南西に | 設置した標諳 | 3 延及水る | | 権行使者数 年間漁獲 額についに 組合法に起 書に記載し | 、 め 報 | : 告示の日 から30 日間 | | □ 太、深 | 平成25 年9月1 日成35年 8月31 日まで | |
| 207号 | 太地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第10号 和 ア 基点第10号 | 歌山市加太 から334 | □ (田倉埼灯台) ○ 一 2 0′: | 基部南西に 2, 280 | 設置した標識 mの点 | 金数を対る性 | ごとの漁業材 重操業日数、 なび漁獲金額 く産業協同総 る業務報告 いなければ | 権行使者数 年間漁獲について 組合法を 組合法を はならない | 、 め 報 。 | から30 日間 | 山、大川 | | 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで | |
| 208号 | 太地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第10号 和 ア 基点第10号: | 歌山市加太 から252 | □ 田倉埼灯台表 ○ -10′ | 基部南西に 1,870 | 設置した標調 mの点 | 金数を含まれる。 | ごとの漁業材 登操業日数、 なび漁獲金額 文産業協同総 る業務報告 いましなけれる | 権行使者数 年年間漁領について 領合法では は合法では はないで はないない | 、 め 報 。 | から30 日間 | 山、大川 | | 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで | |
| 209号 | 太地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第10号 和 ア 基点第10号: | 歌山市加太 から312 | □ 田倉埼灯台 ○ 一 0 0′; | 基部南西に 3,080 | 設置した標識 mの点 | 金銭の対象性 | ごとの漁業材 重操業日数、 なび漁獲金額 水産業協同総 る業務報告報 いなければ | 権行使者数 年間漁領について 組合法を はないでに はないない | 量 、 め 報 。 | から30 日間 | 山、大川 | | 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで | |
| | | 第三種共同漁業 | つきいそ漁業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第10号 和 ア 基点第10号 | 歌山市加太 | 田倉埼灯台 | 基部南西に | 設置した標諳 | こ 延及 水る | 免許を受施 ごとの漁業を 延換業日数、 をび業務協同総 5業務報告記 5ましなけれる | 権行使者数 年間漁獲 領に法に 連合法に 書に記載し | 量 、 め 報 | - 告示の日 から30 日間 | | □太、深 | 平成25 年9月1 日か35年 8月31 日まで | |

| | 漁場の位置 | | | | *** | 場 | 0 | 区 | 域 | | 制限又 | | | | | | | 存続期間 | 備考 |
|------|---------------------|----|--------|--------------------|---|----------------|-----------------------|-----------------|------------|-----|---|--|--|-----|--------------------|---|---|--|----|
| | 和歌山市加 太沖ノ島地 先 | | つきいそ漁業 | から12 月31日 | 次のアを中心と まれた区域 基点第8号 和歌 置した ア 基点第8号か | 山市加太沖 標識 | ウノ島平栄ノ鼻 | 鼻三ツ岩の | 西岩中央部 | 『に設 | 免の 免と操び 操い と操び と操び と操び 産業 を表して を表して を表して を表して を表して との にの にの にの にの にの にの にの にの にの に | 権行使者数 、年間漁獲額について 組合法に対 書に記載し | 数 変量 に と 数 に と 報 | | 告示の日 から30 日間 | | 加太、深 | 平 年 9 月 5 1 日 は 3 5 5 1 8 月 3 5 1 8 月 3 5 7 6 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 | |
| 212号 | 太沖ノ島地 先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第4号 和歌 ア 基点第4号か | 山市加太神 ら321° | 申島南西部に記 −05′27 | 设置した標7 0 mの点 | 識 | | 免許を受業数金 ごとの業日 を選集が を を を を を き と の と の 業 り 業 り 業 り 業 り 業 り 業 り 業 り 業 り 業 り 業 | 権行使者 | 数 隻 し に を 報 い 。 | 月1日 | から 30 日間 | 山、大川 | | 年9月1 日から 35年 8月31 日まで | |
| 215号 | 町宮崎ノ鼻 地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第92号 有 ア 基点第92号 | 田市宮崎町 から288 | 「宮崎ノ鼻突端 。 — O 7′ 1 | 湍に設置し Ⅰ, 070 | た標識 mの点 | | 免許を受業数金同 ごと大学で を 発し、 発達の 発達の を 発表 を で を 発 を 発 を 発 を 業 発 を 業 発 る 、 発 る 、 発 る 、 発 る 、 き る る る る る る る る る る る る る る る る る | 権行使者数 、年間漁獲額には 額合法には 書にお載しばならない | 数 隻 し に を 報 い 。 | 月1日 | から30 日間 | 町 (ただらで) 代番番() る住() ない地所の) でう。) | し、1200 1400番代 表示され 地区(以 」 除 島 | 平成25 年9月1 日か35年 成35年 8月31 日まで | |
| | 有田市初島 町地ノ島地 先 | | つきいそ漁 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第76号 有 ア 基点第76号 | 田市初島町 | 「地ノ島通称大 | 大碆に設置 | した標識 | | 免許を受業数金同 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 権行使者数 、年間漁獲額について 組合法に対 書に記載し | 数 養 量 こ と 数 最 に 数 報 | | 告示の日 から30 日間 | | 島町浜、 | 平成25 年9月1 日か35年 成35年 8月31 日まで | |
| | 有田市宮崎町逢井地先 | | つきいそ漁業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と れた区域 基点第97号 有 ア 基点第97号 | 田市宮崎町 | 「黒島通称庄徫 | 新門に設置 | した標識 | | 免許を受業数を受業数を ごとの業日の業日を を選集を を選集を を を を を を き と の 業 り 、 業 り 、 業 り 業 り 業 り 業 り 業 り 業 り 業 り | 権行使者数 、年間漁獲額について 組合法に対 書に記載し | 数 隻 で を を を も を も も も も も も も も も も も も も | | 告示の日 から30 日間 | | 崎町のう | 平成25 年9月1 日か35年 成35年 8月31 日まで | |

| - • | 漁場の位置 | | | | 漁 | 場 | 0 | 区 | 域 | | | 中 免許予定日 | | | | 字続期間(| 崩 考 |
|------|-----------------------|----|--------|--------------------|--|----------------------|---------------------|-------------------------|---------------|---|--|------------|------------|------------------------------------|---|--|-----|
| 223号 | 有田市宮崎町逢井地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と れた区域 基点第99号 有 ア 基点第99号 | 田市宮崎町 から158 | 「仏磯西端に認 ○ −00′ € | 役置した標識 3 3 0 mの点 | 被言、 | ごとの漁業 延操業日数 及び産業機協同 る業務報告 告しなけれ | 権行使者数、 、年間漁獲す 額についに定め 組合法に載し者 ばならない。 | <u>l</u> . | から30 日間 | | 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 平成25 〒9月25 〒9月35 〒335 〒337 〒337 〒37 | |
| 224号 | 町逢井地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 基点第98号 有ア 基点第98号 | 田市宮崎町 から221 | 逢井満越岩中 。 — 4 0′2 | 中央部に設置 2 10mの点 | 置した標識 気 | ごとの漁業 延操業日数 及び業務協同 る業務報告 告しなけれ | 権行使者数、 、年間漁獲、 額についに 組合法に載し、 はならない。 | <u>.</u> | から30 日間 | ち逢井 | 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 平成25 〒9月65 〒100 〒100 〒100 〒100 〒100 〒100 〒100 〒10 | |
| 225号 | 地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | ア 基点第102 | 有田市千田 標識 号から23 | 千田漁港北防 1°-29′ | 方波堤基部中 660m <i>の</i> | □央部に設置し ○点 | ごとの漁業 延操業日数 及び漁業協同 る業務報告 告しなけれ | 権行使者数、 、年間漁獲、 、年間漁獲で、 額についにに 組合法に載し、 はならない。 | | から30 日間 | | 年 成 8 月 | P成25 F9の F9か35 F3 F3 F3 F3 F3 F3 F3 F3 F3 F3 F3 F3 F3 | |
| 227号 | 町矢櫃地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第93号 有 ア 基点第93号 | 田市宮崎町 から235 | ・剣崎突端に認 ○ −20′ ÷ | 役置した標識 3 7 0 mの点 | 裁 | ごとの漁業 延操業日数 及び業務協同 る業務報告 告しなけれ | 権行使者数、 、年間漁獲す 額についに 組合法に載し、 はならない。 | -1-1-1 | から30 日間 | 町(ただし、を除く。)、 | 逢井島 村田 成 8 日 | F9月1 日か55年 3月37 3月37 日まで | |
| | 有田郡湯浅 町地先ソノ 瀬西方 | | つきいそ漁業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第142号 ア 基点第142 | 日高郡由良 | 町衣奈黒島道 | 重称鵜の糞 に | こ設置した標識 | ごとの漁業 延操業日数 及び漁獲金 水産業協同 る業務報告 | 権行使者数、 、年間漁獲量 | | から30 日間 | 有田郡湯浅町 栖原、湯浅、 町広、山本、 広、唐尾 | 広川 年 西 居 成 | PR 取 成 2 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 5 5 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | |

| 番 号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0 | 区 | 域 | | 制限 | 又は | 条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係 | 地区 | 存続期間 | 備考 |
|-----|-----------------------|------|--------|--------------------|--|-------|---------|-------|-------|----|--|---|---|-------|--------------------|----|----|--|----|
| | 日高郡由良町衣奈地先 | | つきいそ漁業 | | まれた区域 基点第139号 | 日高郡由島 | 良町衣奈地先近 | 通称カブト | 岩突端に設 | 置し | 免と をと とと とと とと とと とと とと とと とと と | 業権行使 数、額に を を 組合 と き に る に き き に る き る れ る れ る れ る も る も る も る も る も る も る る も る る る る | 者数、 温海で定 は は は は は し い に し れ し い に し れ し れ し れ し れ し れ し れ し れ し れ し れ り れ り | | 告示の日 から30 日間 | | | 平9月1 日か35年 8月37 日末で | |
| | 日高郡由良町衣奈地先 | | つきいそ漁業 | から12 月31日 | 次のアを中心 を まれた区域 基点第139号 ア 基点第139 | 日高郡由良 | 良町衣奈地先近 | 通称カブト | 岩突端に設 | 置し | 免と操び産業の業の業務を変える。 | 業権行使 数、年間 金額に合 は 告書に記 | 者数、 温漁いに で に し 載し、 は も も も も も も も も も も も も も も も も も も | | 告示の日 から30 日間 | | | 平9月1 日か35年 8月37 8月37 8月37 | |
| | 日高郡由良 町衣奈黒島 地先 | | つきいそ漁業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第142号 ア 基点第142 | 日高郡由島 | 包町衣奈黒島道 | 通称鵜の糞 | に設置した | 標識 | ごとの漁 延操業日 | 業権行使 数、年間 金額に合 は 告書に記 | 者数、 温漁いに で に し 載し、 は も も も も も も も も も も も も も も も も も も | | 告示の日 から30 日間 | | | 平9月1 年9月1 日か35年 成35年 8月31 日まで | |
| | 日高郡由良 町衣奈黒島 地先 | | つきいそ漁業 | から12 月31日 まで | まれた区域 | 日高郡由且 | 包町衣奈黒島道 | 通称鵜の糞 | に設置した | 標識 | 免許を ご延及び産業 強い を業務 を業務 は ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない | 業権行使 数な額に を額合 は 告書に 記 | 者数、 漁漁な で定し は し、 に し、 は し、 は し、 は し、 は し、 は り、 は り、 し、 も り、 も り、 も り、 も り、 も り、 も り、 も り | | 告示の日 から30 日間 | | | 平成25 年9月1 日か35年 成35年 8月31 日まで | |
| | 日高郡由良 町小引十九 島地先 | | つきいそ漁業 | | 次のアを中心 を まれた区域 基点第150号 ア 基点第150 | 日高郡由貞 | 复町小引十九島 | 島通称ドサ | 梶取に設置 | した | | 業権行使 数、額に を を 組合 と き に る に き き に る き る れ る れ る れ る も る も る も る も る も る も る る も る る る る | 者数、 温海で定 は は は は は し い に し れ し い に し れ し れ し れ し れ し れ し れ し れ し れ し れ り れ り | | 告示の日 から30 日間 | | | 平成25 年9月1 日か35年 成35年 8月31 日まで | |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0 | 区 | 域 | 制 | 限又 | は条 | 件免許予 | 定日 | 申請期間 | 関 係 | 地区 | 存続期間 | 備考 |
|------|--------------|------|------------|--------------------|--|------------------------|----------------------|----------------|----------------|------------|--|--|------------------------------|----|--------------------|-------------|-----------|---|----|
| | 日高郡由良町小引地先 | | つきいそ漁業 | | 次のアを中心と まれた区域 基点第150号 標 ア 基点第150 | 日高郡由良 職 | 町小引十九島 | 通称ドサ梶 | 尾取に設置し7 | ごとを返及び産業 | の漁業権 業日数、 漁獲金額 発協同組 務報告書 | けた漁業種 を行使者数 年間漁業を 質についに定 関合法に載し いならない。 | 、 9月1 量 、 め 報 | 日 | 告示の日 から30 日間 | | | 型 平 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| 235号 | 町小引十九 島地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第150号 ア 基点第150 | 日高郡由良町 識 号から28 € | 叮小引十九島; 6° −27′ | 通称ドサ梶 170mの | 尾取に設置し7)点 | ご延及び産業と | の漁業権 業日数、 漁獲金額 業協同組 務報告書 | けた漁業種 を行使者数 年間漁業を 質について定 関合法に載し いならない。 | 、 量 、 め 報 | 日 | 告示の日 から30 日間 | 日高郡 井、小豆 | 自良町戸津 | 型 平成25 年9月5日 日成35年 成35年 8月31 日まで | |
| 236号 | 町阿尾地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第173号 ア 基点第173 | 日高郡日ノ復 号から31] | 卸崎地先大倉4 1° - 1 5′ | 礁頂上に設 3,120 | 改置した標識)mの点 | ご延及水る告 | の漁業権 業日数、 漁獲金額 業協同組 務報告書 | ナた漁業種 を行使者数 年間漁業を 質についた定 関合法に載し いならない。 | 、 量 、 め 報 | 日 | 告示の日 から30 日間 | | | 型 平 ((((((((((((((((((| |
| | 日高郡由良町大引地先 | | つきいそ漁 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第155号 ア 基点第155 | 日高郡由良岡 | 叮大引大碆頂。 | 上に設置し | た標識 | ご延及び産業 | の漁業格 業日 漁業協 会 業協同 総 務報告書 | ナた漁業種 を行使者数 年間漁業 原について定 国合法に起 いたに定 いまならない。 | 、 9月1 よ め 報 | 日 | 告示の日 から30 日間 | 日高郡日 | 由良町大引 | 平成25 年9月1 日か5年 成35年 8月31 日まで | |
| | 日高郡日高町蟻島地先 | | | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第157号 標 ア 基点第157 | 日高郡由良岡 識 | 丁神谷烟島地 _。 | 先平碆岩頂 | 1上に設置し | ご 延及び産 水る業 | の漁業格 業日数、 漁獲金額 業協同組 務報告書 | けた漁業種 を行使者数 年間漁獲 頃についに定 目合法に起 いたに記 いた。 はならない。 | 、 9月1 量 、 め 報 | 日 | 告示の日 から30 日間 | | | 平成25 年9月1 日から5 8月31 日まで | |

| | 漁場の位置 | | | | | 場 | 0) | 区 | 域 | ı | | | 免許予定日 | | | | 存続期間 | 備考 |
|----------|------------|---------|---------|--------------------|--|-------------------|------------------------|-----------------|-----------------|---|--|-----------------------------|-----------|--------------------|-----------------------|-------------|---|----|
| 和共第 239号 | 日高郡由良町神谷地先 | 第三種共同漁業 | 一つきいそ漁業 | | 次のアを中心と まれた区域 基点第157号 標 ア 基点第157 | 日高郡由島 識 | 艮町神谷烟島地 | 先平碆岩頂 | 負上に設置した | ごとの流 延操業F 及び産業協 水産業務 | 業権行使 数、年間 | 者獲いに載 しましま といい。 を報 | 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 日高郡由.谷、吹井 | シ町神 | 平 年 9 月 1 日 3 5 年 8 月 3 5 年 8 月 3 1 日 ま で | |
| 244号 | 町阿尾地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 基点第172号 ア 基点第172 | 日高郡日福 号から34 | 馬町阿尾蛇ノ鼻 4 6° - 1 5′ | に設置した 700mの | - 標識) 点 | ごとの漁延操業が必定業務を発表しない。 | 無業権行使間 関数、額額 製造の組制を 関係を 関係を 関係を 関係を 関係を 関係を は で で で の の の の の の の の の の の の の の の の | 者数、 1 漁いに載ない。 はい。 | | から30 日間 | 賀、方杭、 津久野、 湯、阿尾 | 小浦、 北井、産 | 平成25 年9月1 日か35年 成35年 8月31 日まで | |
| 246号 | 御崎地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第173号 ア 基点第173 | 日高郡日 / 号から 2 3 | '御崎地先大倉 3 2° - 3 0′ | 礁頂上に設 1, 560 | 设置した標識) mの点 | ごとの漁延操業が必定業がある業務報告しない | 無業権行使間 関数、額経年 関係では 関係では 関係である 関係である。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない | 者数、 1 漁いに載ない。 はい。 | | から30 日間 | 賀、方杭、 津久野、 湯、阿尾 | 小浦、 北井、産 | 平成25 年9月1 日から35年 成35年 8月31 日まで | |
| 247号 | 町阿尾地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第172号 ア 基点第172 | 日高郡日福 号から28 | 高町阿尾蛇ノ鼻 3 9° - 4 0′ | に設置した 250mの | - 標識 ○ 点 | ごとの流延操業の選択の産業を表現の産業を表現の産業を表した。 | 無業権行使間 引数、領 を を を を を の は を に に 合 と に る に る に る は る に る は る に る と る に る と る は し た は た し く け た し く た し く た し く た し く り た し く り た し く り た り と り た り と り と り と り と り と り と り と | 者数、 土漁いに載いに はい。 | | から30 日間 | 賀、方杭、 津久野、 湯、阿尾 | 小浦、 北井、産 | 平成25 年9月1 日から35年 成35年 8月31 日まで | |
| | 日高郡美浜町三尾地先 | | つきいそ漁業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第175号 ア 基点第175 | 日高郡美涯 | 5町三尾蜑取島 | 頂上に設置 | 置した標識 | ごと業にの流の流の流の流の大学に対して、一点の流の流の流の流の流域では、大学のいえが、大学のいえが、大学のいえが、たりが、たりが、たりが、たりが、たりが、たりが、たりが、たりが、たりが、たり | で受けた漁業権に 1数、保証を 1数、領土を 1数を 1を 1の 1の 1の 1の 1の 1の 1の 1の 1の 1の | 者漁いに載し、量、め報 | 平成25年9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 日高郡美 | 兵町三尾 | 平成25 年9月1 日か35年 成35年 8月31 日まで | |

| | 漁場の位置 | | | | *** | 場 | 0 | 区 | 域 | | | 件免許予定日 | | | | 存続期間 | 備考 |
|------|-------|---------|---------|--------------------|---|------------------|-----------------------------|--------------|----------------|--|--|------------------|--------------------|----------|----------------------------|---|----|
| 249号 | , 55 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | まれた区域 基点第175号 ア 基点第175 | 日高郡美海 号から 2 (| 兵町三尾蜑取島) 6° -21′ | 頂上に設 4,44 | 置した標識 0 mの点 | | 権行使者数 年間漁獲 額について 組合法に定 書に記載し | 、 め 報 | から30 日間 | | 、吉原、 田井、御 、名屋 、園、 | 平成25 年9月 日成35 8月31 日まで | |
| 250号 | 町地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 基点第179号 ア 基点第179 | 御坊市鰹島 号から26 | 鳥中央部に設置 3 7° −48′ | した標識 3,62 | 0mの点 | ごとの漁業料 延操業日数、 及び漁獲金額 水産業協同総 る業務報告 告しなけれる | 権行使者数 年間漁獲 額について 組合法に定 書に記載し ずならない。 | 量 、 め 報 | から30 日間 | 尾、和田浜ノ瀬、 | 、吉原、 田井 | 平成25 年9月 日成35 8月31 日まで | |
| 251号 | 町地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第179号 ア 基点第179 | 御坊市鰹島 号から2] | 島中央部に設置 □ 0° −33′ | した標識 3,86 | 0mの点 | ごとの漁業料 延操業日数、 及び漁獲金額 水産業協同総 る業務報告 告しなけれる | 権行使者数 年間漁獲 額について 組合法に定 書に記載し ばならない。 | 量 、 め 報 | から30 日間 | 田町 | | 年9月1 日から 35年 8月31 日まで | |
| | | 第三種共同漁業 | 一つきいそ漁業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第179号 ア 基点第179 | 御坊市鰹島 | 島中央部に設置 | した標識 | | 免許を受料 免と機構 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を | 権行使者数 年間漁獲 額について 組合法に定 書に記載し | 量 、 め 報 | 告示の日 から30 日間 | | 屋町、名 | 平成25 年9月 日成35 1 8月 3 1 8 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | |
| | | 第三種共同漁業 | つきいそ漁業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第188号 ア 基点第188 | 日高郡印南 | 可町切目崎に設 | :置した標: | 識 | 免許を受験 免と業 の業日後 を業務の を業務を を を を を を を を を を を を を を | 権行使者数 年間漁獲 領について 組合法に定 書に記載し | 量 、 め 報 | から30 | | 、西ノ | 平成25 年9月3 日か35 8月31 日まで | |

| 番 号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0) | 区 | 域 | | 制限又 | は多 | € 件 | 免許予定 | 日申請期間 | 関 | 系 地 | 区存続期間 | 間備 考 |
|-----|-----------------------|------|------------|--------------------|---|------|--------|-------|--------|----|--|---|------------------------------|-------------------------------|-----------------------|------------------------------------|------|--|-------------|
| | 日高郡印南 町地先 | | つきいそ漁 業 | から12 月31日 まで | まれた区域 | 日高郡印 | 南町切目崎に | 設置した標 | 票識 | て囲 | 免と操び産業ととなる生産の業漁業の業漁業の業漁業の産業の産業の産業ので産業ので産業のできませた。 | 権行使者 (本年間) (を報合とは (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) | が 独獲 て定し は 数 | 平成 2 5 ⁴ 9 月 1 日 | E 告示の日 から30 日間 | 井、耳 | | ノ 年9月 | I Z E |
| | | | つきいそ漁 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第188号 ア 基点第188 | 日高郡印 | 南町切目崎に | 設置した標 | 悪識 | て囲 | 免許を受業 ご操い と と と と と と と と と と と と と と と と と と と | 権行使者 (本年) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を | が 独獲て定し し、 と報 | | E 告示の日 から3 0 日間 | 井、耳 | | ノ 年9月1 | L Z E |
| | 西牟婁郡白 浜町番所の 崎地先 | | つきいそ漁 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第232号 ア 基点第232 | 西牟婁郡 | 白浜町番所の | 崎突端に影 | 设置した標識 | | 免許を受業数 ごとの業別を 受業との 選集を 選集を を を 登場 を 登場 を 登場 で を 登場 に 選業 の は で ま り ま り る は り る は り る り る り し る り し る り し る り し る り し る り し る り し る り し る り る り | 権行使者 (本年間) (を報題) (本語報) (本語報) | が 独獲て定し し、 は、 と報 | 平成 2 5 4 9 月 1 日 | F 告示の日から30 日間 | 堺町洋崎川町町な白野、、、、、、、、、、、い浜、町芳目上上磯神町町中 | 辺市芳 | 養 年9月55年 明 年日成3月35年 中工 8月3 で 十主 た妻才 | Z Z |
| | 西牟婁郡白 浜町瀬戸崎 地先 | | つきいそ漁 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第232号 ア 基点第232 | 西牟婁郡 | 白浜町番所の | 崎突端に診 | 设置した標識 | | 免と操び産業の大き漁田獲協は、大きの業漁業の業漁業務は、大きを漁田獲協は、大きを漁田では、大きのでは、たきのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、たきのでは、たきのでは、たきのでは、たきのでは、たきのでは、たきのでは、たきのでは、たきのでは、たきのでは、たきのでは、たきのでは、たきのでは、たきのでは、たきのでは、たらいでは、たらのでは、たらいでは、たらのでは、たらいでは、たらのでは、たらい | 権行使者 (本年間) (を報合とは (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) | が 独獲て定し し、 と報 | 平成 2 5 4 9 月 1 日 | E 告示の日 から30 日間 | 野、中 | 、富田、 | 町才 平成25 年9月1 地区 成355 成355 8月31 日まで | L Z E |
| | 西牟婁郡白 浜町瀬戸崎 地先 | | つきいそ漁 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第237号 ア 基点第237 | 西牟婁郡 | 白浜町中舟流 | 島中央部に | こ設置した標 | | 免と 発と 発と 操び 発漁 発 独 を 選 を 選 を 表 の 業 漁 ま 数 数 ま る 業 は る ま る ま も し し し し し し し し し し し し し | 権行使者 (本年) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を | が 独獲て定し し、 と報 | 平成 2 5 ⁴ 9月 1 日 | E 告示の日 から30 日間 | 野、中 | 、富田、 | 町才 平成25 年9月1 地区 日から5 成355 8月31 日まで | Z E |

| 番 号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0) | 区 | 域 | Í | 制限 | 又は | 条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関 | 係 地 | 区存 | 続期間 | 備考 |
|----------|---------------------|-------------|--------|--------------------|---|----------------------------|----------------------------|---------------|-----------------|----------|------------------------------|---|---|---------------------|--------------------|---------------|--|--|---|----|
| | 西牟婁郡白 浜町椿地先 | | できいそ漁業 | | まれた区域 | 西牟婁郡白 | 1浜町中舟流島 | 島中央部に | 設置した標語 | 能 | ごとの漁 延操業日 及び漁獲 水産業協 | 業権行 数額に 協同組合 場合書に | 使者数、 間つ法 獲て定し 記載し 報 | 平成25年 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 野、中 | 郡 白 浜 田 い こ 名 な し は | 年 田区 成 8 | 9月1 | |
| | 西牟婁郡白 浜町日置地 先 | | つきいそ渡 | から12 月31日 | 次のアを中心と まれた区域 基点第243号 ア 基点第243 | 西牟婁郡白 | 1浜町日置市江 | 工崎に設置 | した標識 | | ごとの漁 延操業日 及び漁獲 水産業協 | 業権行 数、年 を を を を を る に る は る は る は る は る は る と る と る と る と る と | 使者数 間つ 法 で に し 、 め れ に え し に え し 、 に え し い に え し る し る し る し る し る し る し る し る し る し | | 告示の日 から30 日間 | 野、中椿、日 | | 年日 地成8 | 9月1から平 | |
| 和共第 265号 | 西牟婁郡白 浜町日置地 先 | 第三種共同 漁業 | つきいそ漁業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第243号 ア 基点第243 | 西牟婁郡白 | 1浜町日置市江 | 工崎に設置 | した標識 | 3 | ごとの漁 延操業日 及び漁獲 水産業協 | 業権行 数、年 を を を を を る に る は る は る は る は る は る と る と る と る と る と | 使者数、 間つ法 で に 載 し に し い に も も も し い に ま も し い に ま し し し し る し る し る し る し る も も し も も も も | 平成 2 5 年 9 月 1 日 | から30 | 野、中椿、日 | | 生、日本成 8 | 9月1 から平 | |
| 266号 | さみ町周参見地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 基点第248号 部 ア 基点第248 | 西牟婁郡す 3に設置した 号から 1 7 | - さみ町周参見 標識 3° - 20′ | 見オン崎通 1,22 | 称ヤジバエロ 5 mの点 | 中央 | ごとの漁 延操業日 及び漁獲 水産業協 | 業権行 数額に 協同組合 と は は は は は に る に る に る は る に る に る に る に | 使者数、 間かに 強 で に し に し い に も も も れ い に ま も し れ り に り れ り れ り れ り れ り れ り れ り も り も り も り も | 平成 2 5 年 9 月 1 日 | 告示の日 から30 日間 | | | 年 日 成 8 | 成 2 5 2 1 2 1 3 1 3 5 3 5 3 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 | |
| | 東牟婁郡串 本町潮岬地 先 | | つきいそ漁業 | | 基点第265号 | 東牟婁郡串 標識 | 3本町潮岬地外 | た沖のモブ | ジ頂上に設し | 置し | ごとの漁 延操業日 及び漁獲 水産業協 | 業権行 数額に 協同組合 場合書に | 使者数、 間つ法 獲て定し 記載し 報 | | 告示の日 から30 日間 | 深、日 田 宝、田 出雲、 | | 田、 年 日 に 日 成 け ン 8 | 9月1 から平 35年 | |

| | 漁場の位置 | | | | | 場の |) 区 | 域 | | | | 免許予定日 | | | | | 存続期間 | 備考 |
|-------------|------------------------|---------|------------|--------------------|---|------------------------|---------------|---------|---|----------------------------------|---|------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|----|
| 和共第 268号 | 東牟婁郡串本町出雲地先 | 第三種共同漁業 | つきいそ漁業 | | によって囲まれた 基点第276号 | を区域 東牟婁郡串 票識 | 3本町出雲二 | 子島に設置した | ごとの漁 延操 び漁 び産業 協 る業務報 | 業権行使者 数、年間漁 | が数 、 独 変 で 定 し 報 | | | 江田、田 | 並、有田 出雲、 | 、高富、二 串本、サン | 平成25 年9月1 日か35年 8月31 日まで | |
| | 東牟婁郡太地町燈明崎地先 | | つきいそ漁業 | から12 月31日 | 基点第320号 | を区域 東牟婁郡太 台下に設置し | 、地町燈明崎 た標識 | 突端山見跡展望 | ごとの漁 延操業日 及産業協 水産業務報 | 業権行使者 数、年間漁 金額につい 同組合法に | が 独 強 強 で 定 し 報 | | | 二河、湯 浜、朝日、 ノ川、川 | 川、築地 天満、 関、井関 高津気 | 、勝浦、北 浜ノ宮、橋 、市野々、 、宇久井、 | 年9月1 日から平 成35年 | |
| | 東牟婁郡那 智勝浦町太 平石地先 | | つきいそ漁 業 | から12 月31日 | 次のアを中心。 た線によって囲き 基点第351号 ア 基点第35: | まれた区域 東牟婁郡那 」た標識 | 3智勝浦町太 | 平石頂上に設置 | ごとの漁 延操 び漁 び産業 協 る業務報 | 業権行使者 数、年間漁 金額につい 同組合法に | が数 りを変して が変して がして がして がして がして がして がして がして がして がして が | | 告示の日 から30 日間 | 二河、湯 浜、朝日、 ノ川、川 | 川、築地 天満、 関、井関 高津気 | 、勝浦、北 浜ノ宮、橋 、市野々、 、宇久井、 | 年9月1 日から平 成35年 | |
| 和共第 271号 | 東牟婁郡那 智勝浦町山 成島地先 | 第三種共同漁業 | つきいそ漁 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心。 によって囲まれた 基点第336号 ア 基点第336 点 | を区域 東牟婁郡太 | 、地町鰹島に | 設置した標識 | ごとの漁 延操び漁獲 水産業協 る業務報 | 業権行使者 数、年間漁 金額につい | が数、 急獲て定し でして が報 | 平成 2 5 年 9月1日 | | 二河、湯 浜、朝日、 ノ川、川 | 川、築地 天満、 関、井関 高津気 | 、勝浦、北 浜ノ宮、橋 、市野々、 、宇久井、 | 年9月1 日から平 成35年 | |
| | | 第三種共同漁業 | つきいそ漁 業 | から12 月31日 | | を区域 新宮市三輪 島付根に設置 | 論・ | | ご と 発業 り と 業 り と 業 り 、 業 務 業 務 協 い 業 務 も 、 ま る 業 ろ れ ま る 業 ろ ま 、 ま る 業 務 も ま る ま ま る ま ま る ま ま も ま る ま も ま も ま も | 業権行使者 数、年間漁 金額につい 同組合法に | が 数 獲 て 定 し 報 | | から30 | 二河、湯 浜、朝日、 ノ川、川 | 川、築地、 天満、 関、井関 高津気 | 、勝浦、北 浜ノ宮、橋 、市野々、 、宇久井、 | 年9月1 日から平 成35年 | |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0 | 区 | 域 | | 制限 | 又は | 条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関 係 | 地 | 区 存続期間 | 備考 |
|----------|---------------------|-------------|--------|--------------------|--|------------------|-------------------|---------------|--------|----|--|---|---|-------|--------------------|-----|-------|--|----|
| 和共第 273号 | 日高郡美浜町地先 | 第三種共同漁業 | つきいそ漁業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第179号 ア 基点第179 | 御坊市鰹島 | ら中央部に設置 | 置した標識 | ì | | | 業権行使 数額 を 額 会組 書 に 法 書 に 法 記 記 き 記 る 記 き れ に る と る れ る ら る と る と る る る る る る る る る る る る る る | 者数、 漁獲で定 して して も も | | から30 | | 3、吉原、 | 平成25 年9月1 日か35年 8月31 日まで | |
| 和共第 274号 | | 第三種共同漁業 | つきいそ漁業 | から12 月31日 | 次のアを中心とまれた区域 基点第10号 和ア 基点第10号 | 1歌山市加太 | (田倉埼灯台基 | は部南西に | 設置した標 | 票識 | | 業権行使 数額 を額 会組 書に と き き き き き き き き き き き き き き き き う き う | 者数、 漁獲で定 し 、 と 載し、 と 報 | | 告示の日 から30 日間 | | | 平成25 年9月1 日前35年 8月31 日まで | |
| 和共第 275号 | | 第三種共同 漁業 | つきいそ漁業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第10号 和 ア 基点第10号 | 1歌山市加太 | 、田倉埼灯台基 | 芸部南西に | .設置した標 | | 免とという。 | 業権行使 権行 を を を を 組 者 に る は き れ に る は き れ に る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ | 者獲い に載し は も も | | 告示の日 から30 日間 | | | 葉 平成25 年9月1 日から5年 成35年 8月31 日まで | |
| 276号 | 太地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 基点第5号 和歌ア 基点第5号か | (山市加太場 いら356° | 炎ヶ崎突端に設 −35′3, | と置した標 360m | 識の点 | | 免許をきませる 完と をと を を を を を を を を を を を を を | 業権行使 数額 を額 会組 書に と 記 き 記 き 記 き 記 き 記 き れ に た き れ に う と う と う と う と う と う と う と う と う と う | 者数、 漁獲で に し 、 と 報 し に も 報 | | 告示の日 から30 日間 | | | 葉 平成25 年9月1 日か35年 成35年 8月31 日まで | |
| | 和歌山市加 太沖ノ島地 先 | | さいそ漁業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心とまれた区域 基点第4号 和歌ア 基点第4号か | 大山市加太神 | 申島南西部に設 | と置した標 | 識 | | | 業権行使 権行年 を を を を 組書 に と 記 記 き 記 記 記 記 記 記 記 記 記 る に る と る に る と る に る と る に る と る と る と | 者獲いに載 して して も報 | | 告示の日 から30 日間 | | | 平成25 年9月1 日か35年 成35年 8月31 日まで | |

| 番 号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名 | 称漁 | 業時期 | 漁 | 場 | 0) | 区 | 域 | | 制限 | 又は | 条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関(| 系 地 | 区存続期間 | 備 考 |
|----------|----------------------|---------|--------|--------|-----------------|---|------------|------------------------|---------------|----------------|----|---|--|---|-------|------------|--------|-----------------|--|-----|
| 278号 | 西牟婁郡白 浜町瀬戸崎 地先 | 漁業 | 業 | か月ま | ら12 31日 で | まれた区域 基点第232号 ア 基点第232 | 西牟婁郡1号から20 | 白浜町番所の岬 0 4° – 4 7′ | 商突端に記 3,64 | 役置した標 40mの点 | 識 | 免さい ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 業権行使 数、年間 金額にご 日組合法 告書に記 | 著数、 ∄漁いに は は は は は し に は も も も り い に し い に り も も も も も も も も も も も も も も も も も も | | から30 | 野、中 | 『、富田、 | 才 平 9 月 1 平 9 月 1 日 成 3 5 7 8 月 3 7 8 7 8 7 8 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | |
| 和共第 280号 | 西牟婁郡白 浜町椿地先 | 第三種共同漁業 | つきいる業 | か 月 | ら12 31日 で | 次のアを中心と まれた区域 基点第237号 ア 基点第237 | 西牟婁郡! | 白浜町中舟流』 | 島中央部に | こ設置した | 標識 | | 業権行使 数、額に 金組合注 告書に記 | 者数、 温漁いに で に し 、 と 、 と も も も る で に も も も も も も も も も も も も も も も も も も | | から30 | 野、中 | 」、富田、 | 才 区 平9月1平 日成25 年9月5日 日成351 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | |
| | 西牟婁郡白 浜町椿地先 | | つきいそ業 | か 月 | ら12 31日 で | 次のアを中心と まれた区域 基点第237号 ア 基点第237 | 西牟婁郡日 | 白浜町中舟流፤ | 島中央部に | こ設置した | 標識 | 免許の業漁 と を 強 の 業 漁 業 務 業 る 業 と と と 、 と 、 と も し し し し し し し し り し し し し り し し し し し | 業権行使 数、額に 金組合注 告書に記 | 者数、 温漁いに で に し 、 と 、 と も も も る で に も も も も も も も も も も も も も も も も も も | | から30 日間 | 野、中椿、日 | 、富田、 置、安宅、 | 年9月1 | |
| | 西牟婁郡白 浜町椿地先 | | つきいる業 | か 月 | ら12 31日 で | 次のアを中心と まれた区域 基点第237号 ア 基点第237 | 西牟婁郡日 | 白浜町中舟流 | 島中央部に | こ設置した | 標識 | 免許の業漁と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 業権行使 数、年間 金額に 会額 合き きここ ときここ | 著数、 ∄漁な 漁いに に に し 、 と も も も も も も も も も も も も も | | から30 | 野、中 | 『、富田、 | 年9月1 日か35年 成35年 8月31 日まで | |
| | 有田郡広川町鷹島地先 | | つきいそ 業 | か 月 | ら12 31日 で | 次のアを中心と れた区域 基点第130号 ア 基点第130 | 有田郡広川 | 川町鷹島通称。 | 赤ゲの鼻に | こ設置した | | | 業権行使 数額に 金組合と 告書に 記 | 者数、 温油いに でで に で に も も も も も る で に も も も も も も も も も も も も も も も も も も | | から30 | | ß湯広川町 □本、西広、 | 平 9 4 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 8 9 8 9 8 9 8 9 | |

| 番 号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名 | 名 称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | Ø | 区 | 域 | | 制限 | 又は | 条件 | 免許 予 | 方定日 | 申請期間 | 関 係 | 地 | 区 存続期間 | 備考 |
|-------------|--------------|-------------|-------|------|--------------|---------------------------------------|---------------|--------|-------|---------|-----|--|--------------------------------------|--|-------------|-----|--------------------|---|---|--|----|
| | | 第三種共同漁業 | さい業 | - ,, | | 次のアを中心 まれた区域 基点第10号 ア 基点第10 | 和歌山市加 | 太田倉埼灯台 | 基部南西に | こ設置した | | 免許を を を を を を を を を を を を を を | 業権 数額 組書 告書に | 使者数、 間つ は れい に 載し に 載し れ と れ れ れ れ に れ れ れ に れ れ れ れ れ れ れ れ れ | 9月1 | 日 | 告示の日 から30 日間 | | | 深 平 9 年 9 6 8 8 8 8 8 8 8 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 | |
| | 新宮市三輪 崎地先 | 第三種共同 漁業 | つきい 業 | | から12 月31日 | まれた区域 基点第357号 | 新宮市三 置した標識 | 輪崎孔島と鈴 | 島を結ぶ場 | 是防孔島付 | | 免許の業別の発生を強力を発生を強力を発生を発生を発生を発生を発生を発生を表した。 | 業権 数額 組書 告書に | 使者数、 間つ は れい に 載し に 載し れ と れ れ れ れ に れ れ れ に れ れ れ れ れ れ れ れ れ | 9月1 | 日 | 告示の日 から30 日間 | 那湯浦天ノ関ノ川番川、満川、川、川、川、川、川、川、川、川、川、川、川、川、川、川、川、川、川 | 東京 (1) 東京 (1) 東京 (1) 東京 (1) 東京 (1) 東京 (1) 東海 (1) 東南 (1) 東海 (1) 東南 (1) | 年9月1 年9月1 日 成35年 8月31 日 ま 子 デ | |
| | 和歌山市加 太地先 | 第三種共同 漁業 | つきい業 | | から12 月31日 | 次のアを中心 まれた区域 基点第10号 ア 基点第10 | 和歌山市加 | 太田倉埼灯台 | 基部南西に | こ設置した | | 免許を 差と を を を を を と を と を と を と を と を を を さ と の の の の の の の の の の の の の | 業権 数額 組書 告書に | 使者数、 間つ は れい に 載し に 載し れ と れ れ れ れ に れ れ れ に れ れ れ れ れ れ れ れ れ | 9月1 | 日 | 告示の日 から30 日間 | | | 平 平 田 日 日 は 3 3 3 3 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| 和共第 287号 | | 第三種共同 漁業 | つきい業 | | | 次のアを中心 まれた区域 基点第96号 ア 基点第96 | 有田市宮崎 | 町馬島中央部 | に設置した | - 標識 | って囲 | 免許を を を と と と と と と と と と と と と ま 業 漁 も る ま さ も し は ま も も し も も も も も も も も も も も も も | 業権 な額組書 に合い | 使者数、 間つ 法 で に 載 し に 載 し れ に ま れ に ま れ に れ に れ に れ に れ に れ れ に れ る れ る れ る れ | 9月1 | 日 | 告示の日 から30 日間 | 町 (た) | ごし、逢 | 新 平成25 中年9月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | |
| | 日高郡美浜 町地先 | 第三種共同 漁業 | つきい.業 | - ,, | から12 月31日 | 次のアを中心 まれた区域 基点第179号 ア 基点第17 | 御坊市鰹 | 島中央部に設 | 置した標譜 | | | 免許を漁田を 変と 変と 変に 変に 変に 変に 変に 変に 変に 変に 変に 変に | 業 数 金 同 告 に 合 に | 使者数、 間つ と は し に し に ま も し に ま も し に し に ま も し に し に る し る し る も る も も も も も も も も も も も も も | 9月1 | | 告示の日 から30 日間 | | 日、吉原、 | 平 年 9 月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |

| 番 号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0) | 区 | 域 | | 制限 | 又は | 条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関 係 | 地 | 区 存続期間 | 備考 |
|----------|------------|-------------|--------|--------------------|---|-------|--------|---|-------|-----|--|--|--|-------|--------------------|-----|---------------|--|----|
| | 日高郡美浜町地先 | 第三種共同漁業 | つきいそ漁業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第179号 ア 基点第179 | 御坊市鰹島 | 中央部に設置 | 置した標識 | ì | | | 業権行使 数、年間 金額合 は き 書に き き れ に る き き き き き き き き き き き き き き き き き き | 著数、 計漁な は は は は は は は に は も も も ま い に ま も も も も も も も も も も も も も も も も も も | | から30 | | 日、吉原、 | 日から平成35年8月31日まで | |
| | 和歌山市雑 賀崎地先 | | つきいそ漁業 | から12 月31日 | 次のアを中心と れた区域 基点第17号 和 標調 ア 基点第17号 | 歌山市雑賀 | 崎中ノ島通称 | マイナギ場 かんしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい | 南端に設置 | 呈した | | 業権行使 数額に 金組合法 告書に記 | 者数で 潜海いに 大量 に 大量 に 大数 で に 大数 で に も数 で に も の に も も も に に も も に に も に も に も に も に も に も も に る に る 。 。 。 る 。 。 。 。 る 。 。 る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 | | 告示の日 から30 日間 | | 万雑賀崎、 | 平成25 年9月1 日前35年 成35年 8月37 日まで | |
| 和共第 293号 | | 第三種共同 漁業 | つきいそ漁業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第10号 和 ア 基点第10号 | 歌山市加太 | 田倉埼灯台基 | 芸部南西に | 設置した標 | | 免と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 業権行使 数額に 金組合法 告書に記 | 者数で 潜海いに 大量 に 大量 に 大数 で に 大数 で に も数 で に も の に も も も に に も も に に も に も に も に も に も に も も に る に る 。 。 。 る 。 。 。 。 る 。 。 る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 | | 告示の日 から30 日間 | | | 平成25 年9月1 年日か35年 成3月31 日まで | |
| 和共第 294号 | | 第三種共同 漁業 | つきいそ漁業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心と まれた区域 基点第179号 ア 基点第179 | 御坊市鰹島 | 中央部に設置 | 骨した標識 | ì | | 免許と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 業権行使 数な額に を を を 組合 に き き に き き に る き き き き き き き き き き き き | と者数、 温油いに 大きなで は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | | 告示の日 から30 日間 | | 国屋町、 名 | 平成25 年9月1 日か35年 成35年 8月31 日まで | |
| 和共第 295号 | | 第三種共同漁業 | つきいそ漁業 | から12 月31日 | 次のアを中心と まれた区域 基点第179号 ア 基点第179 | 御坊市鰹島 | 中央部に設置 | 置した標識 | ì | | | 業権行使 数額に 金組合 告書に 活 | と者数、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | 告示の日 から30 日間 | | 蒀屋町 、名 | 平成25 年9月1 年9か5年 成35年 8月31 日まで | |

| | 漁場の位置 | | | | | 場 | Ø | 区 | 域 | | | | | 免許予定日 | | | | 存続期間 | 備考 |
|------|------------|---------|-----------|---------------------------------|---|-------------|------------------------|-------------------|--------------|----|--|--|---|---------------|--------------------|-----------|------------|--|----|
| | 御坊市名田町地先 | 第三種共同漁業 | つきいそ 業 | 漁 1月1日 から12 月31日 まで | まれた区域 | 御坊市鰹島 | 島中央部に設置 | した標識 | | | 免と解析を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を開びを選挙を開びを選挙を開びませた。 | を権行使者 な、年間派 を額についる 間組合法に 計書に記載 | 者獲いこ 数獲て定し しる報 | | 告示の日 から30 日間 | | 、 名 | 平成25 年9月1 日か35年 成35年 8月31 日まで | |
| | 日高郡由良町大引地先 | | かきいそ業 | から12 月31日 | 次のアを中心と まれた区域 基点第155号 ア 基点第155 | 日高郡由且 | 曳町大引大碆頂 | [上に設置] | した標識 | | | を権行使者 文、年間流 を額についる 別組合法に 計書に記載 | 者獲へ 数獲て定し は し し は し も を も を も を も を も を も も を も を も も も も も も も も も も も も も | | 告示の日 から30 日間 | 日高郡由良 | ·町大引 | 平成25 年9月1 日か35年 8月31 日まで | |
| 298号 | 太地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 基点第10号 和ア 基点第10号 | 歌山市加力から26 8 | 太田倉埼灯台基 3° -30′3 | 部南西に , 2 5 0 r | 設置した標 mの点 | 票識 | ごとの漁業 延操業日数 及び漁獲金 水産業協同 る業務報告 告しなけれ | を権行使者 を を を を を を を を を を を を を | 者魚ハこ載な 数獲て定しい 量、め報。 | | から 30 日間 | 山、大川 | | 年9月1 日か35年 8月31 日まで | |
| 299号 | 太地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 基点第370号 ア 基点第370 | 和歌山市が号から40 | 加太友ヶ島灯台 5° – 0 0′ 2 | ·基部に設情 ,410r | 置した標語 mの点 | 支 | 免となる。 一定を受業を受業を受業を受業を受業を受業を受業を受業を受験を受験を受ける。 一定のできない。 「できない」 「できないい」 「できないい」 「できないい」 「できない」 「できない」 「できない」 「できない」 「できない」 「できない」 「できない」 「できない」 「できないい」 「で | に権行使者 対、年間流 を額についる で額合法に で記載 | 者獲い 数獲 て定し は報 | 平成25年 9月1日 | | 和歌山市加山、大川 | 大、深 | 平成25 年9月1 日か35年 成35年 8月31 日まで | |
| | | 第三種共同漁業 | つきいそ 業 | | 次のアを中心とまれた区域 基点第10号 和ア 基点第10号 | 歌山市加え | 太田倉埼灯台基 | 部南西に記 | 設置した標 | 票識 | | 権行使者 て、年間派 で額につい 別組合法に 計書に記載 | 者獲い 大量 大量 大量 大量 大数程 | | 告示の日 から30 日間 | | 1太、深 | 平成25 年9月1 日か35年 成35年 8月31 日まで | |

| | 漁場の位置 | | | | 漁 | 場 | 0) | 区 | 域 | | | | 件免許予定日 | | | | 存続期間 | 備考 |
|---------|--------------|---------|---------|--------------------|---|-------------------|-------------------|----------------|---------------|---|--|--|------------------|--------------------|-----------------------|-------------|--|----|
| 和共第301号 | 和歌山市加 太地先 | 第三種共同漁業 | 一つきいそ漁業 | | 次のアを中心としまれた区域 基点第10号 和間 ア 基点第10号が | 次山市加太 | 田倉埼灯台基 | ま部南西に | 設置した標 | 識 | 免許を受験を受験を 一定を を を を を を を を を を を を を を | を行使者数、 年間漁獲」 領について、 組合法に定る 書に記載し | 量 、 め 報 | 告示の日 から30 日間 | | 加太、深 | 平 9 月 1 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| 302号 | 太地ノ島地 先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心としまれた区域 基点第1号 大阪R ア 基点第1号から | 好和歌山県 5 2 5 7° | 界に設置した -00′3, | た標識 690m | の点 | | ごとの漁業料 延操業日数、 及び漁獲金額 水産業協同総 る業務報告書 告しなけれた | 権行使者数、 年間漁獲 領について、 組合法に定さ 書に記載し まならない。 | 量 、 対 報 | から30 日間 | 山、大川 | | 年9月1 日か35年 8月31 日まで | |
| 303号 | 太地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心としまれた区域 基点第10号 和間 ア 基点第10号だ | 炎山市加太 いら287° | 田倉埼灯台基 ° -40′1 | 甚部南西に Ⅰ,760 | 設置した標i mの点 | 識 | ごとの漁業料 延操業日数、 及び漁獲金額 水産業協同総 る業務報告書 告しなけれた | 権行使者数、 年間漁獲 領について、 組合法に定さ 書に記載し ずならない。 | 量 、 め 報 | から30 日間 | 山、大川 | | 平 9 月 1 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| 304号 | 町中磯地先 | 漁業 | 業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心としまれた区域 基点第169号 F ア 基点第169号 | 3 高郡日高 子から 3 0 | 町比井中磯中 9°-00′ | 中央部に設 810m | 置した標識 の点 | | ごとの漁業材 延操業日数、 及び漁獲金額 水産業協同総 る業務報告書 告しなけれた | 権行使者数、 年間漁獲。 領について、 組合法に定さ 書に記載し ずならない。 | 量 、 対 報 | から30 日間 | 賀、方杭、 津久野、 場、阿尾 | 小浦、 比井、産 | 成35年 8月31 日まで | |
| | 日高郡日高町中磯地先 | | つきいそ漁業 | から12 月31日 まで | 次のアを中心としまれた区域 基点第169号 F ア 基点第169号 | · 日高郡日高 | 町比井中磯中 | 中央部に設 | 置した標識 | 3 | 免許を受ける 免許を選及 を業種 を業種 を業務 を主義 を表 を表 を表 を表 を を を を を を を を を を を を を | 権行使者数、 年間漁獲 領について、 組合法に定 書に記載し | 量 、 め 報 | から30 | 日高郡日 賀、方杭、 津久野、 | 小浦、 | 平 9月1 日か35年 成35年 8月31 日まで | |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 消 | 魚業時期 | 漁 | 場 | 0 | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係地区 | 存続期間 | 備考 |
|----------|--------------|---------|--------|--------|------------|--------------------|-------|-------|-------|---------------------------------|--|-----------|--------------------|-------------------------|--|----|
| | 日高郡日高町蟻島地先 | 第三種共同漁業 | つきいそ漁業 | カ 月 | 月31日 まで | て囲まれた区域 基点第157号 | 日高郡自 | 由良町神谷 | >烟島地先 | て画いた線によっ 平碆岩頂上に設置 ,250mの点 | 免許を受けた 漁業種類ごとの 漁業権行使者 | 平成25年 | 告示の日 から30 日間 | 日高郡由良 町江ノ駒、 網代、里、 | 平年日成8月1年日成8月1年日成8月1年日成8月1年日成8月1日 1日 1 | |
| 和共第 307号 | 和歌山市加 太地先 | 第三種共同漁業 | つきいそ漁業 | カ 月 | 月31日 まで | て囲まれた区域 | 中歌山市力 | 加太田倉塔 | 5灯台基部 | 640mの点 | 免業権権 強業、、びい同る記 大会報権権延用後、合務報しない。 を類では、 を類では、 がでは、 のでは | 平成25年9月1日 | から30 | 太、深山、 大川 | 平9月11年日成35年日成35年日成35年日成35年日成35年日成3日日 | |

ぶり飼付漁業

| 明17 (忠 未) | | | | | | | | | | | | | | | | —— |
|-----------------------|--------|----------|---|------|--------|--------|--------|----|---|------------------------|-------|---|----------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|----|
| 漁場の位置 | | | | 場 | の | 区 | 域 | | 制限又は条 | 件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係 | 地 区 | 存続期間 | 備考 |
| 西牟婁郡白 浜町日置地 先 | ぶり飼付洗業 | から翌年3月31 | 次のアを中心と まれた区域 基点第243号 ア 基点第243 | 西牟婁郡 | 白浜町日置市 | 5江崎に設置 | 置した標識 | で囲 | 1 免託 (金属) (金属) (金属) (金属) (金属) (金属) (金属) (金属) | 使年額同報な 日のるの者間に組告け 当投。終 | 9月1日 | 告か日 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | 平年9か351日成351日成351日 | |
| 西牟婁郡白 浜町日置地 先 | ぶり飼付漁業 | から翌年3月31 | 次のアを中心と まれた区域 基点第245号 ア 基点第245 | 西牟婁郡 | 白浜町日置村 | 島頂上に設 | と置した標語 | | 1 免許を強力を 発ごと強力を を漁業日準を を漁業日準を を漁業日準を を漁業日準を を漁業日準を を強業の ではに記する を書れば向りを にはは のの、以 には のの、以 には のの、以 には のの、以 に のの、以 に のの、以 に のの、以 に のの、以 に のの、以 に のの、以 に のの、以 に のの、以 に のの、以 に のの、以 に のの、以 に のの、以 に のの、以 に のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 | 使年額同報な 日のるの者間に組告け 当投。終 | 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | | | 平9月1 年9月1 日か35年 8月31 日まで | |
| 東牟婁郡串 本町潮岬地 先 | ぶり飼付漁業 | から翌年4月30 | 次のアを中心と まれた区域 基点第268号 ア 基点第268 | 東牟婁郡 | 串本町潮岬イ | ナヤ中央部 | いに設置した | | 1 免許 と | 使年額同報な 日のるの者間に組告け 当投。終 | 9月1日 | から30 日間 | 深、田子 田並、有 富、二色 | - 、江田、 百田、高 点、潮岬、 3本、サン | 年9月1 日から平 成35年 | |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | Ø | 区 | 域 | | 制限又 | には象 | 条 件 | 免許予定日 | 申請期間 | 関係 | 系 地 🛭 | 区存続期間 | 備考 |
|------|-----------------------|------|--------|--------------|------------------|---------------|-----------------|-------|-------|-----|---|--|---|-------|------|---------------------------|--|---|----|
| | 東牟婁郡串本町潮岬地先 | | ぶり飼付漁業 | から翌年4月30 | | 東牟婁郡 に標識 | | 上沖のモラ | ブジ頂上に | 設置し | 類数漁つ合書れ、定年との操及、定載量でに記な付2件時ではに記な付2件時期の企業には飼りを業とのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で | 漁業び水がしな業 権数獲業業号。、以に は は の は の の は の の は の の に の の に の り に り り に り り り り り り り り | テを 使年額同報な 日のるの 者間に組告け 当投。終 | | | 深田富出、二、出 | 郡串本町和、田本町田、南田、田、南田、南田、南田、南田、南田、南田、南田、南田、田田、南田、田田、田 | 年9月1 日から平 成35年 | |
| | 東牟婁郡串本町須江地先 | | | から翌年 4月30 | まれた区域 基点第287号 | 東牟婁郡 こ設置した | 『串本町須江中』 上標識 | 鼻地先通種 | 弥ホウラク | | 類ごとの 数、延量 漁獲して 合法に定 | 漁業は 業とは はないない。 業は 、 はないない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はな | 庁 全額の報か 一 こ 見 の を の で の で の で の で の で の で の で の で の で | | | 深、田 富 宝 出 雲、二 | 子、紅高、 (日、潮 サン と本、リスプ | 年9月1 日から平 成35年 / 8月31 | |
| 422号 | 東牟婁郡那 智勝浦町浦 神地先 | | ぶり飼付漁業 | から翌年 4月30 | まれた区域 基点第309号 | 東牟婁郡 端に設置し | 3那智勝浦町浦ネ | 申耳ノ鼻は | 也先通称座 | ノ島東 | 類ごとの 数、延操 漁獲量及 ついて、 | 漁業で水がは、 漁業は、 大きないないである。 大きないないである。 大きないないである。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | 庁 全角をしてこれの 使年額同報な 日のるの 者間に組告け 当投。終 | | | 町浦神 | | 東京 平年9月1 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 | |

定置漁業

| 人 但 1 | /W//C | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------------|------|--------|----------------------------|---|--|---|---|----------------------------------|--------|-----------|--------------------|--------------|--|----|
| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | *** | 場 | Ø | 区 | 域 | 制限又は条件 | | 申請期間 | 地元地区 | 存続期間 | 備考 |
| | 有田市宮崎町逢井地先 | | 雑魚定置漁業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 基点第97号 ア 基点第9 イ 基点第9 ウ イから2 | , , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 隆井黒島、通称 -29′100 -29′10 300mの点 | | | なし | 平成25年9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 有田市宮崎 町逢井 | 平 年 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| 1. / - / 1. | 有田市宮崎町逢井地先 | 定置漁業 | 雑魚定置漁業 | から12 月31日 | 基点第99号 ア 基点第9 イ 基点第9 ウ イから2 | | を井、仏磯西端 -29'10 -29'10 -29'10 | | (囲まれた区域 | なし | 平成25年9月1日 | 告示の日 から30 日間 | | 平成25 年9か30年 成30年 8月37 日まで | |
| | 有田市千田 地先 | 定置漁業 | 雑魚定置漁業 | から12 | 基点第101 ア 基点第1 イ 基点第1 ウ イから2 | | 也先、西蔭の突 7° - 29′ 1 7° - 29′ 1 300mの点 | | | なし | | 告示の日 から30 日間 | 有田市千田 | 平成25 年9月 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| | 西牟婁郡白 浜町椿地先 | 定置漁業 | | から12 月31日 | 域 基点第240 基点第2 イ 基点第2 ウ 基点第2 エ 基点第2 | 号 西牟婁郡白 340号から257 40号から221 40号から212 40号から215 | 兵町椿地先、大7° - 03′ 1 1° - 32′ 5 2° - 19′ 7 5° - 19′ 9 | 太赤島中央部に設置 , 190mの点 30mの点 00mの点 | こって囲まれた区置した標識 | なし | 平成25年9月1日 | 告示の日 から30 日間 | | 平 年 9 月 1 日 成 3 0 年 8 月 3 0 年 8 月 3 7 8 月 3 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 | |
| | 東牟婁郡串 本町樫野地 先 | | 雑魚定置漁業 | から12 | 基点第281 ア 基点第2 イ 基点第2 | | 本町樫野、黒鼻 哉 し。一07′1 一28′31 | 2mの点 | ., , , , , , , , , , , , , , , , | なし | | 告示の日 から30 日間 | 東牟婁郡串本町樫野 | 平成25 年9月1 日か30年 成30年 8月31 日まで | |

| 番 号漁場の位置漁業種類 | 質漁業名称漁業 | 時期 漁 | 場 | Ø | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地元地区 | 存続期間 備 考 |
|-------------------------------------|----------------|--|---|--|--|---|--------|------------------|--------------------|----------------------|---|
| 和定第 東牟婁郡串 定置漁業 9号 本町樫野地 先 | 0日7 翌年 | から 7月 日ま 基点第282号 ア 基点第28 イ 基点第28 | | 丁樫野、弁天崎 2 5 6 - 0 1 ' 6 1 : | こ設置した標識 0 mの点 2 mの点 | | なし | | | 東牟婁郡串本町樫野 | 平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで |
| 和定第 東牟婁郡串 定置漁業 10号 本町樫野地 先 | から 月3 まで | 1 2 によって囲まれ 1 日 基点第 2 8 2 号 ア 基点第 2 8 イ 基点第 2 8 | ・ 東牟婁郡串本町 2号から32°- 2号から309° | T樫野、弁天崎(- 2 3′2 7 0 r - 0 8′2 4 r | こ設置した標識 mの点 0 mの点 | | | - 7, | から30 日間 | 本町樫野 | 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで |
| 和定第 東牟婁郡串 定置漁業 11号 本町田原地 先 | 0 日7 | から 7月 基点第305号 ま ア 基点第30 イ 基点第30 ウ 基点第30 | ウ、工及びアの名 東牟婁郡串本町 した標識 5号から188° 5号から149° 5号から137° 5号から155° | T田原字荒船地约 | 先、立石南端蓄 8 mの点 4 mの点 4 8 0 mの点 | | なし | 平成25年9月1日 | | 東牟婁郡串本町田原 | 平成25 年9月1 日から年 成30年 8月31 日まで |
| 和定第 東牟婁郡太 定置漁業 1 2 号 地町地先 | 0日7翌年 | から 7月 日ま 基点第320号 ア 基点第32 イ 基点第32 | まれた区域 | 丁燈明崎突端山! -34′50 -34′1,20 | 見跡展望台下に 0 mの点 0 0 mの点 | | なし | 平成25年 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | | 平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで |
| 和定第 東牟婁郡太 定置漁業 13号 地町地先 | | 12 1日 基点第321号 ア 基点第32 | | T燈明崎北端岩 -34′36 | 壁ムシロ岩頂点(0 mの点 | | なし | 平成25年 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | | 平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで |
| 和定第 東牟婁郡那 定置漁業 14号 智勝浦町宇 久井地先 | 0日7 翌年 | から 7月 基点第353号 ま ボー 基点第35 イ 基点第35 ウ 基点第35 | ウ、工及びアの名 ・ 東牟婁郡那智服 3号から158° 3号から140° 3号から98° - 3号から48° - | 券浦町宇久井上 -11'55 -37'2, -22'1,9 | 野山見崎に設置 0 mの点 1 8 0 mの点 6 0 mの点 | | | 平成 2 5 年 9月1日 | から30 | 東牟婁郡那 智勝浦町宇 久井 | |

のり養殖業

| V) 1 | き 理 来 | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------------|---------|-------|-----------------|--|--|--|--|--|--------|---------------------|--------------------|----------------------|--------------------------------------|----|
| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | | 場 | 0) | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地元地区 | 存続期間(| 備考 |
| | 和歌山市和び布引地先 | 第一種区画漁業 | のり養殖業 | 4月30 | 3 基線 基基基基基基基アイウエオカキク1点及 点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点 | とと 市市市市市市市 1 基流流 3 2 3 橋橋 2 4 年 1 2 1 6 汚形 2 2 3 橋橋 1 2 1 6 元 2 1 6 元 3 6 7 下 5 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 | ことは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で | 3 号泉 方南南と川川台 り動 カラのおおよ 東語にに西北角 線7 たがり はい | 結ケ囲 設ししし設設置 岸8 岸岸ぶとま 置たたた置置し とm ととれる に 標標標しした のの ののののののののののののののののののののののののののののの | なし | 平成 2 5 年 9 月 1 日 | | 歌浦東、和歌浦中、和歌浦南、和歌川町、三 | 年9月1 日から平 成30年 | |
| | 和歌山市布引地先 | 第一種区画漁業 | のり養殖業 | 9月1日から翌年4月30日まで | れた区域 基点第39号 基点第40号 | 和歌山市布引 和歌山市毛見)号から209)号から215)号から226 | 亀の川河口右 布引界に設置 ° - 80′ 5 ° - 70′ 7 6° - 70′ 8 | 古岸西角に設置した標識 52mの点 70mの点 37mの点 | によって囲ま | なし | 平成25年 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | | 平成25 年9月1 日か30年 8月31 日まで | |
| | 有田市宮崎町地先 | 第一種区画漁業 | のり養殖業 | 年5月3 | た線は基点基点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基 | 田まれた区域 ボード (区域 ボード (区域 ボード (日本) (| 万川導流堤突端 -16′41 -42′56 -41′88 -20′1, °-15′1 3°-18′8 | 端に設置した 1 4 mの点 3 3 mの点 3 6 mの点 2 1 7 mの 1, 2 2 4 m 3 9 6 mの点 | 点 の点 | なし | 平成25年9月1日 | から30 日間 | 町 (逢井を 除く。)、 | 年9月1 日から平 成30年 8月31 | |

わかめ養殖業

| | 以後7世末 | \h \II\ | 1 A 10 6 | NA NIZ - L. III- | 34 | , | _ | | 1-15 | 4 | | Ar | A 36 - 11: | L 34 114 PP | m. → ··· | 4 /4 /4 /10 00 . | مدات ملا |
|------------------|-----------------|---------|----------|----------------------|---|---|--|---|---------------------------|----|-----|----|------------|--------------------|---------------------|--|----------|
| | 景漁場の位置 | | 漁業名称 | | 漁 | 場 | の | 区 | 域 | | と又は | 条件 | | | | 存続期間 | 崩 考 |
| 第102 号 | 太地先 | 第一種区画漁業 | | 日から翌 年6月1 5日まで | 囲まれた区域 基点第9号 に ア 基点第9- 基点第9- 本 基点第9- エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ | 和歌山市加太、 た標識 号から3° - 4 号から12° - 1 号から6° - 1 号から358° | 加太港第 5′54 55′5 5′77 -55′ | 三波堤新旧 8mの点 85mの点 0mの点 792mの | 接続部に設け 点 | 置 | | | | | 和歌山市加太、深山、大川 | 平年日成 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| | 《 和歌山市雑 賀崎地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第367 基点第3 イ 基点第3 ウ 基点第3 | 、ウ、エ及びア 号 和歌山市雑 67号から24 67号から22 67号から22 67号から23 | 推賀崎番所 4°-0 5°-5 7°-4 | ノ鼻に設置 0′260 0′255 0′390 | した標識 mの点 mの点 mの点 | なし | | | | 告示の日 から30 日間 | 和歌山市雑賀崎 | 平年日成 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 | |
| 和特区 第106 号 | | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第25号 ア 基点第2 イ 基点第2 ウ 基点第2 | | コ歌浦沖の到 0° - 2 5′ 5° - 2 0′ ° - 1 5′ | 蓬莱岩中央 '232m '242m '333m | 部に設置し の点 の点 の点 | | | | | 告示の日 から30 日間 | 和歌山市新和歌浦 | 平成 25 年日 成 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| 第107 号 | 地先 | 第一種区画漁業 | | 日から翌 年4月3 0日まで | 囲まれた区域 基点第49号 <i>E</i> 基点第4 カー 基点第4 カー 基点第4 カー 基点第4 | 海南市冷水長 9号から92° 9号から71° 9号から57° 9号から28° | 長崎の鼻に -30' -15' -55' -30' | 設置した標 6 2 mの点 3 1 2 mの 3 1 4 mの 7 1 mの点 | 識点点点 | | | | 平成25年9月1日 | | 海南市(海南市 下津町を除く。) | 平 年 9 月 1 日 成 2 5 1 日 の 3 3 0 1 3 1 3 1 3 1 5 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 | |
| 和特区 第108 号 | | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 0日まで | 囲まれた区域 基点第49第4 基点第第4 方 基点第4 方 基点第4 | 、ウ、エ及びア 海南市冷水長 9号から198 9号から254 9号から254 9号から224 | を崎の鼻に 3° -40' 3° -30' 3° -10' | 設置した標 ′74mの ′120m ′280m | 識 点 の点 の点 | なし | | | | | 海南市(海南市 下津町を除く。) | 平成25 年9か30 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |

| 番 号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁 業 名 称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | の | 区 | 域 | | 又は条 | 件免許予定日 | 申請期間 | 地 元 地 🛭 | 存続期間 | 備考 |
|------|------------|---------|---------|----------------------|---|---|--|---|--|------|-----|---------------|--------------------|------------|---|----|
| | 海南市下津町塩津地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 年4月3 0日まで | 囲まれた区域 基点第50号 ア 基点第5 イ 基点第5 ウ 基点第5 | ウ、工及びア 海南市冷水、 0号から257 0号から249 0号から238 0号から235 | 下津町界/ ° -25′ ° -49′ ° -12′ | こ設置し7 300r 544r 537r | た標識 mの点 mの点 mの点 | て なし | | 平成25年9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 海南市下津町塩津 | * 平成25 年9月 日か30 8月31 日まで | |
| | 海南市下津町丸田地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 0日まで | 囲まれた区域 基点第53号 ア 基点第5: イ 基点第5: ウ 基点第5: | ウ、工及びア 海南市下津町 票識 3号から344 3号から320 3号から320 3号から320 | 「丸田、北陸 。 - 4 9′ - 4 4′ 。 - 1 9′ | 防波堤屈E 232r 99mの 72mの | 曲部に設置した mの点 点 の点 | | _ | 平成25年 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 海南市下津町丸田 | 平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで | |
| | 海南市下津町丸田地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 0日まで | 囲まれた区域 基点第56号 ア 基点第5 フィ 基点第5 ウ 基点第5 | ウ、工及びア 海南市下津町 票識 6号から281 6号から19° 6号から10° 6号から301 | 九田、通和 。 -45′ -45′ -00′ | 称鳶の巣i 254r 70mの 158m | 西側に設置した mの点 点 の点 | | | 平成25年 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 海南市下津町丸田 | 平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで | |
| 第116 | 町大崎地先 | 第一種区画漁業 | | 日から翌 年4月3 0日まで | に 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 | れた区域 海南市下津町 5号から170 5号から227 5号から188 5号から211 5号から206 | 大崎、荒崎 | 商突端に記 201r 42m 90m 189r 480r 490r | 設置した標識 mの点 の点 の点 mの点点 mの点点 mの点 | | | 9月1日 | から30 日間 | | 平成25 年9月 日か30 8月31 日まで | |
| | 海南市下津町大崎地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 0日まで | 囲まれた区域 基点第61号 ボール 基点 第66 第66 第66 第66 第66 第66 | ウ、工及びア 海南市下津町 票識 1号から282 1号から27° 1号から16° 1号から292 | 大崎、通和 。 -19′ -19′; -29′; | 称一本松 186r 33mのり 66mのり | 基部に設置した mの点 点 点 | | | 平成25年9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 海南市下津町大崎、方 | 平成25 年9月 日か30 8月31 日まで | |

| 番 号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁 業 名 称 | 漁業時期 | **** | 場 | 0) | 区 | 域 | 制限又は条件 | | | | 14 10 - 27 7 11 4 210 4 |
|------------------|------------|---------|---------|--------------|--|---|---|--|-----------------------------------|--------|------------------|--------------------|------------------------------|--|
| 和特区 第118 号 | 海南市下津町大崎地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 年4月3 | れた区域 基点第63号 ア 基点第63 イ 基点第63 | 海南市下津町 3号から270 3号から58° 3号から39° | 大崎、通称 ° - 2 0′ - 0 0′ 1 - 4 0′ 1 | rオサ磯に設置 159mの点 54mの点 82mの点 | | なし | 平成25年9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 海南市下津町大崎、方 | 平成25 年9月1 日か30年 8月31 日まで |
| | 海南市下津町大崎地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年6月1 | イ 基点第68 | 海南市下津町 3号から18° 3号から20° 3号から347 | 方、通称馬 -08′2 -48′1 °-41′ | 万瀬に設置した 17mの点 99mの点 172mの点 | 標識 | なし | 9月1日 | から30 日間 | | 平成25 年9月1 日からの年 成30年 8月31 日まで |
| 和特区 第125 号 | | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | れた区域 基点第84号 基点第83号 ア 基点第84 イ 基点第84 | 有田市港町埋 | 立地防波堤 0mの地点 立地防波堤 0mの地点 0mの地点 ~ -30′ ~ -30′ | 是南西上端角か に設置した標 と南西と端角が に設置し点 50mの点 100mの点 150mの点 | 議 ら北東側防波 識 | なし | 平成25年9月1日 | から30 | 有田市宮崎町(逢 井を除く。)、港 町、箕島 | 平成25 年9月1 日成30年 8月31 日まで |
| | 有田市宮崎町逢井地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | れた区域 基点第98号 ア 基点第98 イ 基点第98 | 有田市宮崎町 3号から64° 3号から89° 3号から78° | 逢井満越岩 -20′1 -14′1 -49′3 | 計中央部に設置 14mの点 16mの点 14mの点 | | なし | 平成 2 5 年 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 有田市宮崎町逢井 | 平成25 年9月1 日から年 成30年 8月31 日まで |
| 和特区 第127 号 | | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 基点第1025 ア 基点第10 イ 基点第10 | ティ田市千田 した標識)2号から23)2号から25)2号から25 | 、千田漁港 2° -00 8° -40 0° -30 | 表北防波堤基部 0′208mの 0′180mの 0′280mの | ボール (中央部に設置) (京) (京) (京) | なし | 平成25年9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 有田市千田 | 平成25 年9月1 日から年 成30年 8月31 日まで |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁 業 種 類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | Ø | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地元地区 | 存続期間備 | |
|------------------|------------|---------|------|----------------------|---|--|--|--|------|--------|-----------|--------------------|------|---|----------|
| 和特区 第128 号 | 有田郡湯浅町田地先 | 第一種区画漁業 | | 0日まで | 基点第105号 ア 基点第105 | 号から163°- 号から240°- 号から224°- | 字田、通称坊3 | 主碆突端に設置 mの点 5 mの点 8 mの点 | | なし | 平成25年9月1日 | から30 日間 | | 年9月1 日から年 成30年 8月31 日まで | |
| | 有田郡湯浅町田地先 | 第一種区画漁業 | | 日から翌 年4月3 0日まで | | 号から91°-: 号から257°- 号から230°- | 字田、通称赤 10′1671 -40′15 -02′18 | 碆に設置した標 mの点 0 mの点 3 mの点 | | なし | 平成25年9月1日 | 告示の日 から30 日間 | | 平成25 年9月1 日か30年 8月31 日まで | |
| 和特区 第130 号 | 有田郡湯浅町田地先 | 第一種区画漁業 | | 日から翌 年4月3 0日まで | | 有田郡湯浅町大空 号から335° - 号から335° - 号から2° -10 号から5° -00 号から346° - | 字田、通称赤 - 3 0′3 6 - 3 0′2 7 0′2 1 8 m 0′2 8 1 m - 0 0′3 2 | 石中央部に設置 7 mの点 6 mの点 の点 の点 の点 0 mの点 | | なし | | 告示の日 から30 日間 | | 平成25 年9月1 日か30年 8月31 日まで | |
| 第131 号 | 町田地先 | 第一種区画漁業 | | 日から翌 年4月3 0日まで | 基点第108号 ア 基点第108 イ 基点第108 ウ 基点第108 エ 基点第108 | 有田郡湯浅町大字 号から206° - 号から291° - 号から291° - 号から224° - | 字田、通称赤 - 2 5′ 1 8 0 - 1 0′ 2 2 1 - 1 0′ 8 4 1 - 3 5′ 1 9 | 石中央部に設置 0 mの点 mの点 mの点 2 mの点 | した標識 | なし | 9月1日 | から30 日間 | | 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで | |
| | 有田郡湯浅町栖原地先 | 第一種区画漁業 | | 日から翌 年4月3 0日まで | た区域 | 有田郡湯浅町大空 号から203°- 号から224°- 号から224°- 号から232°- 号から232°- 号から236°- | 字栖原、通称 - 2 3′ 1 7 · - 1 8′ 1 6 - 1 8′ 3 5 · - 0 3′ 5 5 - 0 6′ 5 7 | 黒碆に設置した 0 mの点 2 mの点 0 mの点 5 mの点 2 mの点 | | なし | | 告示の日 から30 日間 | | 平年9成25 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |

| 番 号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁 業 名 称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | の 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地元地区 | 存続期間(| 備考 |
|------------------|---------------------|---------|---------|------------------------------|--|---|--|---------------------|--------|---------------------|--------------------|------------------------------|--|----|
| | 有田郡湯浅町栖原地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1 日から翌 年4月3 0日まで | 基点第112号 ア 基点第112 イ 基点第112 ウ 基点第112 エ 基点第112 | 、工及びアの各点をM 有田郡湯浅町大字栖M 号から214°-2 号から274°-3 号から263°-5 号から263°-5 号から245°-2 | 原、防波堤中央部に 7′94mの点 3′70mの点 3′270mの点 8′275mの点 | 设置した標識 | なし | 平成25年9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 町栖原 | 平成25 年9月5日 日成30年 8月37 日まで | |
| | 有田郡湯浅 町毛無島地 先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 0日まで | て 基末 1 1 3 3 1 1 1 3 3 1 1 1 3 3 1 1 1 3 3 2 基 基 点点第 1 1 1 3 3 2 ま 基 基 点点第 1 1 1 3 3 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 | 、エ、オ、カ、キ、 有田郡湯浅町毛無島。 号から320°-5 号から56°-28′ 号から148°-0 号から219°-2 号から204°-3 号から204°-3 号から53°-13′ 号から343°-3 | に設置した標識 3′100mの点 ′108mの点 3′135mの点 3′125mの点点 3′217mの点点 3′217mの点 3′248mの点 | 欠に結んだ線によっ | なし | 平成25年9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 町栖原 | 平年9月25 年9月5日 日成3月3日 日まで 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 | |
| 第135 | 有田郡湯浅 町苅藻島地 先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 基点第115号 ア 基点第115 イ 基点第115 ウ 基点第115 | 、工及びアの各点を 有田郡湯浅町苅藻島。 号から46°-03′ 号から144°-05 号から124°-05 号から59°-26′ | 通称よこかるも北東は ' 65mの点 3' 242mの点 3' 285mの点 | | なし | 平成25年 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | | 平成25 年9月1 日か30年 成30年 8月31 日まで | |
| 第136号 | 町苅藻島地 先 | | | 日から翌 年4月3 0日まで | た区域 第1177日 6月号号 6月号号 7月117年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 | 、エ、オ、カ及びアの有田郡湯浅町苅藻島は有田郡湯浅町苅藻島は 号から108°-15号から106°-35号から244°-35号から212°-03号から212°-15号から132°-16 | 通称たてかるも東端(通称たてかるも南西 3'106mの点 9'280mの点 3'70mの点 8'151mの点 7'337mの点 6'186mの点 | こ設置した標識 出に設置した標識 | なし | 平成 2 5 年 9 月 1 日 | 告示の日 から30 日間 | 有田郡湯浅町栖原 | 平年9月 25 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| 和特区 第139 号 | 有田郡広川町山本地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 | 基点第119号 に ア 基点第119 イ 基点第119 ウ 基点第119 | 、工及びアの各点を 有田郡広川町大字山本 設置した標識 号から264°-0 号から302°-2 号から291°-46 号から257°-3 | 本小浦船揚場護岸切る 5′ 1 5 2 mの点 0′ 2 7 0 mの点 0′ 3 1 5 mの点 | | なし | 平成 2 5 年 9月1日 | から30 日間 | 有田郡広川 町広、山 本、西広、 唐尾 | 年9月1 | |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | の | 区 | 域 | 限又 | は条件 | ‡ 免 許 予 定 日 | 申請期間 | 地元地区 | 存続期間備 | 考 |
|------------------|------------|---------|--------|--------------|--------------------------------------|--|---|---------------------------------------|------------------------------------|--------|-----|---------------|--------------------|----------------------|---|---|
| 和特区 第140 号 | 有田郡広川町唐尾地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 年4月3 | 囲まれた区域 基点第126 ア 基点第1 イ 基点第1 | 号 有田郡広) 識 26号から2- 26号から3 26号から3 | 川町鈴子防 4 2° - 5 5 2° - 2 2 7° - 2 | 潮堤南西端 5′181 5′146 7′250 | に設置したt mの点 mの点 mの点 mの点 | | | 平成25年9月1日 | | 有田郡広川町広、 山本、西広、唐尾 | 平成25 年9月1 日か30年 成30年 8月31 日まで | |
| | 有田郡広川町唐尾地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第125 ア 基点第1 イ 基点第1 | 号 有田郡広) 置した標識 25号から3 25号から3 25号から3 | 川町大字唐 53°-0 31°-4 36°-1 | E、城山防 0′660 5′1,0 5′1,1 | 波堤突端に mの点 50mの点 00mの点 | | | | | 有田郡広川町広、 山本、西広、唐尾 | 平成25 年9月1 日から30年 成30年 8月31 日まで | |
| | 日高郡由良町衣奈地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第135 ア 基点第1 イ 基点第1 | 号 日高郡由」 標識 35号から3 35号から3° 35号から6 | 良町大字衣 39°-3°-25′ 3°-00 | 奈通称三ツ 0′363 452mの ′285m | 石に設置し7 mの点 点 の点 | | | | 告示の日 から30 日間 | 日高郡由良町三尾川、衣奈 | 平成25 年9月1 日から9年 成30年 8月31 日まで | |
| | 日高郡由良町衣奈地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第139 ア 基点第1 | 号 日高郡由 置した標識 39号から5 39号から6 39号から6 | 良町大字衣 5°-40 4°-30 3°-25 | 奈通称カブ ' 1, 68 ' 1, 65 ' 660m | ト岩突端に 0 mの点 5 mの点 の点 | | | 平成25年 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 日高郡由良町三尾川、衣奈 | 平成25 年9月1 日から30年 成30年 8月31 日まで | |
| | 日高郡由良町衣奈地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第137 ア 基点第1 イ 基点第1 | 号 日高郡由 設置した標 37号から3 37号から2 37号から3 | 良町大字衣 識 11°-1 90°-3 30°-2 | 奈、黒岩防 0′70m 0′100 0′325 | 波堤屈曲部 の点 mの点 mの点 mの点 | | | 平成25年 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 日高郡由良町三尾川、衣奈 | 平成25 年9月1 日か30年 8月31 日まで | |

| 番 号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0 | 区 | 域 | 艮 又 l | よ 条 件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地 元 地 🛭 | 左 存続期間 備 考 |
|-----|----------------|---------|--------|----------------------|---|--|---|---|-------------------------------------|-------|-------|-------|--------------------|--------------|--|
| 号 | 町衣奈地先 | 第一種区画漁業 | | 日から翌 年4月3 0日まで | 囲まれた区域 基点第137 ⁴ ア 基点第1 イ 基点第1 イ 基点第1 フェ エ | 設置した標識 3 7号から3 1 3 7号から3 1 3 7号から3 0 3 7号から3 1 | 良町大字衣系 数 し 7° — 5 (し 8° — 3 () 9° — 5 8 し 1° — 0 4 | 奈、黒岩防 0′750 0′600 5′595 4′750 | mの点 mの点 mの点 mの点 mの点 | | | 9月1日 | から30 日間 | | 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで |
| | 日高郡由良町衣奈地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第137 ⁴ ア 基点第1 イ 基点第1 | 号 日高郡由島 設置した標識 37号から4° 37号から35 37号から35 | 良町大字衣系 数 -25′ 4 52°-3(54°-4(| 奈、黒岩防 480mの 0′480 0′675 | 万波堤屈曲部に)点 mの点 mの点 | | | 1 //- | 告示の日 から30 日間 | 日高郡由良町三月川、衣奈 | 型 平 9 月 1 日から 3 0 年 8 月 3 1 日まで |
| | 日高郡由良町大引地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第153 ⁴ ア 基点第1 ¹ イ 基点第1 ¹ | 号 日高郡由島 した標識 53号から51 53号から51 53号から72 | 良町大字大引 -30′コ l°-45′ 2°-00′ | 引、下の立 180mの 265m 210m | 、厳蛙石に設置)点 1の点 1の点 | | | 1 //- | 告示の日 から30 日間 | 日高郡由良町大引 | 平成 2 5 年 9 月 1 日から平 成 3 0 年 8 月 3 1 日まで |
| | 日高郡由良 町大引地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第154 ア 基点第1 イ 基点第1 | 号 日高郡由島 た標識 54号から62 54号から83 54号から95 | 良町大字大引 2° -40′ 3° -00′ 5° -45′ | 引、大倉碆 410m 530m 448m | が頂点に設置し 1の点 1の点 1の点 1の点 | | | | 告示の日 から30 日間 | 日高郡由良町大引 | 平成 2 5 年9月1 日から平 成3 0 年 8月3 1 日まで |
| | 日高郡由良 町大引地先 | 第一種区画漁業 | わかめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第155 ア 基点第1 イ 基点第1 | 号 日高郡由島 標識 55号から12 55号から14 55号から15 | 良町大字大引 2 3° - 3 8 4 7° - 0 7 5 7° - 0 0 | 引、大碆項 5′605 7′830 0′730 | 点点に設置した mの点 mの点 mの点 mの点 | | | | 告示の日 から30 日間 | 日高郡由良町大引 | 平成 2 5 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで |

| | 漁業種類 | 3 称 | 漁業時期 | | 場 | 0 | 区 | | | | | 地元地区 | | 備考 |
|-----|---------|-----|------------------------------|------------------|---|--|---|--|--|-------|--------------|----------------------|--------|----|
| 和特区 | 第一種区画漁業 | 3 称 | 10月1 日から翌 年4月3 0日まで | 次のア、イ、 囲まれた区域 | ウ、エ及び 号 日高郡由 設置したら3 3 7 号から3 3 7 号から2 | アの各点を 良町大字衣 識 11°-1 41°-0° | 順次に結み 奈、黒岩隊 の′70m の′450 450m0 | ルだ線によって 方波堤屈曲部に nの点 0 mの点 0点 | | 平成25年 | 告示の日 から30 | 日高郡由良 町三尾川、 衣奈 | 平成 2 5 | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

ひろめ養殖業

| | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | の I | 区域 | 朱 | 1 限 又 | は条(| 牛免許予定日 | 申請期間 | 地 元 地 | 区 存続期間 備 考 |
|------------------|--------------|---------|--------|----------------------|---|--|--|--|----------|-------|-----|---------------------|--------------------|---|--|
| 和特区 第201 号 | | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第202号 | 田辺市磯間、 置した標識 2号から12 2号から14: 2号から15: | 、田辺港湊西 4°-35′ 3°-00′ 2°-10′ | 305mの点 275mの点 | | rl | | 平成25年 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 田辺市磯間 | 平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで |
| | 田辺市新庄 町地先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第202号 ア 基点第20 イ 基点第20 ウ 基点第20 | 田辺市磯間、 置した標識 2号から19 2号から18 2号から18 | 、田辺港湊西 1°-30′ 6°-50′ 8°-20′ | 大に結んだ線によ 西防波堤灯台基部 1,490mの 1,700mの 1,720mの 1,520mの | に設点点点点 | | | 平成25年 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 田辺市磯間 | 平成25 年9月1 日か30年 成30年 8月31 日まで |
| 和特区 第204 号 | | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第202号 | 田辺市磯間、 置した標識 2号から32: 2号から29: 2号から29: | 、田辺港湊型 2°-40′ 9°-20′ 7°-50′ | 1 1 0 mの点 2 3 0 mの点 | | î L | | 平成25年 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 田辺市磯間 | 平成25 年9月1 日か30年 8月31 日まで |
| 第205号 | 町地先 | | | 日から翌 年4月3 0日まで | 囲まれた区域 基点第202号 ア 基点第20 イ 基点第20 ウ 基点第20 エ 基点第20 | 田辺市磯間、 置した標識 2号から19: 2号から19: 2号から20: 2号から19: | 、田辺港湊型 2°-00′ 3°-20′ 1°-05′ 9°-20′ | 大に結んだ線によ 西防波堤灯台基部 1,420mの 1,520mの 1,450mの 1,350mの | に設点点点点点点 | | | 平成 2 5 年 9 月 1 日 | 告示の日 から30 日間 | | 平成25 年9月1 日か30年 成30年 8月31 日まで |
| 和特区 第208 号 | 東牟婁郡串本町和深地先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第375号 | 東牟婁郡串 停前の岩に設 5 号から 2 1 ! 5 号から 2 4 ! 5 号から 2 1 ! | 本町和深、負置した標識 9° -21′ 5° -35′ 9° -23′ | 104mの点 204mの点 | | ì | | 平成25年 9月1日 | から30 日間 | 東牟婁郡串本町渓深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬出雲、串本、サゴ台、鬮野川 | 年9月1日から平成30年 |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0) | 区 | 域 | 制限 | 又は | 条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地 元 地 | 区存続 | 期間 備 考 |
|------------------|---------------------|---------|--------|--------------|---|--|---------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|----|----|----|-------|------------|--|----------------------------------|--------------------------|
| 和特区 第209 号 | 東牟婁郡串 本町田子地 先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 年4月3 | | 号 東牟婁郡 置した標識 7 6 号から 1 7 6 号から 2 7 6 号から 1 | 串本町田子 89°-2 05°-0 92°-3 | 、田子漁港 1′100 8′109 3′224 | ま突堤突端に記) mの点) mの点 l mの点 | | | | | から30 日間 | 東牟婁郡串本 深、田子、田子、田 京、二年 京、二年 京 京 京 京 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 | 田、 年9 日か 成3 サン 8月 | 月 1 5 平 0 年 3 1 |
| | 東牟婁郡串本町江田地先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第377号 ア 基点第37 イ 基点第37 | 号 東牟婁郡 設置した標 77号から2 77号から2 77号から2 | 串本町江田 識 24°-2 32°-3 33°-1 | 、江田漁港 9′494 3′481 2′531 | 表防波堤突端に l mの点 mの点 mの点 mの点 | | | | | から30 日間 | 東牟婁郡串本江田子、田子、田子、田子、田子、田子、田子、田子、田・田・田・田・田・田・田・田・ | 田、 年9 日か 成3 サン 8月 | 月 1 5 平 0 年 3 1 |
| | 東牟婁郡串本町江田地先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第377号 ア 基点第37 イ 基点第37 | 号 東牟婁郡 設置した標 77号から2 77号から2 77号から2 | 串本町江田 識 20°-3 79°-3 80°-0 | 、江田漁港 0′267 5′123 5′143 | *** * mの点 3 mの点 3 mの点 | | | | | から30 日間 | 東牟婁郡串本江田子、田子、田子、田子、田子、田子、田子、田子、田・田・田・田・田・田・田・田・ | 田、 年9 日か 成3 サン 8月 | 月1 つ平 0年 31 |
| | 東牟婁郡串 本町江田地 先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 年4月3 | イ 基点第37 | 号 東牟婁郡 設置した標 77号から8 77号から1 77号から1 | 串本町江田 識 6°-07 99°-5 88°-4 | 、江田漁港 ' 47mの 9'5mの 6'125 | 表防波堤突端に)点)点 i mの点 | | | | | から30 日間 | 東牟婁郡串本江田子、田本、田子、田子、田子、田子、田子、田子、田本、田本、田田、東田、東田、東田、東田、東田、東田、東田、東田、東田、東田、東田、東田、 | 田、 年9 日か 成3 サン 8月 | 月 1 5 平 0 年 3 1 |
| | 東牟婁郡串 本町有田地 先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 年4月3 | 囲まれた区域 基点第378号 ア 基点第37 イ 基点第37 | 号 東牟婁郡 設置した標 78号から2 78号から3 78号から2 | 串本町有田 識 99°-0 02°-2 63°-1 | 、有田漁港 6′85m 8′134 9′189 | 表東護岸突端に nの点 l mの点) mの点 | | | | | から30 日間 | 東牟婁郡串本江田子、田子、田子、田子、田子、田子、田子、田子、田田、二年、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田 | 田、 年9 日か 成3 サン 8月 | 月1 5平 0年 31 |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | i漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0) | 区 | 域 | 制限 | 又は条件 | 免許予定日 | | | | 区存続期間 | |
|------------------|-------------|---------|--------|----------------------|--|---|---|----------------------------------|--|----|------|---------------|------------|-----------|---------------------------|---|--|
| 和特区 第214 号 | 田辺市目良 地先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 日から翌 年4月3 0日まで | 囲まれた区域 | 号 田辺市目 6号から3 6号から3 6号から3 6号から3 ⁶ | 良元島北東 1 4° - 5 1° - 1 3 ° - 0 3′ | 端に設置し 8′60r ′90m0 180m0 | した標識 nの点 の点 の点 の点 | なし | | 平成25年9月1日 | から30 日間 | 養松原天江川敷、片 | 、明洋、 神崎、上 川、上屋 町 | 8月31 日まで | |
| 和特区 第215 号 | | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 日から翌年4月30日まで | 囲まれた区域 | 号 田辺市目. 識)7号から1)7号から1)7号から1 | 良元島館南 16°-0 73°-0 55°-0 | 端突堤突5 3′15; 3′14; 3′234 | 端に設置した標 2 mの点 2 mの点 4 mの点 | なし | | 平成25年9月1日 | から30 日間 | 養松原良、天 | 、明洋、 神崎、上 川、上屋 | 芳目の 平年日成3月3で 8月まで 1日成3日で 1日で 1日で 1日で 1日で 1日で 1日で 1日で 1日で 1日で 1 | |
| 和特区 第216 号 | | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 日から翌 年4月3 0日まで | 囲まれた区域 | 号 田辺港江 19号から2 19号から2 19号から2 | 川西防波堤 45°-4 51°-0 62°-1 | 灯台基部 2'544 2'563 9'406 | こ設置した標識 4 mの点 5 mの点 6 mの点 | なし | | 平成25年 9月1日 | から30 日間 | 養松原良、天 | 、明洋、 神崎、上 川、上屋 | 芳目 平年9 京月1 平日成3 日 の 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| 和特区 第217 号 | | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 日から翌 年4月3 0日まで | 次のア、区域 基点第379号 ア 基点第37 イ 基点第37 イ 基点第37 ウ 基点第37 エ 基点第37 | 号 田辺港江 79号から7 79号から7 79号から6 | 川西防波堤 9° -09 8° -07 8° -57 | 灯台基部(′500r ′319r ′326r | こ設置した標識 nの点 nの点 nの点 nの点 | | _ | 平成25年 9月1日 | から30 日間 | 養松原良、天 | 、明洋、 神崎、上 川、上屋 | 芳目 平年9 京月1 平年日成3 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | |
| 和特区 第218 号 | | 第一種区画漁業 | | 日から翌 年4月3 0日まで | 囲まれた区域 | 号 田辺港江 79号から9 79号から9 79号から9 | 川西防波堤 6°-42 7°-50 2°-31 | 灯台基部に ′1,28 ′1,24 ′1,18 | こ設置した標識 8 6 mの点 4 0 mの点 8 5 mの点 | | | 平成25年 9月1日 | から30 日間 | 養松原良、天 | 、明洋、 神崎、上 川、上屋 | 芳 目 7 年 9 月 1 日 日 成 3 0 8 月 3 1 日 3 7 8 7 8 7 8 7 7 7 7 8 7 8 7 7 8 7 8 7 | |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | の | 区 | 域 | | 限。 | て は | 条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地 元 | 地区 | 存続期間 | 備考 |
|------------------|--------------|---------|--------|----------------------|---|---|--|---|---|---|----|-----|----|---------------|--------------------|-----|------|--|----|
| | 田辺市新庄 町地先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 年4月3 | 囲まれた区域 基点第207 ⁴ ア 基点第20 イ 基点第20 | 置した標識 07号から41 07号から40 07号から44 | 主町、内ノネ 1° -18′ 0° -56′ 4° -31′ | 浦梅ノ木護 ′761m ′791m ′801m | 岸北東端に ロの点 ロの点 ロの点 | | L | | | 平成25年9月1日 | 告示の日 から30 日間 | | | 平成25 年9月1 日か30年 成30年 8月31 日まで | |
| | 田辺市新庄町地先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | 囲まれた区域 基点第213 ⁵ ア 基点第2 | 号 田辺市新月 13号から33 13号から32 13号から32 | 生町、二本村 3 3° - 4 2 7° - 0 2 0° - 5 | 松西端に設 5′237 0′215 1′258 | 置した標識 mの点 mの点 mの点 | | | | | 平成25年9月1日 | 告示の日 から30 日間 | | | | |
| | 東牟婁郡串本町鬮野川地先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 日から翌 年4月3 0日まで | 囲まれた区域 基点第274 ⁴ ア 基点第27 イ 基点第27 | 号 東牟婁郡 設置した標識 7 4 号から 5 8 7 4 号から 6 7 7 4 号から 8 0 | 非本町、大z 哉 8° -14' 7° -47' 0° -09' | 水崎埋立地 ′294m ′301m ′158m | 選挙半北東端 ロの点 ロの点 | | | | | 平成25年9月1日 | 告示の日 から30 日間 | | 串本町鬮 | 平成25 年9月1 日か30年 8月31 日まで | |
| 和特区 第223 号 | 東牟婁郡串本町古座地先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 日から翌 年4月3 | ウ 基点第38 エ 基点第38 | 号 東牟婁郡 申 した標識 80号から15 80号から17 80号から17 80号から16 | 事本町古座、 5 7° - 4 6 2° - 0 7 2° - 4 6 8° - 4 | 、動鳴気漁 2'257 6'279 9'243 7'220 | a港基点に設 mの点 mの点 mの点 mの点 mの点 | 置 | | | | 平成25年 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | | | | |
| | 日高郡由良町衣奈地先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 年4月3 | 囲まれた区域 基点第134 ⁵ ア 基点第13 イ 基点第13 | 号 日高郡由島 標識 34号から0° 34号から27 34号から27 | 良町大字衣 -00′ 7°-55′ 74°-5 | 奈通称トビ 440mの ′285m 8′205 | 崎に設置し の点 mの点 | | L | | | 平成25年 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | | | 平成25 年9月1 日か30年 成30年 8月31 日まで | |

| 番号漁場の | 立置 漁 業 種 類 | 魚 業 名 称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | <i>O</i> | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地元地区 | 存続期間 備 考 |
|-----------------------------|------------------|---------|----------------------|--|--|--|---|-------|---|-----------|------------|--|------------------------------|
| 和特区 田辺市 第225 町地先 号 | 所庄 第一種区画漁業 | | 日から翌 年4月3 0日まで | 次のア、イ、ウ 基点第206号 ア 基点第206 イ 基点第206 ウ 基点第206 エ 基点第206 | 号から111° 号から115° 号から146°- | ノ浦南海マリー -10′205 -45′235 -30′195 | - ナ護岸南端に設 5 mの点 5 mの点 5 mの点 | | なし | 平成25年9月1日 | から30 日間 | 田町原目崎山上町市芳明、良、、屋、大大大の川、上江敷、上江敷、上江敷、上江敷、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大 | 年9月1 日から平 成30年 8月31 |
| 和特区 田辺市 第226 町地先 号 | 所庄 第一種区画漁業 | | 日から翌 年4月3 0日まで | 次のア、イ、ウ 基点第202号 ア 基点第202 イ 基点第202 ウ 基点第202 エ 基点第202 | 田辺市磯間、田道 号から118° - 号から117° - 号から119° - | 辺港湊西防波堤 -00′1,4 -00′1,5 -10′1,5 | 是灯台基部に設置 170mの点 500mの点 520mの点 | | なし | | から30 | 田辺市新庄 町、たきない町、神島 台 | 年9月1 |
| 和特区 田辺市 第227 町地先 号 | 所庄 第一種区画漁業 | | 日から翌 年4月3 0日まで | 次のア、イ、ウ 基点第207号 ア 基点第207 イ 基点第207 ウ 基点第207 エ 基点第207 | ´号から110°- ´号から103°- ´号から106°- | 内ノ浦梅ノ木護 -65′285 -10′321 -65′344 | 護岸北東端に設置 5 mの点 5 mの点 5 mの点 5 mの点 | | なし | | から30 日間 | | 年9月1 |
| 和特区 西牟婁 第228 浜町堅 号 先 | 将白 第一種区画漁業 日地 | | 日から翌 年4月3 0日まで | 基点第219号 ア 基点第219 イ 基点第219 ウ 基点第219 エ 基点第219 | 設置した標識 号から346°- 号から32°- 号から32°- 号から327°- | 堅田長崎の鼻基 -15'710 50'300m 50'110m -35'650 | ismから東へ27) mの点 nの点 nの点 nの点 | mのところ | この区域内に4 50mを超えて ロープを設置し てはならない | 9月1日 | から30 | 西牟婁郡白 浜町(旧日 置川町を除 く。) | 年9月1 |
| 和特区 西牟婁 第229 浜町古 号 地先 | 将白 第一種区画漁業 貫浦 | | 日から翌 年4月3 0日まで | 大 大 大 大 大 で 大 で ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に に に に に に に に に に に に に | 西牟婁郡白浜町 西牟婁郡白浜町 号から130°- 号から129°- 号から149°- 号から160°- | 堅田藤島中の鼻 大蛇島に設置し - 10′530 - 10′660 - 10′660 - 05′650 | 事突端部に設置し た標識) mの点) mの点) mの点) mの点 | | この区域内に4 50mを超えて ローブを設置し てはならない | | から30 | | 年9月1 |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | の | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地 元 地 🛭 | 存続期間 | 備考 |
|------|----------|---------|--------|--------------|---|--|---|--|---------------------------------------|-------------------------------------|-------|------------|---|------------------------------------|----|
| 第230 | 西年 古 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 年4月3 | 次に結んだ線に 基点第2235 基点第2255 アイ 基点第22 アイウ 基点第22 エ 基点第22 | こよって囲ま | ミれた区域 B白浜町堅田 B白浜町古登 24°-3(0 74°-2(1 74°-2(1) | 日大臼谷の。 環浦馬見崎。 0′315; 0′210; 10′23; 0′150; | 東端に設置した nの点 nの点 omの点 omの点 | この区域内に450mを設置してはならない | 9月1日 | から30 | | | |
| | 東牟婁郡串本地先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 年4月3 0日まで | 各点を順次に新 基点第270号 基点第272号 本決海海河 のの を順次に新 また第272号 本決海海河 のの のの | きん した は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | 表大高潮時浴 下半本町ケー 下半本町串場の点面である。 ではませい。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 母岸線とに ・ソンヤー は港市に設置海 を上に割時岸壁 でのがある。 | ド北端角に設置 是突端から南に した標識 岸線との交点 | この区域内に5 76mを超えてロープを設て ロープをらない | | から30 日間 | 東和田田色雲ゴ大野川伊湊荷等、、、、台島、、串、、半、、、、、、、、、、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 年9月1 日から 成30年 8月31 日まで | |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 1漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | の | 区 | 域 | 制限又 | は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地 元 地 区 | 存続期間 備 考 |
|------------------|------------------------|---------|--------|----------------------|--------------------------------------|---|--|---|------------------|-----|-----------------------|---------------|------------|---|-------------------------------------|
| 和特区 第232 号 | 東牟婁郡串本町大水崎地先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 年4月3 | 護岸によって 基点第273 ア 基点第2 | 囲まれた区域 房 東牟婁郡 設置した標 73号から2 73号から1 73号から8 | 串本町串本 識 1°-57 03°-1 2°-49 | 新港南防 ' 75m 0'57 ' 695 | 0 mの点 mの点 | | に200mを プを設置して | | から30 日間 | 東牟婁郡・田和、田和、田和、田和、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田 | 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで |
| | 東牟婁郡那 智勝浦町浦 神地先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 年4月3 | 囲まれた区域 基点第314 ア 基点第3 イ 基点第3 | 号 東牟婁郡 設置した標 14号から1 14号から1 14号から1 | 那智勝浦町 識 7 7° - 2 7 7° - 0 4 2° - 1 | 「大字浦神 25′21 00′22 5′23 | 7 mの点 4 mの点 | | に288mを プを設置して ・ | | から30 | 東牟婁郡那智勝浦町浦神、下里、粉白、八尺鏡野 | |
| | 東牟婁郡那 智勝浦町湯 川地先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 日から翌 年4月3 0日まで | 囲まれた区域 | 号 東牟婁郡 端に設置し 3 8 号から 5 3 8 号から 8 3 8 号から 1 | 那智勝浦町 た標識 9° -33 4° -26 66° -2 | 丁大字二河 5′ 1 1 7 1 5′ 1 4 5 1 5′ 7 2 1 | mの点 mの点 | なし | | 平成25年 9月1日 | から30 日間 | 東牟婁郡那智勝浦 町二河、湯川、天 満、浜ノ宮、橋ノ 川、川関、井関、 市野々 | 年9月1 |
| | 東牟婁郡那 智勝浦町浜 ノ宮地先 | 第一種区画漁業 | ひろめ養殖業 | 年4月3 0日まで | 囲まれた区域 基点第350 ア 基点第3 | 号 東牟婁郡 設置した標 50号から2 50号から2 50号から2 | 那智勝浦町 識 2 9° - 0 2 7° - 2 3 3° - 2 | 「狗子ノ川)5′1, と0′1, と5′1, | 310mの点 385mの点 | なし | | 平成25年9月1日 | から30 日間 | 東牟婁郡那智勝浦町二河、湯川、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々 | 年9月1 |

真珠母貝垂下式養殖業

ひおうぎ垂下式養殖業

| 0 40 | スイ乗らり | /民/巨木 | | | | | | | | 1 | | 1 | | | |
|------------------|-----------------------|-------|------------|--------------------|---|---|--|----------------------------|--------|--------|---------------------|--------------------|---|---|-----|
| 番 号 | 漁場の位置 | | | | 漁 | 場 | の | 区 | 域 | 制限又は条件 | | | T. C. | | 崩 考 |
| 和特区 第401 号 | | 画漁業 | 垂下式養殖業 | から12 月31日 まで | 基点第295号 | 日高郡みなく 5号から22! 5号から21(5号から15! | ベ町堺漁港外 5° -53′ 0° -45′ 9° -14′ | 48mの点 278mの点 | | なし | | 告示の日 から30 日間 | | 平年9成251平年1成3月37年18年1日成3日まで | |
| | 東牟婁郡那智勝浦町浦神地先 | 画漁業 | 垂下式養 殖業 | から12 | , , , , , | 東牟婁郡那 1号から33 1号から33 1号から31 | 智勝浦町大字 7° -50′ 1° -35′ 9° -50′ | 490mの点 490mの点 | | なし | | | 東牟婁郡那智勝浦町、田東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東 | 平 年 9 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| 和特区 第405 号 | 田辺市目良 地先 | 画漁業 | 垂下式養 殖業 | から12 | | 田辺市目良元 7号から11(7号から12: 7号から13 | 元島館南端突5 6° -53′ 3° -41′ 1° -42′ | 8 7 mの点 1 0 5 mの点 | | なし | 平成 2 5 年 9 月 1 日 | から30 | 町、芳養松 原、明洋、目 | 平成25 年9月1 日か30年 8月31 日まで | |
| 第406号 | | 画漁業 | 垂下式養殖業 | 月31日 まで | 基点第207号 ア 基点第20 イ 基点第20 ウ 基点第20 エ 基点第20 | 田辺市新庄町 7号から170 7号から174 7号から19 7号から189 | 町、内ノ浦梅 0° -03' 4° -09' 1° -34' 9° -48' | 200mの点 178mの点 148mの点 | 設置した標識 | なし | | から30 日間 | 町、たきない 町、神島台 | 日から平 成30年 8月31 日まで | |
| | 東牟婁郡太 地町太地常 渡地先 | 画漁業 | 垂下式養 殖業 | から12 | 基点第324号 | 東牟婁郡太 4号から40° 4号から15° 4号から30° | 地町森浦通称 -30′3 -30′2 -15′5 | 6 5 mの点 2 5 mの点 | | なし | | 告示の日 から30 日間 | 東牟婁郡太地町 | 平年9成251平年1成8月37年1 | |

かき垂下式養殖業

| | 世下式養殖 漁場の位置 | | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁場 | <i>O</i> | 区 | 域制限又 | は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地元地 | 区 存続期間 備 考 |
|------------------|----------------|---------|----------|--------------------|--|---|--|------|-----|---------------------|--------------------|--|---|
| | 田辺市新庄 町地先 | 第一種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 月31日 まで | 囲まれた区域 基点第207号 田辺 した標 ア 基点第207号か イ 基点第207号か ウ 基点第207号か エ 基点第207号か | 2市新庄町内ノ浦梅ノ 悪識 いら141° -33′ いら170° -03′ いら189° -48′ いら168° -33′ | 木護岸北東端に設 108mの点 173mの点 148mの点 61mの点 | 置 | | 平成 2 5 年 9 月 1 日 | 告示の日 から30 日間 | 田辺市新庄町、 清きない町、神島 1 | 生 平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで |
| | 田辺市新庄 町地先 | 第一種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | から12 月31日 まで | 次のア、イ、ウ、エ 囲まれた区域 基点第207号 田辺 した標 ア 基点第207号か イ 基点第207号か ウ 基点第207号か ウ 基点第207号か | 2市新庄町内ノ浦梅ノ 標識 から194° -03′ から202° -23′ から218° -43′ | 木護岸北東端に設け 70mの点 109mの点 105mの点 | | | 平成25年9月1日 | | 田辺市新庄町、清きない町、神島 | |
| | 日高郡由良町神谷地先 | 第一種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | から12 月31日 まで | 次のア、イ、ウ、エ 囲まれた区域 基点第161号 日高 ア 基点第161号か イ 基点第161号か ウ 基点第161号か エ 基点第161号か | 所郡由良町鳶島頂点に 3ら59°-14′2 3ら58°-47′4 3ら68°-07′4 | 設置した標識 65mの点 15mの点 22mの点 | なし | | 平成25年9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 日高郡由良町神 | 学 平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで |
| 号 | 智勝浦町浦神地先 | | 殖業 | から12 月31日 まで | ア 基点第314号か イ 基点第314号か 基点第314号か エ 基点第314号か | 全妻郡那智勝浦町大字 た標識 いら177° −25′ いら177° −00′ いら142° −15′ いら141° −40′ | 平浦神岩屋崎南東端。 2 1 7 mの点 2 2 7 mの点 2 3 4 mの点 2 2 4 mの点 | ۲ | | 9月1日 | から30 日間 | 東牟婁郡那智勝 町浦神、下里、 白、八尺鏡野 | 第 年 9 月 日 日 か 3 0 年 8 月 3 1 日 ま で で で り ら で で り ら て で り ら て で り ま で で |
| 和特区 第606 号 | 田辺市目良 地先 | 第一種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | から12 月31日 まで | 次のア、イ、ウ、エ 囲まれた区域 基点第197号 田辺 ア 基点第197号か イ 基点第197号か ウ 基点第197号か エ 基点第197号か | 2市目良元島館南端突 ¹ ら125° -14′ ¹ ら131° -43′ ¹ ら137° -12′ | E堤突端に設置した 1 1 4 mの点 1 0 5 mの点 1 2 5 mの点 | | | | から30 日間 | 田辺市芳養町、 養松原、明洋、 良、天神崎、上 山、江川、上屋 敷、片町 | 目 年 9 月 1 の 日から平 |

魚類小割式養殖業

| | 漁場の位置 | | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | Ø) | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地元地区 | 存続期間 備 考 |
|------------------|---------------------|----|------|--------------------|--|--|---|--|-------|---|-------|--------------------|-------------------------------|--|
| | 有田郡広川町鷹島地先 | | 養殖業 | から12 月31日 まで | 域 基点第297号 ア 基点第29 イ 基点第29 ウ 基点第29 エ 基点第29 | 有田郡広川町鷹 7号から114° 7号から57° - 7号から40° - 7号から61° - | での各点を順次に結ん 素島船着場突端に設置 -05′164mの、 -10′28mの点 -40′100mの点 -10′202mの点 -50′243mの点 | した標識点 | | この区域内に 4,762平方 メートルを超え て生簣を敷設し てはならない | 9月1日 | から30 | 有田郡広川町 広、山本、西 広、唐尾 | |
| | 有田郡広川町鷹島地先 | 漁業 | 養殖業 | から12 月31日 まで | 基点第297号 ア 基点第29 イ 基点第29 ウ 基点第29 エ 基点第29 | 有田郡広川町鷹 7号から84° - 7号から66° - 7号から63° - | 系点を順次に結んだ線 | した標識 | | この区域内に 1,725坪 オートルを敷設 てはならない | 9月1日 | から30 | 有田郡広川町 広、山本、 店尾 広、唐尾 | |
| 和特区 第704 号 | 日高郡由良 町戸津井地 先 | | 養殖業 | から12 月31日 まで | 基点第146号 ア 基点第14 イ 基点第14 ウ 基点第14 | 日高郡由良町大 た標識 6号から297° 6号から309° 6号から280° | 「京を順次に結んだ線 「大字戸津井、戸津井漁 「 3 7′3 6 0 mの。 「 0 0′2 5 5 mの。 「 3 0′2 3 6 mの。 「 4 0′3 4 8 mの。 | 港南防波堤基部に点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点 | こ設置し | この区域内に 2,644平方 メートルを超え て生簀をおい てはならない | 9月1日 | | 日高郡由良町戸津井、小引 | |
| | 日高郡由良町神谷地先 | | 養殖業 | から12 月31日 まで | 基点第160号 ア 基点第16 イ 基点第16 ウ 基点第16 | 日高郡由良町大 に設置した標識 0号から99° - 0号から104° 0号から115° | 不点を順次に結んだ線 (大字神谷、由良港神谷) - 25′765mの点 - 30′780mの, - 00′505mの, - 40′475mの, | 泊地中防波堤新 点 点 | -, ,, | この区域内に 2,100平方 メートルを超え て生簀を敷設し てはならない | 9月1日 | | 日高郡由良町 神谷、吹井 | 平成25 年9月1 日か30年 成30年 8月31 日まで |
| | 日高郡日高町阿尾地先 | | 養殖業 | から12 月31日 まで | 基点第170号 ア 基点第17 イ 基点第17 ウ 基点第17 | 日高郡日高町す 0号から82°- 0号から85°- 0号から90°- | 子点を順次に結んだ線 子言を 子 3 0′4 3 8 mの点 - 5 0′4 6 5 mの点 - 3 5′4 2 5 mの点 - 0 0′4 0 0 mの点 | た標識 | -, ,, | この区域内に5 50平方メート ルを超えて生簀 を敷設してはな らない | 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | 日高郡日高町 | 平成25 年9月1 日から年 成30年 8月31 日まで |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0 | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地元地区 | 存続期間 | 備考 |
|------------------|-------------|---------|----------|----------------------------|---|---|----------------------------------|---|-------------------------|---------------------------------------|-----------|------------|--|------------------------------|----|
| 和特区第707号 | 田辺市目良 地先 | 第一種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 囲まれた区域 基点第196号 | 号 田辺市目) 6 号から 3) 6 号から 3) 6 号から 3 | 良元島北東 14°-5 1°-13° -03′ | 東端に設置し 58′60m 3′90mの 180mの | 1の点 0点 0点 | この区域内に 2,750平 メートルを超設 ではならない | 平成25年9月1日 | から30 日間 | 田町原目崎山上町で、良、、屋が大き港洋天の川、上江敷が大きに、上江敷が、神で、片が、神で、片が、神で、片が、神で、片が、神で、片が、神で、片が、神で、片が、神で、片が、神で、片が、神で、片が、かが、かが、 | 年9月1 日から平 成30年 8月31 | |
| 和特区 第708 号 | | 第一種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 囲まれた区域 基点第197号 ア 基点第19 イ 基点第19 | 号 田辺市目 識) 7号から 1) 7号から 1) 7号から 1 | 良元島館南 16°-(73°-(55°-(| 有端突堤突端) 3′152) 3′142) 3′234 | 2 mの点 2 mの点 4 mの点 | 3, 562平方 メートルを超え | | から30 日間 | 田町原目崎山上町で、良、、屋が大き洋天の川、上江敷が大きでであり、上江敷が、神での川、大田が、神では、神では、神では、おいでは、神では、は、神では、は、神では、は、神では、は、神では、は、は、は、は、は | 年9月1 日から平 成30年 8月31 | |

| 番 号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 1 | 場 | 0 | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地元地区 | 存続期間 備 考 |
|------------------|---------------------|------|--------------|----------------------------|--|---|---|---|---------|--|---------------|------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 和特区 第709 号 | 田辺市新庄 町地先 | | 魚類小割 式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 域 基点第207号 イカ 基基点第207 カエオ 基基点第207 オカ 基基点第207 オカカ 基基点第207 | 田辺市新庄町内 7 号から64° - 7 号から79° - 7 号から61° - 7 号から136° 7 号から136° 7 号から160° | でアの各点を順次 Aノ浦梅ノ木護岸北 - 0 3′58mの点 - 4 8′79mの点 - 0 8′108mの - 2 8′130mの - 1 8′104m - 5 8′54mの | 東端に設置した 点 点 の点 点 | 票識 | 1,350平方 メートルを超え て生簀を敷設し てはならない | 9月1日 | から30 日間 | 田辺市新庄 町、たきない町、神島 台 | 年9月1 日から9年 成30年 8月31 日まで |
| | 西牟婁郡白 浜町堅田地 先 | | 魚類小割 式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 基点第216号 | 西牟婁郡白浜町 票識 5号から261° 5号から255° 5号から245° | 「点を順次に結んだ」 「堅田堅田漁港(杓 - 1 7′ 1 4 0 m - 2 8′ 9 4 mの - 1 1′ 1 0 2 m - 2 2′ 1 4 6 m | 浪地区) 東防波堤 の点 点 の点 | | この区域内に2 50平方メート ルを超えて生簀 を敷設してはな らない | | | 西牟婁郡白 浜町(旧日 置川町を除 く。) | 年9月1 |
| | 西牟婁郡白 浜町堅田地 先 | | 魚類小割 式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 基点第216号 | 西牟婁郡白浜町 票識 5号から283° 5号から262° 5号から249° | F点を順次に結んだ 「堅田堅田漁港(杓 -00′600m -45′280m -30′350m -15′650m | 浪地区) 東防波堤 の点 の点 の点 | | 9,481平方 | 平成25年 9月1日 | | 西牟婁郡白 浜町(旧日 置川町を除 く。) | 年9月1 |
| | 西牟婁郡白 浜町堅田地 先 | | 魚類小割式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | まれた区域 基点 2 3 1 号 3 1 号 3 1 号 3 点点 第 2 3 4 点点 第 2 3 5 本 4 本 5 本 5 本 5 本 5 点 5 第 2 3 5 本 5 点 5 第 第 2 3 5 本 5 本 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 | 西牟婁郡白浜町 1号から113° 1号から113° 1号から129° 1号から122° 1号から142° 1号から142° 1号から148° | 下島島東端に設置し -40'410m -40'1,01 -45'1,00 -45'640m -00'660m -00'1,05 -00'1,10 -40'360m | た標識 の点 0 mの点 0 mの点 の点 の点 0 mの点 0 mの点 | だ線によって囲 | この区域内に5 4,462平方 メートルを超え て生簣を敷設し てはならない | 9月1日 | から30 日間 | 浜町 (旧日 置川町を除 く。) | 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで |
| | 西牟婁郡白 浜町堅田地 先 | | 魚類小割 式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 基点第219号 ア 基点第219 イ 基点第219 ウ 基点第219 | 西牟婁郡白浜町 した標識 9号から346° 9号から32° - 9号から32° - | 「 「 医田長崎の 鼻基部 -15′710m -50′300mの -50′110mの -35′650m | から東へ27mG の点 点 点 | | この区域内に2 4,750平方 メートルを超え て生簀を敷設し てはならない | | | 西牟婁郡白 浜町(旧日 置川町を除 く。) | 年9月1 |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0) | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地元地区 | 存続期間 | 備考 |
|-------|----------------------|------|--------------|----------------------------|---|---|---|--|--|---|---------------|------------|--------------------------------|---|----|
| 第715 | 西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先 | | 魚類小割式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | よ 基基点 基基点 第2229 第2229 第222 第222 第222 基基点 第222 本点 第222 本点 第222 本点 第222 本点 第222 本点 第222 本点 第222 本点 第222 本点 第222 本点 第222 本点 第222 本点 本点 本点 第222 本点 本点 本点 本点 本点 本点 本点 本点 本点 本点 | 区域 西牟婁郡白浜 9号から130° 9号から129° 9号から149° 9号から160° 9号から160° | 町堅田藤島中町大蛇島に設っ -10′5°-10′7°-10 | 3 0 mの点 7 0 0 mの点 6 6 0 mの点 5 5 0 mの点 5 7 0 mの点 | 置した標識 | この区域内に 6,318 方メートル 超 表 対 と で 生 は な ら な い く て と し く し く し く し く し く し く し く し く し く と り ら な い り ら な い り ら と り ら と り ら と り ら と り ら と り ら り ら り | 平成25年 9月1日 | から30 | 西牟婁郡白 浜町(旧日 置川町を除 く。) | 年9月1 | |
| 第716号 | 西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先 | 画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 大 大 大 大 大 大 大 大 の て ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま | 基点第223号 区域 西牟婁郡白浜 5号から24° 5号から171° 5号から171° 5号から174° 5号から14° | 、ウ、エ、オ 町堅田大臼名 町古賀浦馬見 ー30′21 ー00′21 ー00′15 ー15′27 | T及びアの各点を順 Fの鼻北端に設置し B崎東端に設置した。5 mの点 2 3 0 mの点 5 0 mの点 7 5 mの点 | ンた標識 - 標識 | この区域内に 11,087 平方メートル を超えて生簀 を敷設しては ならない | 9月1日 | から30 日間 | 浜町(旧日 置川町を除 く。) | 年9月1 日から 30年 8月31 日まで | |
| 第717 | 西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先 | | 魚類小割式養殖業 | 月31日 まで | 2次 号 基基基基 基本 表点 2215号号 次の 5第222224 32222222 2第第2222 2第第第2 25第第第2 25第第第2 25第第第2 22222 25第第第2 22222 2322 | 26結 西西西西西識西号号号号 本 幸事 車 事 郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡 | 、っ 町町町町町 町2223 ウて 古堅古堅古 堅2123 ・囲 賀田賀田賀 田1225 ・田 で | ↑、基点第225号 上 区域 | ンた標識 た標識 设置した標識)護岸角に設置した た標識 いの点 1の点 1の点)点 | 9,575平 方メートルを 超えて生簀を 敷設してはな らない | | から30 日間 | 浜町才野、 | 年9月1日から平 | |
| 第718 | 西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先 | | 魚類小割式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 基点第229号 ア 基点第22 イ 基点第22 ウ 基点第22 | 西牟婁郡白浜 9号から63° 9号から81° | 町大蛇島に該 -30′23 -00′28 ^-30′2 | 30mの点 38mの点 250mの点 | 「囲まれた区域 | この区域内に 9,000平 方メートルを 超えて生簀 敷設してはな らない | | から30 日間 | 浜町才野、 | 年9月1 日から平 | |
| 第719 | 西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先 | | 魚類小割 式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 次のア、イ、 基点第228号 ア 基点第22 イ 基点第22 | ウ、工及びアの 西牟婁郡白浜 8号から125° 8号から141° 8号から152° | 各点を順次に 町阪田北東護 ~ - 06′1 ~ - 45′2 ~ - 38′2 | に結んだ線によって 護岸角に設置した様 ・05mの点 ・270mの点 ・270mの点 | . Д э ., | この区域では の区域である 割せ2,メート生で を敷設しい を動ない | | から30 日間 | 浜町才野、 | 平成25 年9月1 日か30年 8月37 日まで 日まで | |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | Ø | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地 元 | 地区 | 存続期間備 | 考 |
|-----------|----------------------|---------|--------------|----------------------------|--|--|--|---|---|--|-------|------------|--|---|---|---|
| 第720 | 西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先 | | 魚類小割 式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | た区域 基点第227号 ア 基点第22 イ 基点第22 | 西牟婁郡白 7号から72 7号から67 7号から82 | 1浜町古賀浦語 。 - 0 9′2 。 - 3 9′3 。 - 5 5′3 | 隻岸角に設置 265mの点 340mの点 375mの点 | こよって囲まれ | この区域内に 2,000平 方メートルを 超えて生資を 敷設して はな らない | | | 西牟婁郡白 中、富田 し地区 | | 平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで | |
| | 西牟婁郡白 浜町地先 | 第一種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 5月1日 から11 月30日 まで | 大大大 <t< td=""><td>田辺市神楽 9号から25 9号から20 9号から22 9号から22 9号から22</td><td> 4島南端に設置 6° -09′ 8° -05′ 6° -34′ 8° -09′ 2° -15′ 1° -33′ </td><td>置した標識 730mの, 445mの, 545mの, 605mの, 785mの, 940mの,</td><td>点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点</td><td>この区域内に 30,250 平方メートル を超えて生賃 を敷設して ならない</td><td>9月1日</td><td>から30 日間</td><td>原、明洋の 原、明上の 東町町町田 京、東町町田 の片神西置 のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは</td><td>目良江磯 天、、台婁町 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田</td><td>年9月1 日から年 8月31 日まで</td><td></td></t<> | 田辺市神楽 9号から25 9号から20 9号から22 9号から22 9号から22 | 4島南端に設置 6° -09′ 8° -05′ 6° -34′ 8° -09′ 2° -15′ 1° -33′ | 置した標識 730mの, 445mの, 545mの, 605mの, 785mの, 940mの, | 点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点 | この区域内に 30,250 平方メートル を超えて生賃 を敷設して ならない | 9月1日 | から30 日間 | 原、明洋の 原、明上の 東町町町田 京、東町町田 の片神西置 のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは | 目良江磯 天、、台婁町 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 | 年9月1 日から年 8月31 日まで | |
| | 西牟婁郡白 浜町地先 | 第一種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 5月1日 から11 月30日 まで | た区域 基点第209号 ア 基点第20 イ 基点第20 ウ 基点第20 エ 基点第20 | 田辺市神楽 9 号から17 9 号から16 9 号から17 9 号から18 | 送島南端に設置 6°-48′ 9°-37′ 9°-11′ 6°-47′ | 置した標識 880mの。 1,035 1,195 1,075 | mの点 mの点 mの点 | この区域内に 12,500 平方メートル を超えて生賃 を敷設して ならない | 9月1日 | から30 | 原、明定、明治の原、明上、明治の方は、明上、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | 目良、、台婁町天、、台婁町を、川間た兵工磯、郡をいり、川間を自いのできる。 | 年9月1 日から平 成30年 8月31 | |
| 第724 号 | 東牟婁郡串本町串本地先 | 画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 次のア、イ、 順次に結んだ線 基点第270号 基点第272号 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 基と 議 東 東 東 東 東 東 の 防 防 防 防 場 場 場 場 場 場 場 ま ま ま ま ま ま ま ま の り 成 波 退 よ と よ の り と よ と よ の り と よ と よ と よ と よ と よ と よ と よ と よ と よ と と と と と と と と と と と と と | 号、ウ、基点 海岸線とに ソン 3本町ケーソン 3本町串本設置 基提上に設大され エリン・ 3本町よれ 本で は は は は は は は に し に に し に し に し に し に し に し に し に に に し に し に に し に に に に に し に に に に し に に に に に に に に に に に に に | 原第272号。 京のでは、 京のでは、 京のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 及びエの各点を た区域 角に設置した標 から南に150 の交点 点 防波堤との交点 | この区域内の区域内の区域内のま養 70年間では、10年には、10 | | から30 日間 | 東田田岬ゴ須野串山郡江富雲鬮樫姫座荷、、台江川、、古津郡江富雲鬮樫姫座荷田、、野野、、、 | 、二串川、姫中田 田色本、西川湊原 本、西川湊原 東京 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 日から平 成30年 8月31 | |
| 第725 | 東牟婁郡串本町串本地先 | | 魚類小割式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 点を順次に結ん 基点第273号 基点第277号 ア 基点第27 イ 基点第27 | だ線によって 東本 東標識 東職 東職 3号から11 3号から20 | 囲まれた区域 | t ま南防波堤灯 と防波堤灯台 540mの 75mの点 | 基部に設置した | この区域内の区域内の区域でででは、 のでは、 のでは、 でででである。 のでは、 のでは、 のでは、 のででである。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でいるでいるできる。 でいるでいるできる。 でいるできる。 でいるでいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるでいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるではなできる。 でいるでできる。 でいるできる。 でいるではなできる。 でいるではなできる。 でいるではなできる。 でいるではなできる。 でいるではなできる。 でいるでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもで | | から30 日間 | 東田田岬ゴ須野串山半子、、台江川、、台江川、、大台江川、、古津郡江富雲鬮樫姫座荷串田、、野野、、、 | 、二串川、姫中 田色本、西川湊 、 、 、 大向、、 、 大向、、 上 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 日から平 成30年 8月31 | |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0) | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地元地区 | 存続期間 | 備考 |
|-------|-------------|-------|----------|----------------------------|---|---|--|--|---|--|----------|--------------------|---|--|----|
| 第726 | 東牟婁郡串本町大島地先 | /IV I | 魚類小割式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 基点第279号 ア 基点第279 イ 基点第279 ウ 基点第279 | 東牟婁郡串本町 9号から288° 9号から319° 9号から296° | 大島、大島漁港西 一00'85mの 一45'120m 一20'245m 一30'230m | 所波堤基部に設)点 1の点 1の点 | | この区域内に 2,625平方メートルを おえて生簀を 敷設してはならない | | 告示の日 から30 日間 | 東牟婁郡串本町大島 | 平成25 年9月1 日か30年 成30年 8月31 日まで | |
| 第727号 | 東牟婁郡串本町大島地先 | 画漁業 | 式養殖業 | まで | 基点第292号 ア 基点第292 イ 基点第292 ウ 基点第292 | 東牟婁郡串本町 2号から356° 2号から326° 2号から241° | 大島、エビスの鼻 一40′ 130m 一30′ 160m 一00′ 105m 一00′ 50mの | 北西端角に設置 nの点 nの点 nの点 nの点 | | この区域内に くまででは ののでは でのでは でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた | | 告示の日 から30 日間 | 本町大島 | 年9月1 日か30年 成30年 8月31 日まで | |
| | 東牟婁郡串本町大島地先 | | 魚類小割式養殖業 | 月31日 まで | 基点第291号 ア 基点第291 イ 基点第291 ウ 基点第291 | 東牟婁郡串本町 1 号から 1 4° ー 1 号から 3° ー 1 1 号から 3 2 7° | 広を順次に結んた 大島217番地の 10'45mの点 0'105mの点 -00'116m -00'70mの |)1の護岸西端角 〔 〔 ī ī | | この区域内に くる式が、 のではでするのでは であるでするでする。 であるでは であるでする。 であるでは であるでする。 であるでは であるでする。 であるでは であるでする。 であるでは であるでする。 であるでは であるでする。 であるでは であるでも である である である である である である である である である である | | 告示の日 から30 日間 | 7 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 | 平成25 年9月1 日か30年 成30年 8月31 日まで | |
| 第729 | 東牟婁郡串本町大島地先 | | 魚類小割式養殖業 | 月31日 まで | 基点第290号 ア 基点第290 イ 基点第290 ウ 基点第290 | 東牟婁郡串本町) 号から328°) 号から314°) 号から227° | 大島、水谷通称海 一30′280㎡ ー30′348㎡ ー30′348㎡ ー19′297㎡ ー30′178㎡ | 毎年 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 | | この区域内の区域内の区域内の区ま養 10方と 250平を変数 250平を変数 250平を変数 250平を変数 250平を変からない | | 告示の日 から30 日間 | | 平成25 年9月1 日か30年 8月31 日まで | |
| 第732 | 東牟婁郡串本町須江地先 | /IV I | 魚類小割式養殖業 | 月31日 まで | 基点第288号 ア 基点第288 イ 基点第288 ウ 基点第288 | 東牟婁郡串本町 3号から305° 3号から345° 3号から18°- | 点を順次に結んた 須江影ノ浦通称オー46′40mの ー45′82mの 43′75mの点 18′20mの点 | ーヤボシに設置し)点)点 | | この区域内に 576平方 メートルを超 えて生簀を敷 設してはなら ない | 1 // - 1 | 告示の日 から30 日間 | /14 1 24 11 1 | 平成25 年9月1 日か30年 成30年 8月31 日まで | |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | D | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地元地区 | 存続期間 | 備考 |
|------------------|-----------------------|------|--------------|----------------------------|--|---|--|--|---------|--|-----------|------------|--|--------------|----|
| 和特区 第734 号 | 東牟婁郡那智勝浦町浦神地先 | | 魚類小割式養殖業 | 月31日 まで | 区 基点 第3113 第31 第31 第31 2 本 基 基 基 点 第31 ウ エ 表 点 第31 カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ | 東牟婁郡那 1号から29 1号から22 1号から24 1号から24 1号から24 | カ及びアの各点を順 智勝浦町大字浦神仏 2°-00'42m 7°-20'150 2°-50'272 9°-50'265 4°-30'465 3°-20'460 | 崎北端に設置し7 の点 mの点 mの点 mの点 mの点 | た標識 | こく割せ11 のろ式11 のろ式2 を が が が が が が が り り り り り り り り り り り り | | から30 日間 | 東牟婁郡那 智勝下里 神 明 京 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 | 年9月1日から平 | |
| | 東牟婁郡那智勝浦町浦神地先 | | 魚類小割式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 基点第311号 ア 基点第31 イ 基点第31 ウ 基点第31 | 東牟婁郡那 1号から30 1号から29 1号から27 | の各点を順次に結ん 智勝浦町大字浦神仏 8°-30'500 8°-00'373 3°-35'648 3°-40'728 | 崎北端に設置し7 mの点 mの点 mの点 mの点 | た標識 | こく割せ13 のろ式3方を を を が が が が が が が り る で る で る で る で る で る で る で る で る う と り る し る り る り と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り と り | 9月1日 | から30 日間 | 東智勝等事務所不可以表面的 | 年9月1 日から平 | |
| | 東牟婁郡那智勝浦町勝浦地先 | | 魚類小割式養殖業 | | 基点第343号 ア 基点第34 イ 基点第34 ウ 基点第34 | 東牟婁郡那 ³ 3号から57° 3号から60° 3号から56° | の各点を順次に結ん 智勝浦町シケ島中央 00′370m 30′367m 30′218m 05′224m | 部に設置した標 の点 の点 の点 | 哉 | この区域内に 1,440平 方メートルを 超えて生簀を 敷設い らない | 平成25年9月1日 | から30 日間 | 智勝浦町築地、勝浦、 | 年9月1 | |
| 第738 | 東牟婁郡那 智勝浦町勝 浦地先 | | 魚類小割 式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 基点第345号 ア 基点第34 イ 基点第34 ウ 基点第34 エ 基点第34 | 東牟婁郡那 漂識 5号から10 5号から11 5号から13 5号から13 5号から12 | の各点を順次に結ん 智勝浦町大字湯川越 8°-20'115 9°-25'205 0°-28'203 9°-16'104 | 瀬近鉄埋立地先st mの点 mの点 mの点 mの点 | 突端に設置した | この区域内に 1,050平 方メースを 超えて生 りない らない | 9月1日 | から30 日間 | 智勝浦町築地、勝浦、北浜、朝 | 年9月1 | |
| | 東牟婁郡那智勝浦町勝浦地先 | | 魚類小割式養殖業 | | 基点第344号 ア 基点第34 イ 基点第34 ウ 基点第34 | 東牟婁郡那 4号から25 4号から23 4号から23 | の各点を順次に結ん 智勝浦町中ノ島南西 2°-15′88m 1°-30′81m 1°-00′96m 8°-30′104 | 端に設置した標記 の点 の点 の点 の点 | 戠 | この区域内に 288平方 メートルを超 えて生簀を敷 えてはなら ない | | から30 日間 | 智勝浦町築地、勝浦、北浜、朝 | 年9月1 | |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0) | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地 元 | 地区 | 存続期間 | 備考 |
|-------|---------------------|-------|----------|----------------------------|--|---|--|--|----------------|--|-------|--------------------|--|--|--|----|
| | 日高郡由良 町三尾川地 先 | | 魚類小割式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 区域 基点第133号 ア 基点第133 | 有田郡広川町、 3号から314° 3号から319° 3号から317° | 、日高郡由良 ~ - 4 5′5 ~ - 5 5′5 ~ - 3 0′4 | 良町界に設置 560mの点 550mの点 450mの点 | | この区域内に 500平を メートルを えて生 設して ない | 9月1日 | から30 日間 | 衣奈 | | 平 年 9 月 1 日 か 3 0 年 8 月 3 1 日 ま で | |
| 第746 | 日高郡日高 町志賀柏地 先 | | 魚類小割式養殖業 | | 基点第168号 標 ア 基点第168 イ 基点第168 | 日高郡日高町; 震識 3 号から 9° ー 3 号から 1 2°・ 3 号から 3 4 1° | 志賀由良港村 56′330 -20′28 -36′2 | 的泊地防波堤) mの点 3 1 mの点 2 7 5 mの点 | | 1,440平方メートルをおえて生簀を敷設してはならない | 9月1日 | から 30 日間 | | | 平 年 9 月 1 日 か 3 0 年 8 月 3 1 日 ま で 8 月 3 1 日 で | |
| 第747 | 東牟婁郡串本町大島地先 | | 魚類小割式養殖業 | から12 月31日 まで | 基点第279号 | 東牟婁郡串本E 標識 号から354° 号から3° ー | 町大島、大島 ² -56′3 05′391 38′377 | 島漁港西防波: 3 0 4 mの点 l mの点 7 mの点 | | この区域内に 1,152平 方メートルを 超えて生簀を 敷設してはな らない | 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | | 本町大島 | 平 年 9 月 1 日 成 3 0 年 8 月 3 1 日 ま で 8 月 3 1 日 で 8 月 3 1 で 6 1 で 6 1 で 7 で 8 月 8 で 7 8 で る の 8 で 8 の 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で る る る の る の る の る の る の る の る の る の る の る の る る る の る の る の る の る の る の る の る の る の る の る る る の る る る る る る る る る る る る る | |
| 第749 | 東牟婁郡串本町大水崎地先 | | 式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | よって囲まれた区 基点第273号 に ア 基点第273 | 医域 東牟婁郡串本民 設置した標識 3号から21°・ 3号から103° 3号から82°・ | 町通称ヨット - 5 7′ 7 5 ^ - 1 0′ 5 - 4 9′ 6 9 | トハーバー南 5 mの点 5 7 0 mの点 9 5 mの点 | 防波堤燈台基部 | この区域内に くる式では のでは でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが | 9月1日 | から30 日間 | 東田田岬ゴ須野串山、岩川、大田田岬ゴ須野・ボース・ボース・ボース・ボース・ボース・ボース・ボース・ボース・ボース・ボース | 二 出 田 色 本 、 大 向 、 大 向 、 大 向 、 大 向 、 大 向 、 大 の 、 大 の 、 大 の 、 、 世 、 、 の 、 の 、 の の の と の の と の の と の と の と の と の と の と の と の と の の と の の の の の の の の の の の の の | 日から平 成30年 8月31 | |
| 11.14 | 日高郡由良町神谷地先 | /IV I | 魚類小割式養殖業 | から12 月31日 まで | 次のア、イ、ウ 区域 基点第161号 ア 基点第161 イ 基点第161 ウ 基点第161 エ 基点第161 | 日高郡由良町) 号から258° 号から253° 号から254° | 鳶島頂点に設 ゜−00′1 ゜−20′1 ゜−30′1 | 设置した標識 l, 200m l, 210m l, 400m | の点 の点 の点 | この区域内に 2,000平 方メートルを 超えて生簀を 敷設してはならない | 9月1日 | 告示の日 から30 日間 | | 盯神谷、吹 | 平成25 年9月1 日か30年 成30年 8月31 日まで | |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | の | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地 元 地 区 | 存続期間 備 考 |
|------|---------------------|------|--------------|--------------------|--|---|---|--|--------|---|-------|--------------------|---|---|
| | 日高郡日高 町志賀柏地 先 | | | まで | 基点第168号 ア 基点第16 イ 基点第16 ウ 基点第16 | 日高郡日高昭 8号から43° 8号から47° 8号から44° | の各点を順次に結 町志賀由良港柏泊 -30'680 -20'670 -00'530 -40'550 | 地防波堤基部に mの点 mの点 mの点 | | この区域内に 900平方 メートル シート 設して生 設しない | | 告示の日 から30 日間 | 日高郡日高町 | 平成25 年9月1 日が30年 8月31 日まで |
| | 日高郡由良町衣奈地先 | | 式養殖業 | 月31日 まで | 基点第139号 ア 基点第13 イ 基点第13 ウ 基点第13 | 日高郡由良町 9号から33: 9号から32: 9号から32(| の各点を順次に結 町大字衣奈、通称 2° - 45′84 2° - 00′95 0° - 30′91 1° - 00′79 | カブト岩突端に 0 mの点 5 mの点 5 mの点 | | この区域内に 1,000平 方メートルを 超えて生簀を 敷設してはな らない | | | 日高郡由良町三 尾川、衣奈 | 平成25 年9月1 日か30年 8月31 日まで |
| 第756 | 東牟婁郡那智勝浦町勝浦地先 | | 式養殖業 | 月31日 まで | 基点第343号 ア 基点第34 イ 基点第34 ウ 基点第34 | 東牟婁郡那名 3号から25 3号から23 3号から17 | の各点を順次に結 智勝浦町シケ島中 5° -00′32 0°-20′40 3°-40′46 8°-45′40 | 央部に設置した 8 mの点 0 mの点 4 mの点 | | この区域内に 2,160平 方メートルを 超えて生簀を 敷設してはな らない | | から30 | 東牟婁郡那智勝 浦町築地、勝 浦、北浜、朝 日、天満 | 平成25 年9月1 日か30年 8月31 日まで |
| | 田辺市新庄 町地先 | | 魚類小割 式養殖業 | から12 月31日 まで | 基点第206号 ア 基点第20 イ 基点第20 ウ 基点第20 | 田辺市新庄町 6号から11 6号から11 6号から14(| 各点を順次に結ん 町内ノ浦南海マリ 1°-10'20 5°-45'23 6°-30'19 5°-40'16 | ーナ護岸南端に 5 mの点 5 mの点 5 mの点 | | この区域内に 1,440平 方メートルを 超えて生實を 敷設して らない | 9月1日 | から30 日間 | 田辺市芳養町、 芳養 明 芳養、目良、天 洋、日の山、天 崎、上の山、 上屋敷、 片 町 | 成30年 |
| | 西牟婁郡白 浜町堅田地 先 | | 魚類小割 式養殖業 | から12 月31日 まで | れた区域 基点第231号 ア 基点第23 イ 基点第23 ウ 基点第23 エ 基点第23 オ 基点第23 | 西牟婁郡白紀 1号から95° 1号から10; 1号から11; 1号から11; 1号から15; | か及びアの各点を 浜町畠島東端に設 1 -00'380 3°-45'78 3°-40'77 3°-40'41 5°-40'36 8°-45'25 | 置した標識 mの点 0 mの点 5 mの点 0 mの点 0 mの点 | によって囲ま | この区域内に 7,776平 方メートルを 超えて生ま 敷設して らない | 9月1日 | から30 | 西牟婁郡白浜町 (旧日置川町を 除く。) | 平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0 | 区 | 域 | 制限又は条件 | 免許予定日 | 申請期間 | 地元地区 | 存続期間備 | 考 |
|------------------|---------------|---------|----------|----------------------------|--------------------------------------|--|---------------------------------------|----------------------------------|-------------------------|---|---------------|------------|-------|--------------|---|
| | 西牟婁郡 出 地 先 | 第一種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日 1月5日 1日2日 まで | 囲まれた区域 | 号 西牟婁郡 標識 26号から2 26号から2 26号から2 | 5白浜町古賀 45°-0 45°-0 73°-2 | 浦馬見崎北 0′30m 0′180 0′204 |) mの点 l mの点 | ころ養化 では、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 の | | から30 日間 | | 年9月1 日から平 | |
| 和特区 第761 号 | 東牟婁郡那智勝浦町浦神地先 | 第一種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日 から12 月31日 まで | 囲まれた区域 基点第314 ア 基点第3 イ 基点第3 | 号 東牟婁郡 設置した標 1 4 号から 2 1 4 号から 2 1 4 号から 2 | 那智勝浦町 識 56°-3 48°-3 39°-4 | 大字浦神岩 0′342 0′639 0′628 | 2 mの点 9 mの点 8 mの点 | この区域内にく式。 の区域ろ小せ2、 880平起を単立 とのを超設しては を敷設い | 平成25年 9月1日 | から30 日間 | 智勝浦町浦 | 年9月1 日から平 | |

くろまぐろ小割式養殖業

| 番 号 漁場の位置 漁来 種 類 漁業 名 称漁業時間 漁 場 の 区 城制 段 又 は 条 件 免許予定日 申請期間地 元 地 区 存続期間 備 所称 () |
|---|
| 第801 本町 本町 本町 本町 本町 本町 本本 本本 |
| Eよって囲まれた区域 基点第292号 東牟婁郡串本町大島、エビスの鼻北西 端角に設置した標識 ア 基点第292号から356°-40′130mの点 イ 基点第292号から326°-30′160mの点 ウ 基点第292号から241°-00′105mの点 エ 基点第292号から192°-00′50mの点 |

| 番 | 号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | *** | | カ 区 | | 制 阝 | 艮又 | は | 条(| 牛免許 | 予定日 | 申請期間 | 地 | 元 | 地 | 区有 | 続期間 | 備考 |
|---|---|-------|------|------|------|------------------|--------------------|---|----------------------|-----|----|---|----|-----|-----|------|---|---|---|----|-----|----|
| | | | | | | 4 次のア、 によって囲 | | バアの各点を順≥ | 次に結んだ線 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 護岸西端角に | 日本町大島217 こ設置した標識 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | イ 基点第2 | 91号から3° | $1^{\circ} - 10' \ 45$ $-10' \ 105$ | 5 mの点 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 27° -00' 1 02° -00' 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | によって囲 | まれた区域 | がアの各点を順 ∅ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 橋基部に設置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | イ 基点第2 | 90号から31 | $28^{\circ} - 30'$ $24^{\circ} - 30'$ $37^{\circ} - 19'$ $37^{\circ} - 19'$ | 348mの点 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 工 基点第2 | 90号から22 | 23° -30′ | 297mの点 178mの点 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | イ、ウ、エの名 岸によって囲ま | 予点を順次に結♪ ∈れた区域 | んだ線と大水 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 基部に設置し | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | イ 基点第2 ウ 基点第2 | 73号から10 73号から82 | $ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$ | 5 7 0 mの点 9 5 mの点 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 上 基总第2 | / 3 写かり3 1 | - 28 48 | 3 / mの点 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0) | 区 | 域 | 制限 | 又に | は 条 作 | 免許予定 | 申請期間 | 間地 | 元 | 地区 | 存続期間 | 備考 |
|-----------|----------------------|------|------|---|-------------------------------|---|-----------------------------------|--|---|--|---|--|------|------|------|------|------|---|----|
| 和特区第802 | 東牟婁郡江地 | × 1 | | 1月1日 1月1日 1月1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1 | 次に結んだ線に 基点第269号 基点第289号 | よ 漂 漂 99999997 で 牟 牟 かかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかか | 和た区域 | 、出雲崎 '1,1,1 '1,3 '2,4 2,4 2,4 1,3 1,7 6,7 6,7 6,7 6,7 6,7 6,7 6,7 6 | 突端に設置した 7 1 mの点 5 3 mの点 4 2 mの点 0 mの点 8 mの点 3 mの点 の点 の点 | 場す施超だ1一内格るい形規台形規台形規台形規台 画殖当込のる設えし1トで、こ。状格数状格数状格数状格数当漁用た尾 | 区養はで、0ル、又と :::::::::::::::::::::::::::::::::::: | 0 m 0 m ×4 8 m ×2 7 m 区養年活 1005 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100 | 9月1日 | |) 出雲 | | 鬮野川、 | 平年日成 8 日 まで 1 平 1 日 成 2 月 1 日 成 8 月 1 日 成 8 月 1 日 成 8 月 1 日 は 8 日 1 日 は 8 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 | |
| 和特区第803 号 | 西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先 | | | 1月1日 から12 月31日 まで | 囲まれた区域 基点第228号 | 西牟婁郡 職 8号から1 8号から1 8号から1 | 3白浜町阪田 25°-0 41°-4 52°-3 | 北東護岸 6′10 5′27 8′27 | 5 mの点 0 mの点 0 mの点 | 場す施えし1ル生はは形規台 画殖のる設て、、、を簀台差状格数当漁用 | 区養はは生1 超の数し:::該業では順、な等の平が状変えが変更 121漁で、11漁で、11漁で、11漁で、120業間の数し:::該業で、120歳間のな総が、更な形m台権が、120歳間のでは、120歳間の | いに規い面ケ囲規すい、、にら人て供模。積メ内格る。 1 係れ工設すをたが上で、こ 2 るる種置る超だ ト、又と m 区養苗 | | | | 富田、林 | | 平成25年96月1日成30年9月1日成30年9月1日成30年9月1日 日本 | |

| 番号 | 漁場の位置 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 | 漁 | 場 | 0 | 区 | 域 | 制 | 限 | 又 | は条 | 件免記 | 午予定日 | 申請期間 | 地元地区 | 存続期間 | 備考 |
|------|---------|------|------|---------------------------------|-------------------------|---|--|---|---|---|--|------------------------------|------------|----------------|------|------|----------|-------------------|----|
| 第804 | 東智神地集神大 | | | 1月1日 1月51日 1月51日 1月51日 | 基 アイウエオカ 2 基 アイウエ 3 基 ス | た 標11111 、 標1111 、 し4444 区 東識号号号号号 ウ 東識号号号号 ウ 東た号号号域 牟 かかかかかか ・ 牟 かかかかか ・ 牟 かかかかかか ・ 牟 かかかかか ・ 本 かかかかか ・ 本 さららららら エ ・ 妻 さららららら エ ・ 妻 さららららら エ ・ 妻 さらららら エ ・ 妻 さらららら エ ・ 妻 さらららら エ ・ 妻 さらららら エ ・ 妻 さららららら エ ・ 妻 さららららら エ ・ 妻 さんさん エー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 那智 8 2 ° - 2 0 ′ 4 2 ° ° - 2 0 ′ 4 2 ° ° - 3 0 ′ 6 3 ° - 2 0 ′ 5 4 3 ° ° - 4 0 ′ 7 8 3 ° ° - 4 0 ′ 7 8 3 ° ° - 4 0 ′ 7 8 3 ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° | 字 / · / · / 順 字 / · / · / 順 字 / · / · / 順 字 / · / · / 順 字 / · / · / 順 字 / · / · / · / 順 字 / · / · / · / 順 字 / · / · / · · / 順 字 / · / · / · · · · · · · · · · · · · · | のののののの だ 北 ののののの だ 崎 のののののの だ 北 のののの だ 崎 南 点点点点 は こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ | 2 | 場す施超だ7を生はは形規台(画殖のる設えし、超簀台差状格数当漁用の多いで、280巻し:::談業種 | 区をはて 0 とう女 | 彦 n×12n | 置るとこぶルスニー n 区を | | | 東牟丁八東牟丁八 | 平年日成8日2月ら03で51平年1 | |

あわび地蒔式養殖業

| 0)47 | ♪地時 丸種 | 27世末 | 1 | | | | | | | 1 | | 1 | | | |
|------|---------------|------|---|------------|-----------------|--|--|--|---------------------------|---|------|------|---------|---|----|
| | 漁場の位置 | | | | | 場 | Ø | 区 | 域 | 制限又は条件 | | | | | 備考 |
| | 和歌山先 | 第三種区 | | 月31日 まで | 岸線 基基基ア の 9 号号号 | 囲まれた区域 和歌山市加太和歌山市加太 和歌山市加太 うから270° | 加太港第三防 田倉埼灯台基 磯ノ浦界に設 -00′の方位線上5 。-00′の 。-00′の | 波堤新旧接続部 部南西に設置し 置した標識 位線と加太港第 | 一防波堤西側岸壁と mの点 00mの点 | 12おりまする とする の りました で が の に りまする の りました で が は の に りました で が は い の に りました で が は い の に りました に りました い の に りました に りました い | 9月1日 | から30 | 太、深山、大川 | 平年日成8日 5 1 平年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |

県

報

平成二十五年五月三十一日

号 外

別 冊